

第3期
士幌町子ども・子育て支援事業計画

**〔 2025～2029
令和7年度～令和11年度 〕**

【案】

令和7年3月
士 幌 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の策定体制	4
(1) 子ども・子育て会議	4
(2) 土幌町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査	4
第2章 土幌町の子ども・子育てを取り巻く状況	5
1 人口・世帯の状況	5
2 結婚・就業の状況	10
3 土幌町の子育て支援サービスの状況	14
4 アンケート調査の結果	19
第3章 基本的な考え方	59
1 基本理念	59
2 基本目標	60
3 施策の体系	62
第4章 子ども・子育て支援事業	63
1 教育・保育提供区域の設定	63
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	63
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	66
第5章 基本目標ごとの取り組み（行動計画）	75
1 地域における子育ての支援	75
2 母と子どもの健康の確保・増進	78
3 子どもの教育環境の整備	81
4 子育てを支援する生活環境の整備	84
5 仕事と家庭との両立の推進	85
6 子ども等の安全の確保	86
7 支援を必要とする児童への取り組みの推進	87
第6章 計画の推進及び点検評価	94
1 計画の推進体制	94
2 計画の点検評価	94

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子化が急速に進んでおり、令和5年の全国の出生数は72万7千人（対前年比4万3千人減）、合計特殊出生率（女性が一生に産むとされる子どもの数 ※土幌町：平成31年～令和5年の平均は 1.31）は、1.20 と、いずれも8年連続減少、過去最少となっています。

土幌町では、平成 17 年度からの「土幌町次世代育成支援行動計画」を基に、これから育っていく子どもたちが健やかに成長できることや、子育てをする人の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して取り組みを進めてきました。

しかしながら、現在の子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が増え、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。また、2024年、民間の有識者グループ「人口戦略会議」は、出産の中心世代となる20～39歳の女性が2020年から2050年までの30年にかけて50%以上減少する自治体を「最終的には消滅する可能性がある」と推測し、分析レポートを公表しました。この分析では、道内では179市町村のうち、65%にあたる117市町村が「消滅可能性自治体」に該当し、本町も該当すると発表されました。

国は若年人口が急激に減少する2030年までに少子化トレンドを反転させることができないと人口減少を食い止めることができなくなると捉え、2023年12月に「こども未来戦略」を策定し、これまでにない規模で、全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進していくこととしました。

本町においては、平成27年3月に「土幌町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」、令和元年3月に「第2期土幌町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、本町の子育て支援を進めてきましたが令和6年度で第2期の終期を迎えることから、子ども・子育て会議やアンケート調査、パブリックコメント等を実施し、広く町民の意見を聴き、計画内容の見直しを行い、新たに令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とする第3期土幌町子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条に規定される5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものですが、併せて「次世代育成支援対策推進法」に定める「市町村行動計画」として土幌町におけるおおむね18歳未満のすべての子どもと家庭を対象とした子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置付けるものです。

また、上位計画である「土幌町第6期町づくり総合計画」や健康福祉、教育分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。

子ども・子育て支援法（第2条・基本理念）

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

◆ 上位計画 ◆

土幌町第6期町づくり総合計画

～ 輝く未来へ しほろ創生 ～

整合



第3期

土幌町子ども・子育て支援事業計画

整合



◆ 根拠法令 ◆

子ども・子育て関連3法
・子ども子育て支援法
・認定こども園法
・関連整備法
次世代育成支援対策推進法

◆ 関連計画 ◆

第4期土幌町地域福祉計画
土幌町障がい者福祉計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
健康イキイキシほろ21計画
土幌町教育振興基本計画

3 計画期間

この計画の期間は、子ども・子育て支援法の設定に基づき、5年を1期として定めることとし、第3期は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までとします。

また、計画内容について定期的に点検・評価等を実施し、見直しを行うこととしています。

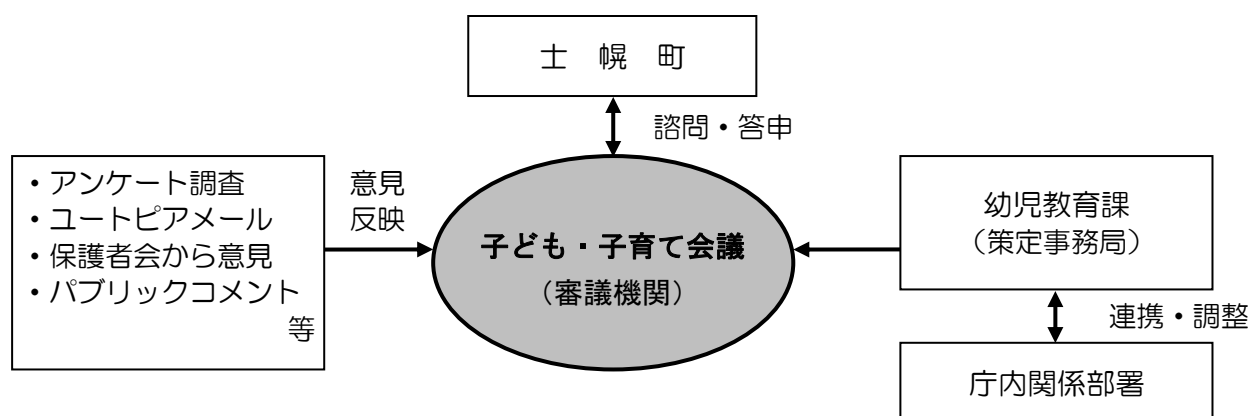
平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
士幌町子ども・子育て支援事業計画 [第1期]									
				策定作業	士幌町子ども・子育て支援事業計画 [第2期]				

令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
士幌町子ども・子育て支援事業計画 [第2期]									
				策定作業	士幌町子ども・子育て支援事業計画 [第3期]				

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

この計画は、土幌町における子ども・子育て支援事業を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえ実施するため、子ども・子育て関連事業関係者や学識経験者などに町民からの公募委員を加えた10名で構成する「土幌町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容について審議しました。



(2) 土幌町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査

この調査は、就学前児童及び小学生の保護者を対象に、生活実態や子育てに関する意識、要望・意見などを把握し、本計画で定める教育・保育及び子ども・子育て支援の事業量を推計する基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	168 世帯	113 世帯	67.2%
	小学生	196 世帯	128 世帯	65.3%
対象者の抽出方法	住民基本台帳から小学生までの子どもがいる世帯を抽出			
調査期間	令和5年12月1日～12月21日			
調査方法	こども園・保育所（園）、小学校を通じて配布・回収、こども園等に入所していない幼児の世帯は、配布・回収ともに郵送			

第2章 士幌町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

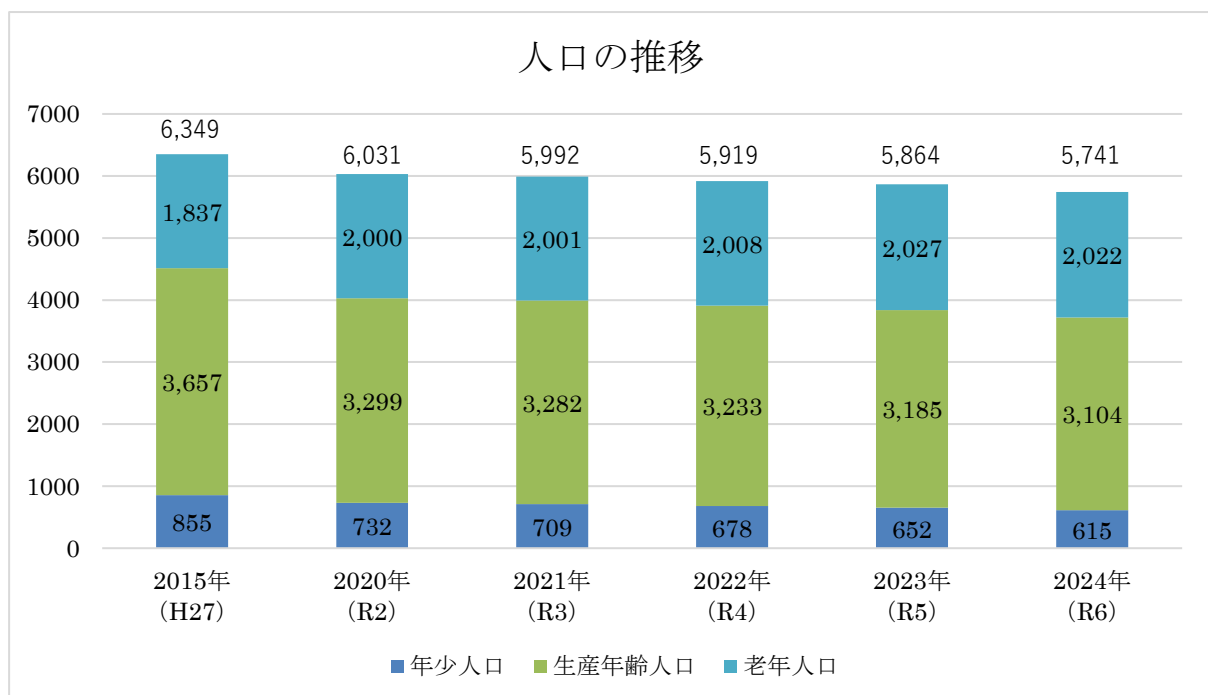
(1) 人口動態

本町の総人口は年々減少し、令和6年3月31日で、5,741人です。(住民基本台帳)
人口構成割合の推移を見ると、15歳未満の年少人口と15～65歳未満の生産年齢人口の割合は減少し、65歳以上の老年人口の割合は増加傾向にあります。

■人口構成の推移

区分		2015年 (H27)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
年少人口 (0～14歳)	人	855	732	709	678	652	615
	%	13.5%	12.1%	11.8%	11.5%	11.1%	10.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	人	3,657	3,299	3,282	3,233	3,185	3,104
	%	57.6%	54.7%	54.8%	54.6%	54.3%	54.1%
老年人口 (65歳以上)	人	1,837	2,000	2,001	2,008	2,027	2,022
	%	28.9%	33.2%	33.4%	33.9%	34.6%	35.2%
計		6,349	6,031	5,992	5,919	5,864	5,741

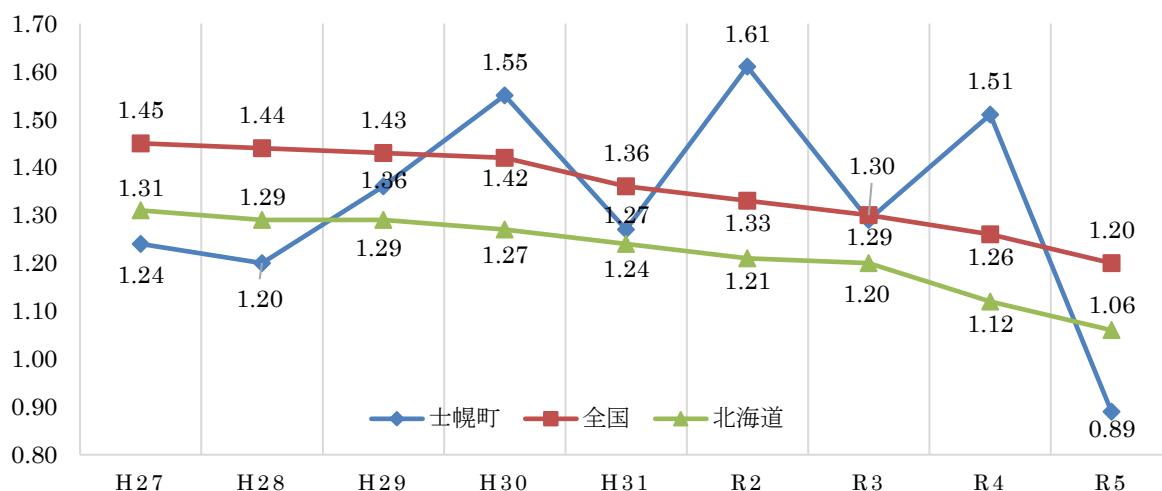
資料：住民基本台帳（各年3月31日 ※平成27年のみ4月1日）



国が示す手引きに基づき、平成 27 年から令和 5 年の住民基本台帳・年齢ごとの男女別人口を基にコーホート変化率法（過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画期間中の児童数を推計しました。

今後の本町の出生数は年 30 名程度で推移すると推計されました。

合計特殊出生率の推移

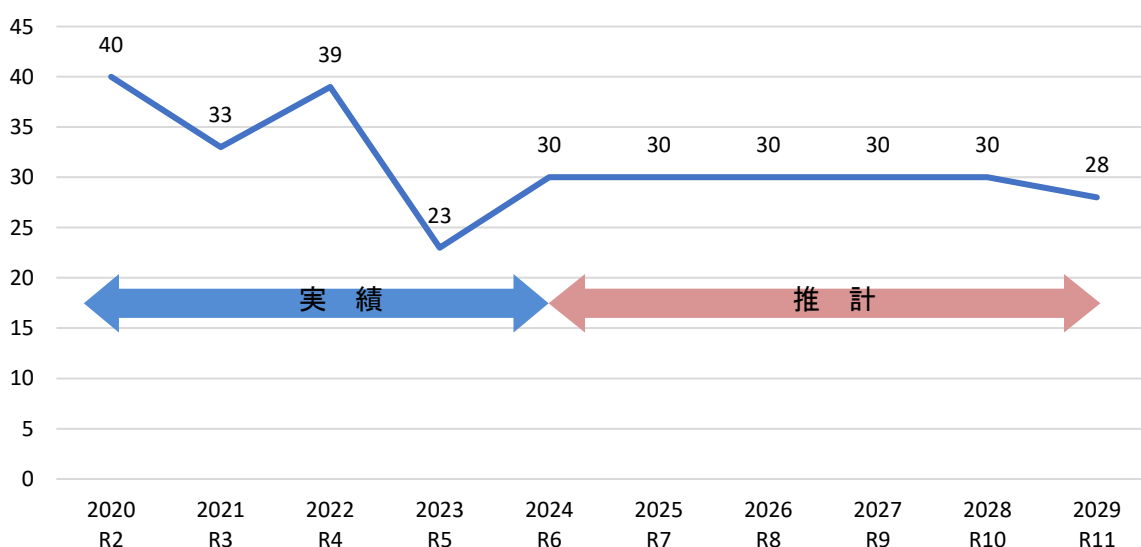


	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
士幌町	1.24	1.20	1.36	1.55	1.27	1.61	1.29	1.51	0.89
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20
北海道	1.31	1.29	1.29	1.27	1.24	1.21	1.20	1.12	1.06

資料：厚生労働省 人口動態統計

士幌町 住民基本台帳から分析 ※各年度

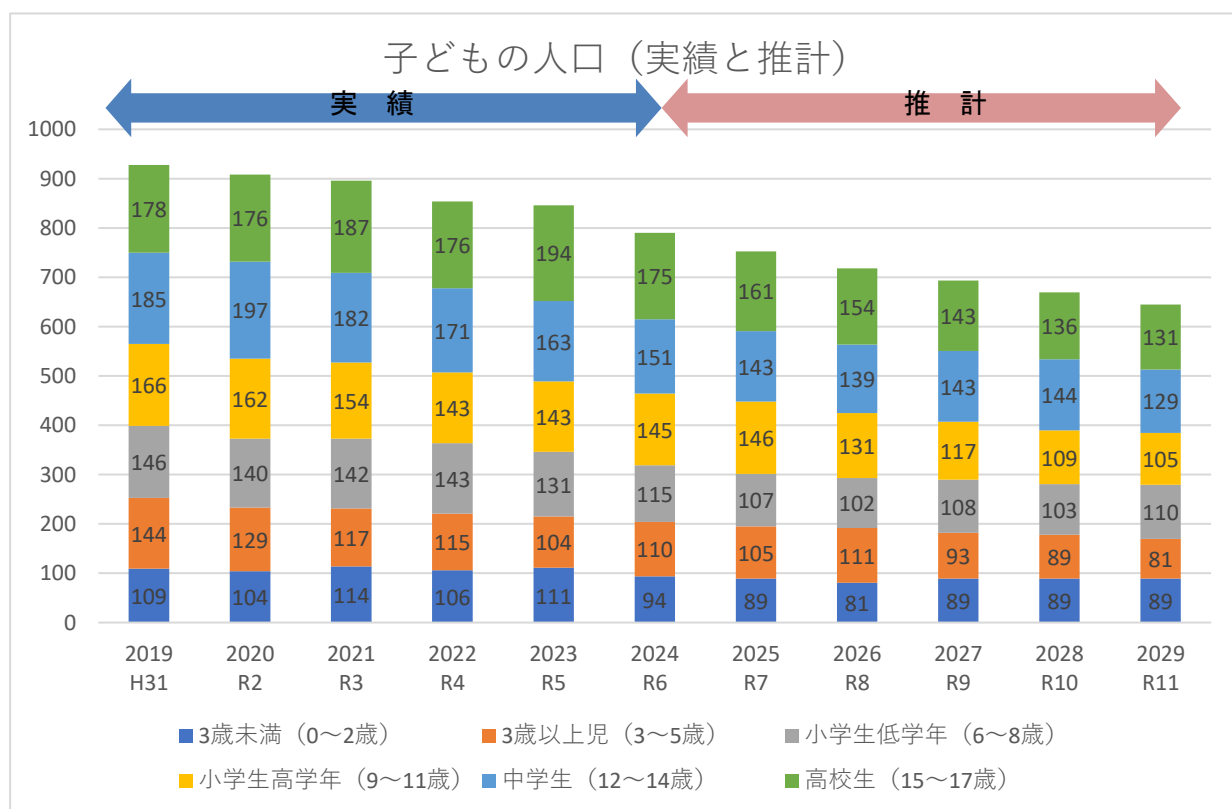
出生数（実績と推計）



■児童数の推移

		実績					推計				
	2019 H31	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
0歳	40	31	38	38	37	22	30	30	30	30	30
1歳	32	39	33	37	36	39	22	30	30	30	30
2歳	37	34	43	31	38	33	37	21	29	29	29
3歳	43	36	36	42	31	40	34	38	22	30	30
4歳	53	43	36	36	39	32	40	34	38	22	30
5歳	48	50	45	37	34	38	31	39	33	37	21
6歳	45	47	49	45	36	34	38	31	39	33	37
7歳	47	46	48	49	46	35	34	38	31	39	33
8歳	54	47	45	49	49	46	35	33	38	31	40
9歳	51	53	46	46	51	49	47	36	35	40	33
10歳	54	53	53	45	46	50	48	46	35	33	38
11歳	61	56	55	52	46	46	51	49	47	36	34
12歳	64	62	55	54	53	44	45	50	48	46	35
13歳	70	64	63	55	54	54	44	45	50	48	46
14歳	51	71	64	62	56	53	54	44	45	50	48
15歳	74	50	69	63	61	53	51	52	42	43	48
16歳	54	72	46	69	63	58	52	50	51	41	42
17歳	50	54	72	44	70	64	58	52	50	51	41
合計	928	908	896	854	846	790	753	718	693	669	644

※各年3月31日



(2) 世帯の動向

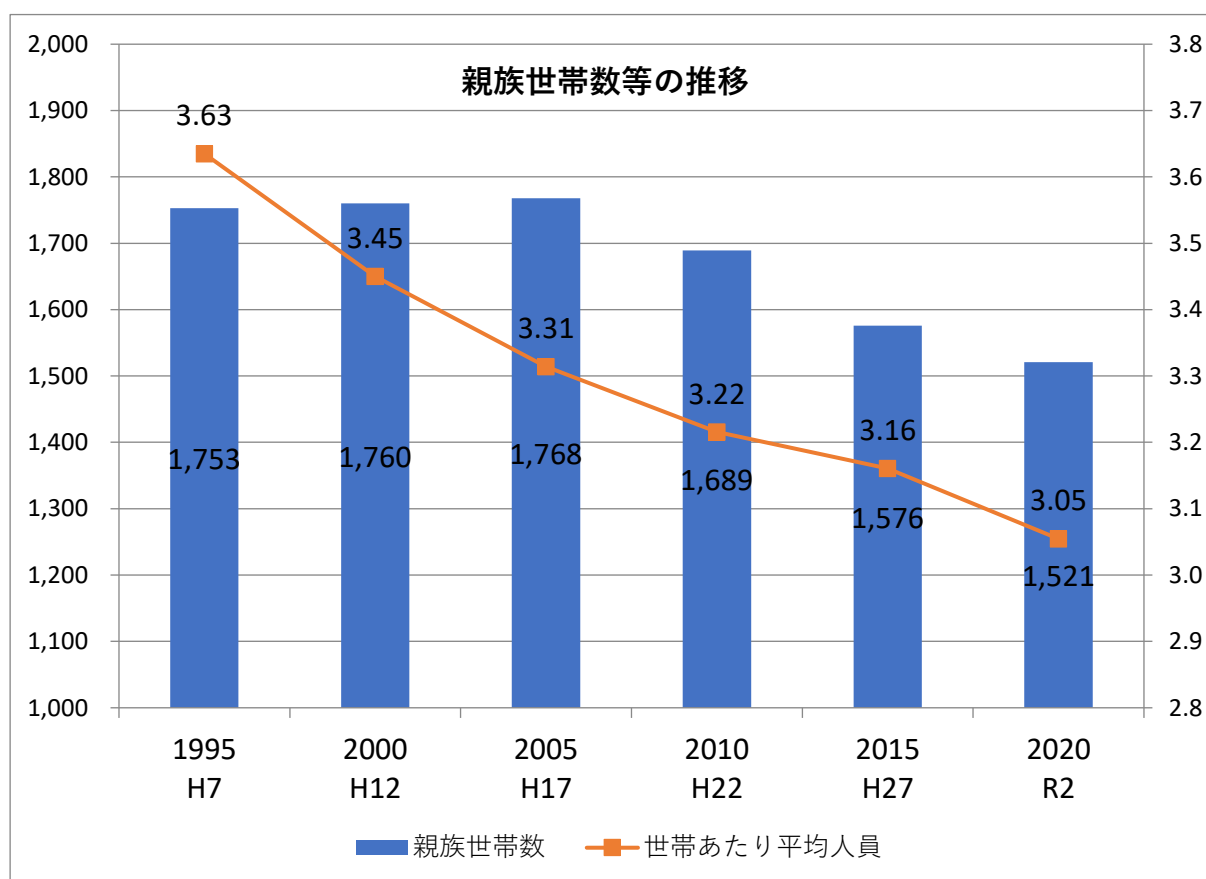
国勢調査から親族世帯の数と世帯あたり平均人員を見ると、ともに減少傾向にあります。

■親族世帯数等の推移

(世帯・人)

区分	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27	2020 R2
親族世帯数	1,753	1,760	1,768	1,689	1,576	1,521
親族世帯人員	6,372	6,072	5,859	5,431	4,981	4,646
世帯あたり平均人員	3.63	3.45	3.31	3.22	3.16	3.05

資料：国勢調査



■国勢調査における世帯の種類の分類

世帯	一般世帯	A：親族世帯	I：核家族世帯
		B：非親族世帯	II：その他の親族世帯
		C：単独世帯	
	施設等の世帯		

一般世帯（親族世帯）、子どものいる世帯ともに減少傾向にある中で、ひとり親世帯の割合は減少傾向にあります。令和 2 年では、18 歳未満の子どものいる世帯（483 世帯）のうち 9.3%（45 世帯）で前回の国勢調査から 0.2% 減、6 歳未満の子どものいる世帯（182 世帯）のうち 3.8%（7 世帯）で前回調査から 2.5% 減となっています。

■世帯類型の推移

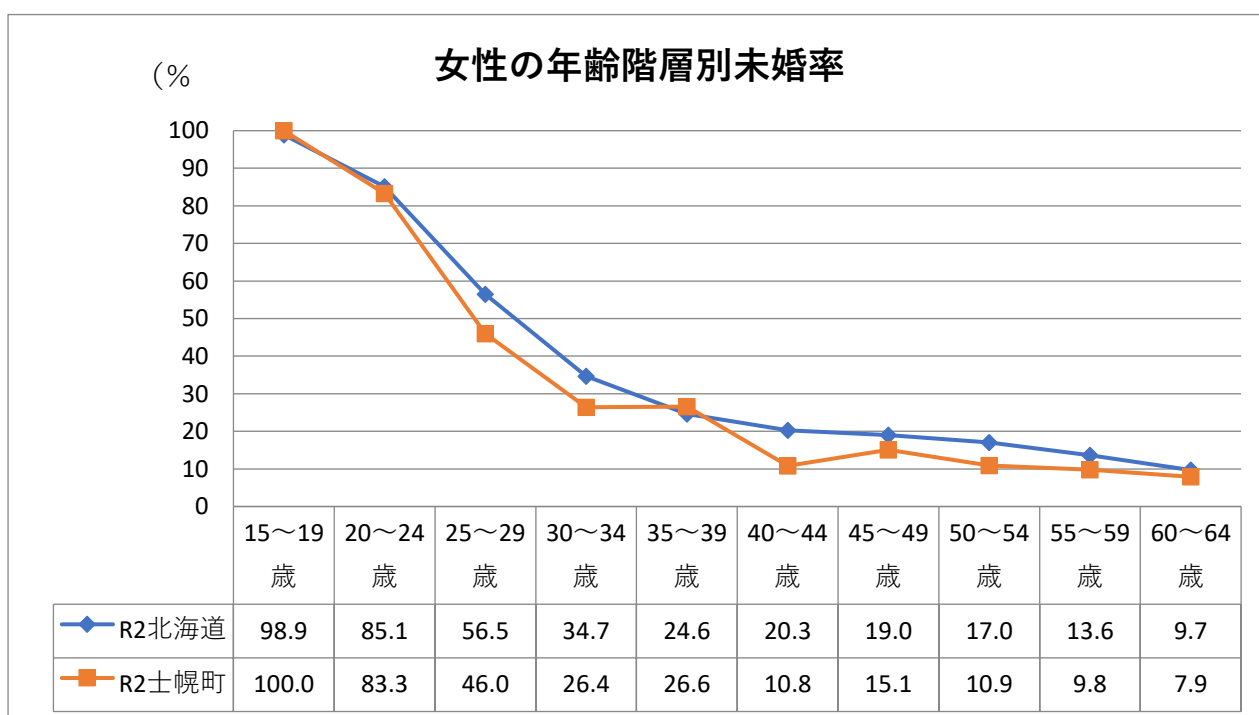
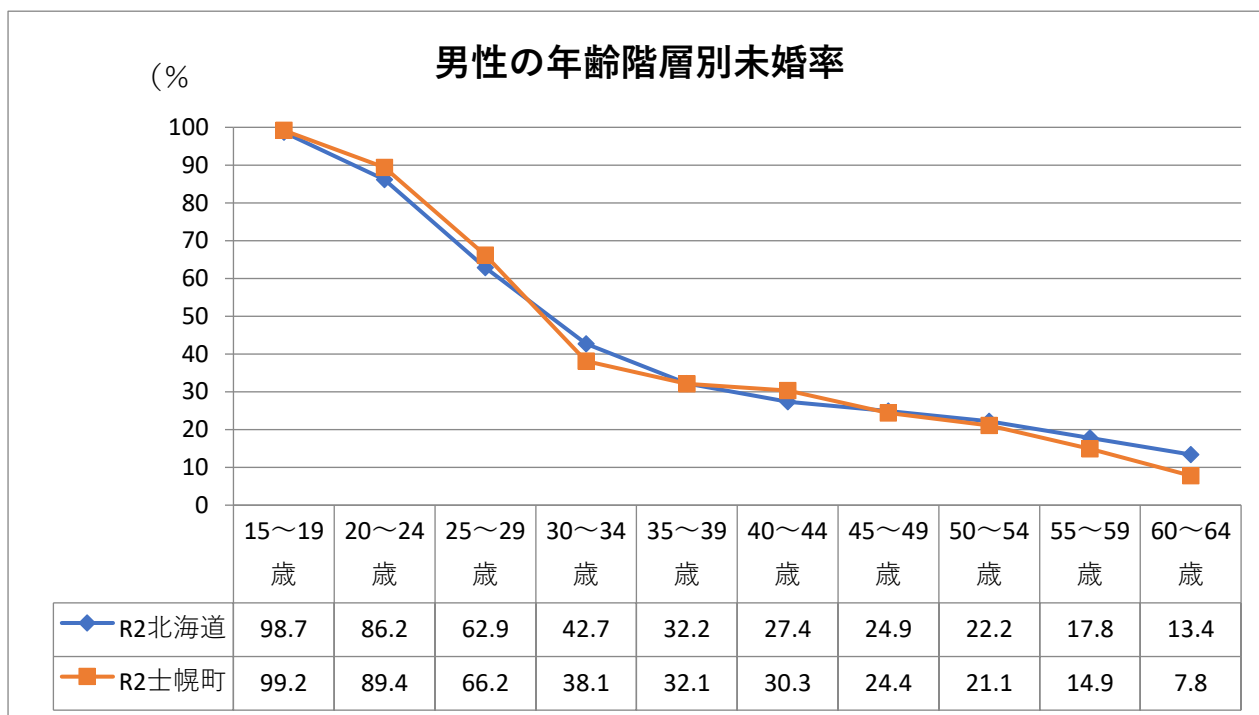
		(世帯・%)					
区分		1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27	2020 R2
一般世帯数（親族世帯）	(A)	1,753	1,760	1,768	1,689	1,576	1,521
18 歳未満の子どものいる世帯	(C)	804	716	625	567	517	483
	C/A (%)	45.9	40.7	35.4	33.6	32.8	31.8
核家族世帯	(d)	453	436	397	380	359	348
	d/C (%)	56.3	60.9	63.5	67.0	69.4	72.0
ひとり親世帯	(f)	34	34	37	48	49	45
	f/C (%)	4.2	4.7	5.9	8.5	9.5	9.3
その他親族世帯	(e)	351	280	226	178	150	123
	e/C (%)	43.7	39.1	36.2	31.4	29.0	25.5
6 歳未満の子どものいる世帯数	(B)	285	243	256	272	206	182
	B/A (%)	16.3	13.8	14.5	16.1	13.1	12.0
核家族世帯	(a)	162	151	169	190	140	134
	a/B (%)	56.8	62.1	66.0	69.9	68.0	73.6
ひとり親世帯	(c)	3	3	1	13	13	7
	c/B (%)	1.1	1.2	0.4	4.8	6.3	3.8
その他親族世帯	(b)	123	92	87	81	64	47
	b/B (%)	43.2	37.9	34.0	29.8	31.1	25.8

資料：国勢調査

2 結婚・就業の状況

(1) 未婚率

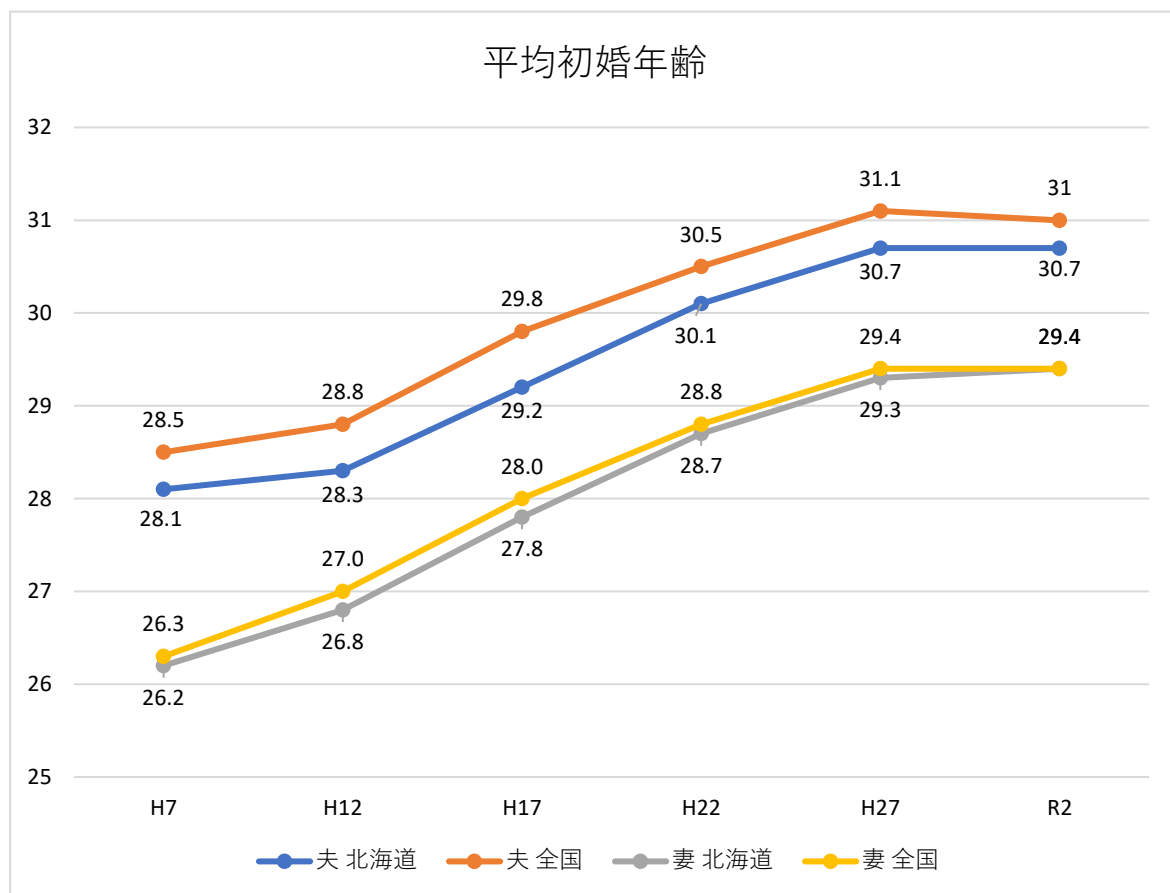
2020 年（令和 2 年）の国勢調査のデータから本町の未婚率を北海道のデータと比べてみると、男性は北海道と同等、女性は北海道より低い年齢層が多くなっています。



資料：国勢調査

（２）平均初婚年齢

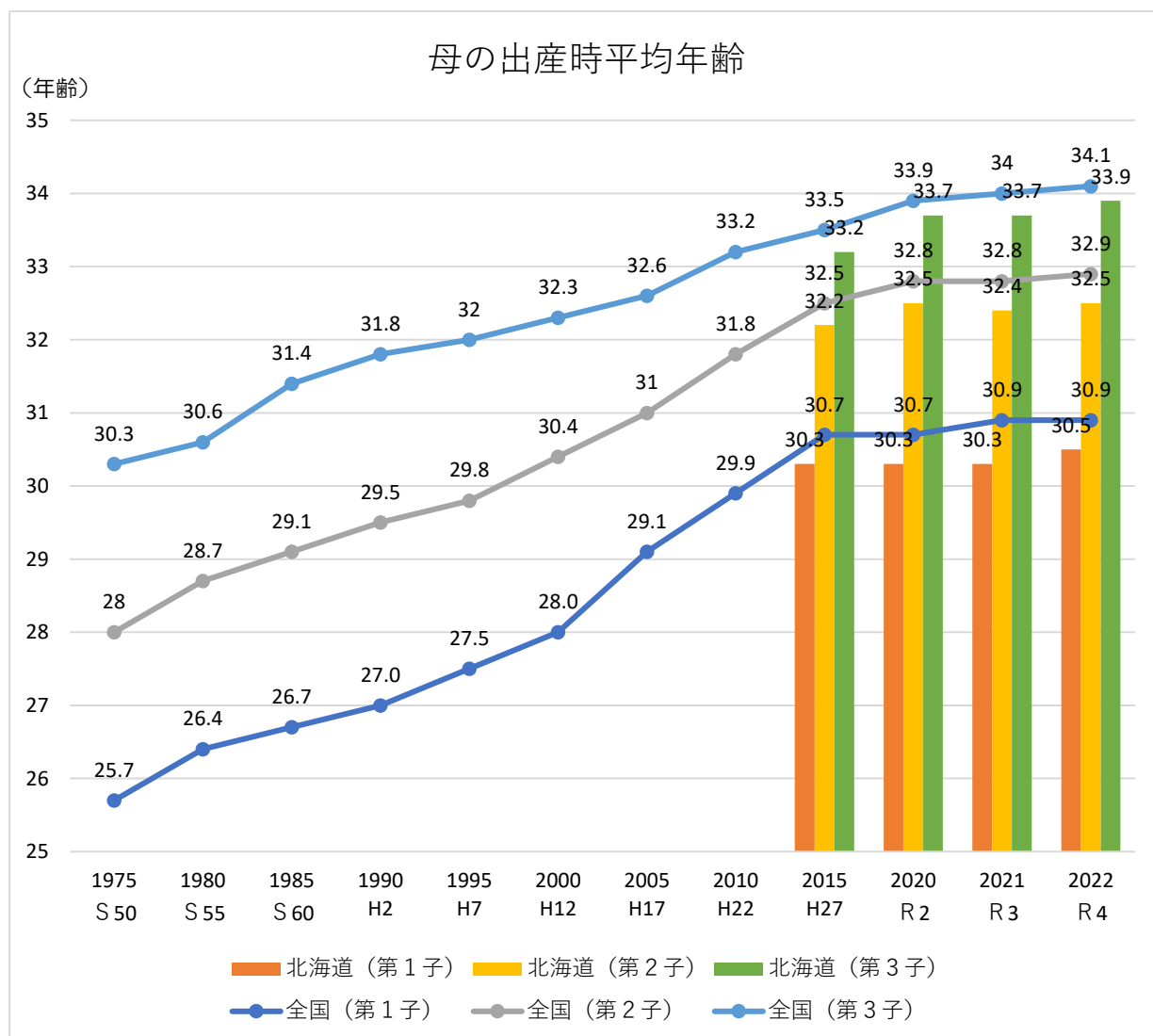
全国と北海道の平均初婚年齢は、夫、妻ともに年々上昇していましたが平成 27 年から令和 2 年までの、5 年間では大きな増減はみられず、2020 年（令和 2 年）で全国の夫 31.0 歳、妻 29.4 歳、北海道の夫 30.7 歳、妻は全国と同じ 29.4 歳となっています。



資料：厚生労働省 人口動態統計

（３）出生時の母親の平均年齢

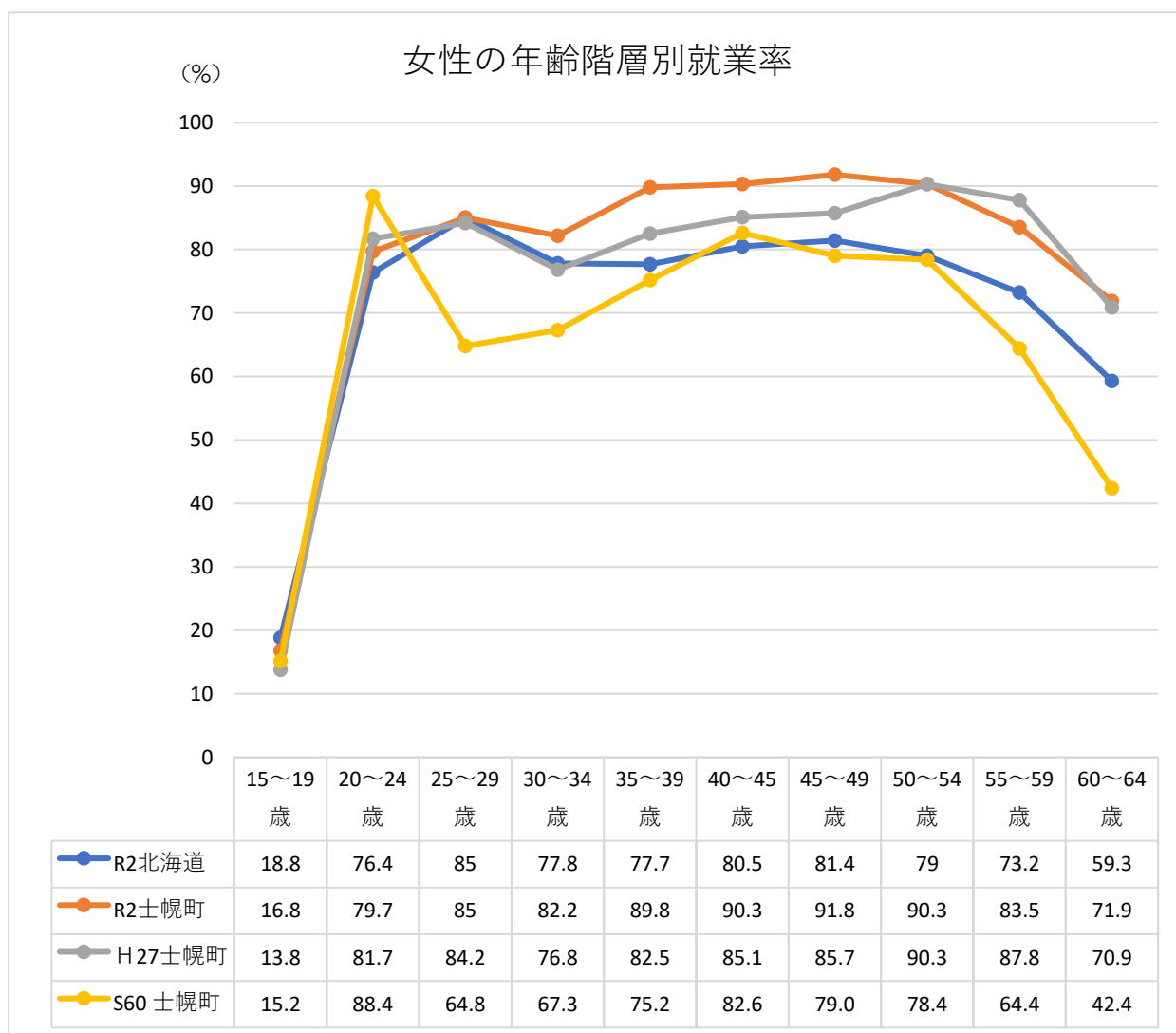
第１子出生時の母親の平均年齢は、北海道、全国ともに年々高くなり、全国平均では、2011年（平成23年）で30歳を超え、2022年（令和4年）には30.9歳となり、1980年の第３子出産平均年齢（30.6歳）を上回っています。



資料：厚生労働省 人口動態統計

(4) 女性の就業状況

2020 年（令和 2 年）の国勢調査のデータから本町の女性の就業状況をみると、本町の女性の就業率は 20 歳以上の全ての年齢階層で北海道よりも高くなっています。昭和 60 年、平成 27 年と比較すると、20～24 歳の階層は低くなっていますが、15～19 歳及び 25 歳から 54 歳の階層で高くなっております。しかし、55～59 歳の階層は 5 年前の 87.8%を 4.3 ポイント下回っています。



資料：国勢調査

3 土幌町の子育て支援サービスの状況

(1) 保育事業の状況

本町には、認定こども園 1 か所、認可保育所 1 か所及び認可外保育所であるへき地保育所 2 か所が設置されています。

このうち、認可保育所（中土幌保育園）は社会福祉法人・温真会が運営し、上居辺へき地保育所は、地域のNPO法人が運営しています。

土幌町認定こども園では、町内の保育所等に通う児童を対象とした病後児保育を実施しています。

各施設の児童数は、次のとおりとなっています。

町内認定こども園、保育所（園）の入所児童数

（R2～R5 は各年度末・R6年度は 10 月 1 日現在）

施設区分	施設名	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
公 立	土幌町認定こども園	133	130	122	122	129
	長時間型	123	116	111	114	123
	短時間型	10	14	11	8	6
	川西へき地保育所	22	21	14	10	5
私 立	中土幌保育園	25	25	20	25	25
	上居辺へき地保育所	16	14	15	16	14
合 計		196人	190人	171人	173人	173人

（２）子育て支援事業の状況

子育て家庭等に対する育児不安等についての子育て相談や親子遊びの提供、親子同士の情報交換などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援をする場となっています。

①土幌町子育て支援拠点センター事業

区 分	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5
延利用人数	1,351人	1,148人	1,202人	811人
子育て相談	0件	0件	0件	0件

②認定こども園子育て支援事業

区 分	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5
延利用人数	991人	1,071人	1,052人	766人
子育て相談	6件	0件	0件	0件

（３）学童保育所の状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を実施しています。

各学童保育所利用数（登録児童数）

（R2～R5は各年度末・R6年度は10月1日現在）

学童保育所	区分	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
土幌学童保育所	低学年	52人	59人	58人	55人	58人
	高学年	22人	26人	24人	27人	32人
中土幌学童保育所	低学年	13人	16人	17人	14人	13人
	高学年	9人	5人	10人	13人	16人
上居辺学童保育所	低学年	8人	6人	5人	7人	8人
合 計		104人	112人	114人	116人	127人

(4) 母子保健事業の状況

家族の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達ができるよう妊娠・出産・育児において各種母子保健事業を実施しています。安心して子どもを産み育て、母子が孤立することなく切れ目ない丁寧な妊産婦・乳幼児保健対策を目指しています。

各事業の利用数・受診率

区 分		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5
妊 婦	妊婦相談 (母子手帳の交付)	36人	37人	30人	34人
	パパママ教室 (延べ)	4回24人 母親12人 父親12人	4回58人 母親30人 父親28人	6回45人 母親30人 父親15人	4回24人 母親13人 父親11人
	妊婦一般健康診査	58人	55人	54人	44人
乳 幼 児	4か月児	6回 29人	6回 39人	6回 35人	6回 34人
	受診率	100%	100%	100%	100%
	10か月児	6回 34人	6回 41人	6回 33人	6回 39人
	受診率	100%	100%	100%	100%
	1歳6か月児	6回 47人	6回 31人	6回 36人	6回 38人
	受診率	100%	100%	100%	100%
	3歳児	6回 43人	6回 42人	6回 34人	6回 35人
	受診率	100%	100%	100%	100%
相 談	電話相談	224件	194件		
	面接相談	83件	75件		
	赤ちゃん相談 (延べ)	12回 36人	12回 52人	12回 37人	12回 24人
訪 問	妊産婦	46人	43人	44人	34人
	乳児(含む新生児)	45人	43人	36人	33人
健 康 教 室	もぐもぐ教室	6回 22人	8回 37人	6回 34人	8回 34人
	受診率	73.3%	97.4%	89.5%	94.4%
	スマイル教室	7回 16人	7回 32人	11回 15人	12回 20人
	受診率	80%	80%	88.2%	83.3%
	2歳児教室	7回 43人	5回 33人	5回 32人	6回 39人
	受診率	100%	94.2%	97.0%	100%
	パンダちゃん教室	10回	11回	4回	5回

	受診率	63人 73.3%	53人 63.1%	11人 68.8%	26人 83.9%
歯科保健	むし歯予防教室	3回 15人	5回 14人	6回 23人	5回 26人
	受診率	65.2%	70.0%	56.1%	83.9%
	フッ素洗口	保育所 こども園	保育所 こども園	保育所 こども園	保育所 こども園
	フッ素塗布及び歯科検診	43人	37人	33人	33人
	不妊治療費の助成	5人	11人	1人 4年度は保健適応のため前年度からの継続	19人
	産後ケア事業 利用回数	4人 7回	5人 8回	5人 6回	3人 4回
	産前産後サポート事業 延べ	245人	427人	421人	373人

(5) こども発達相談センターの状況

土幌町こども発達相談センターは、土幌小学校言語通級指導教室を分離し、幼児療育センター（ことばの教室）の機能を引き継ぎ、平成28年より発足し、相談・支援部門のこども発達支援センター事業と養育部門の指定通所支援事業としての役割を担い、土幌町内の支援が必要な児童（幼児から18歳未満の児童・生徒）を対象に相談から療育までを行っています。

各事業利用状況

（各年度末）

区 分	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5
発達相談センター事業				
個別相談件数	39件	26件	31件	31件
指定通所支援事業通所者				
児童発達支援（幼児）	18人	21人	19人	18人
放課後等デイサービス（児童）	36人	26人	27人	29人
放課後等デイサービス（生徒）	2人	4人	3人	3人
保育所等訪問支援	5人	3人	4人	3人
指定通所支援事業所利用者				
児童発達支援（延べ）	484人	681人	563人	530人
放課後等デイサービス（延べ）	1032人	943人	852人	932人

(6) 小学校・中学校の現状

平成２７年度には７校あった小学校ですが、統廃合により令和元年度には４校になり、令和３年度には３校となっています。中学校は１校となっています。
各学校の児童・生徒数は次のとおりとなっています。

町内各小・中学校の概要

（Ｒ２～Ｒ５は各年度末・Ｒ６年度は１０月１日現在）

区 分	学 校 名	児童・生徒数				
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
	小学校	306人	297人	292人	275人	262人
	土幌小学校	240人	240人	241人	224人	210人
	中土幌小学校	36人	31人	33人	32人	31人
	上居辺小学校	30人	26人	18人	19人	21人
	中学校					
	土幌中央中学校	198人	183人	171人	164人	151人
総児童・生徒数		504人	480人	463人	439人	413人

4 アンケート調査の結果

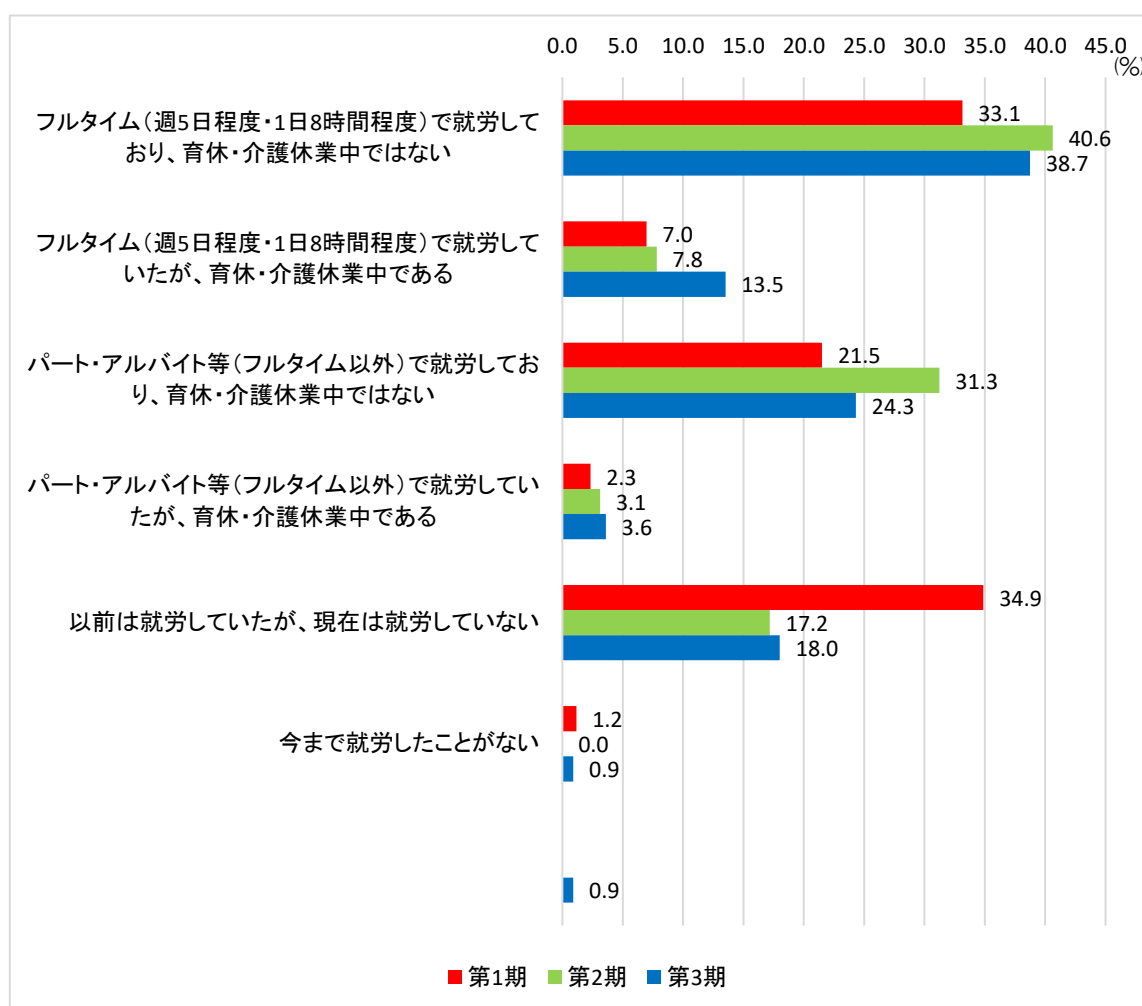
(1) 就学前児童調査結果

① 保護者の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム（週 5 日程度・1 日 8 時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が 38.7%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が 24.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 18.0%となっています。

第1期、第2期と比べてフルタイムで育児・介護休業中の母親が増加し、母親の就労で、フルタイムの母親の（育児休業中も含め）割合が増加、パート・アルバイトをしている母親の減少、就労していない母親の割合はほぼ変化が見られませんでした。

母親 / 就労状況 【第1期回答数=172】【第2期回答数=128】【第3期回答数=111】



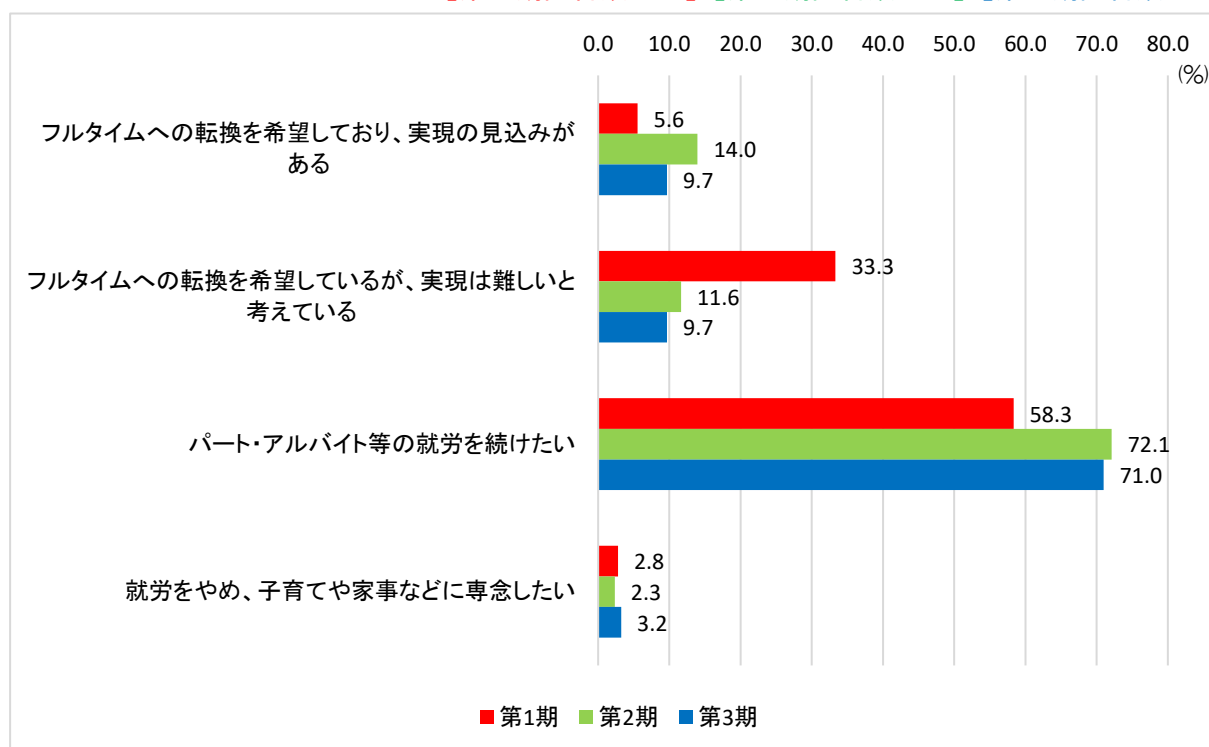
② パート・アルバイト等で就労している人の今後の就労希望

母親の就労希望は、「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が最も多く 71.0%で、「フルタイムへの転換を希望しており、実現の見込みがある」と「フルタイムへの転換を希望しているが、実現は難しいと考えている」が共に 9.7%となっています。

第2期に比べ、フルタイムへの転換や就労を続けたいという回答が減少し、就労をやめ、子育てや家事などに専念したいと回答した割合が増加しています。

母親 / フルタイムへの転換希望

【第1期回答数=36】【第2期回答数=43】【第3期回答数=31】

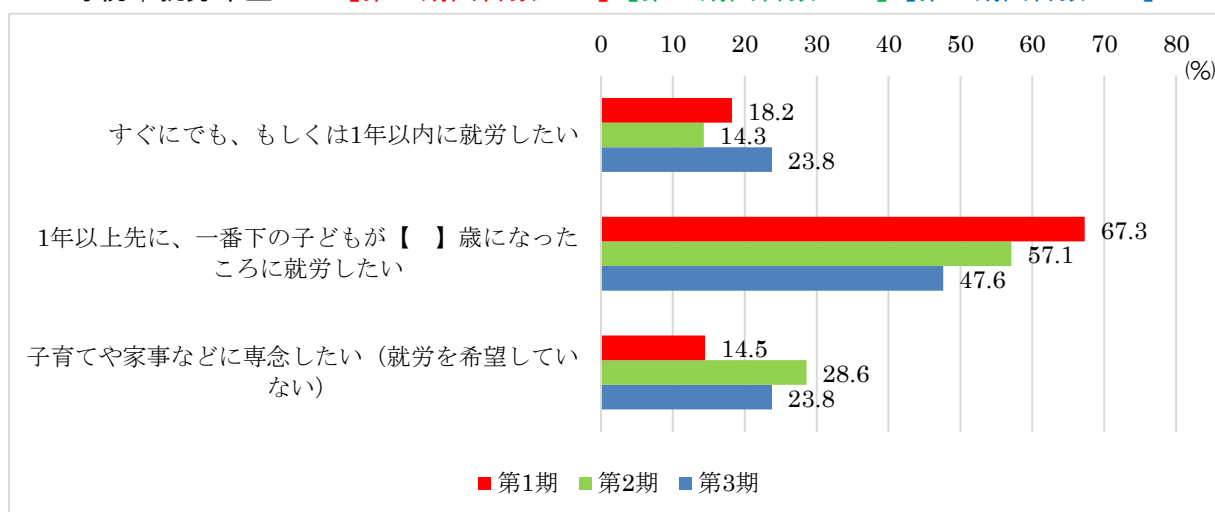


③ 就労していない・就労したことがない人の今後の就労希望

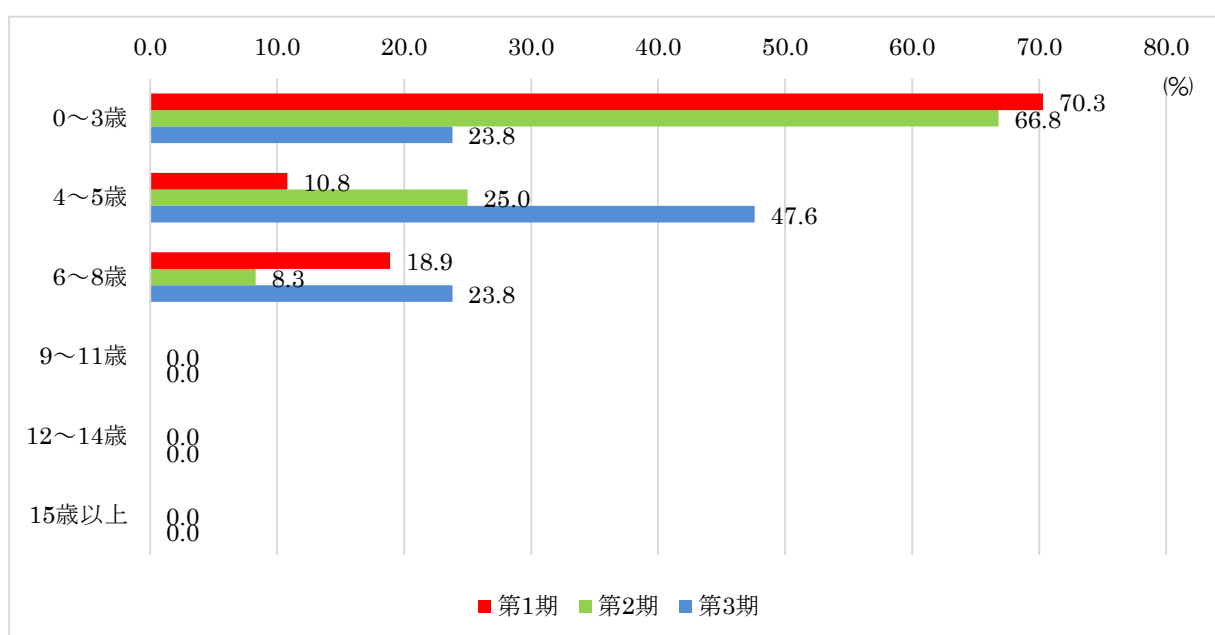
母親の今後の就労希望は、「1年以上先に、一番下の子どもが成長後に就労したい」が47.6%で最も多く、「子育てや家事などに専念したい（就労を希望していない）」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が共に23.8%となっています。
母親の回答で最も多かった「1年以上先に、一番下の子どもが成長後に就労したい」のうち、47.6%が子どもの年齢が「4～5歳」になったところと回答しています。次いで、「6歳～8歳」と「0～3歳」が共に23.8%となっています。

就労していない・就労したことがない人の就労希望では、「子育てに専念したい」と思っている人が減少し、1年以内に就労したい人が増加していることがわかります。

母親 / 就労希望 【第1期回答数=55】【第2期回答数=21】【第3期回答数=21】



母親 / 子どもの年齢 【第1期回答数=37】【第2期回答数=12】【第3期回答数=10】



④ 就労したい人の希望勤務形態

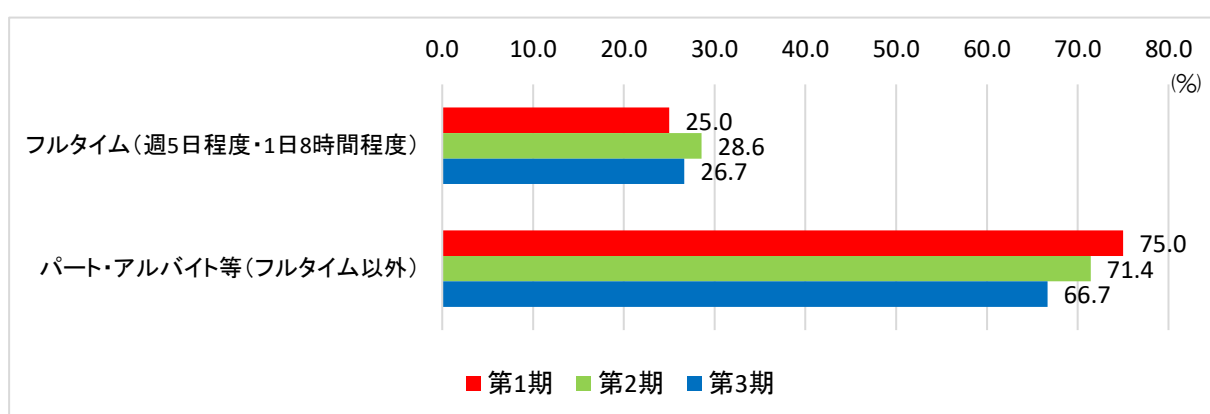
母親は、「パート・アルバイト等（フルタイム以外）」が66.7%、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）」が26.7%となっています。

希望就労日数は「4日」が40.0%「3日」「5日」が共に20.0%となっています。

1日あたりの希望就労時間は「5時間」40.0%、「6時間」が30.0%、「3時間」10.0%となっています。

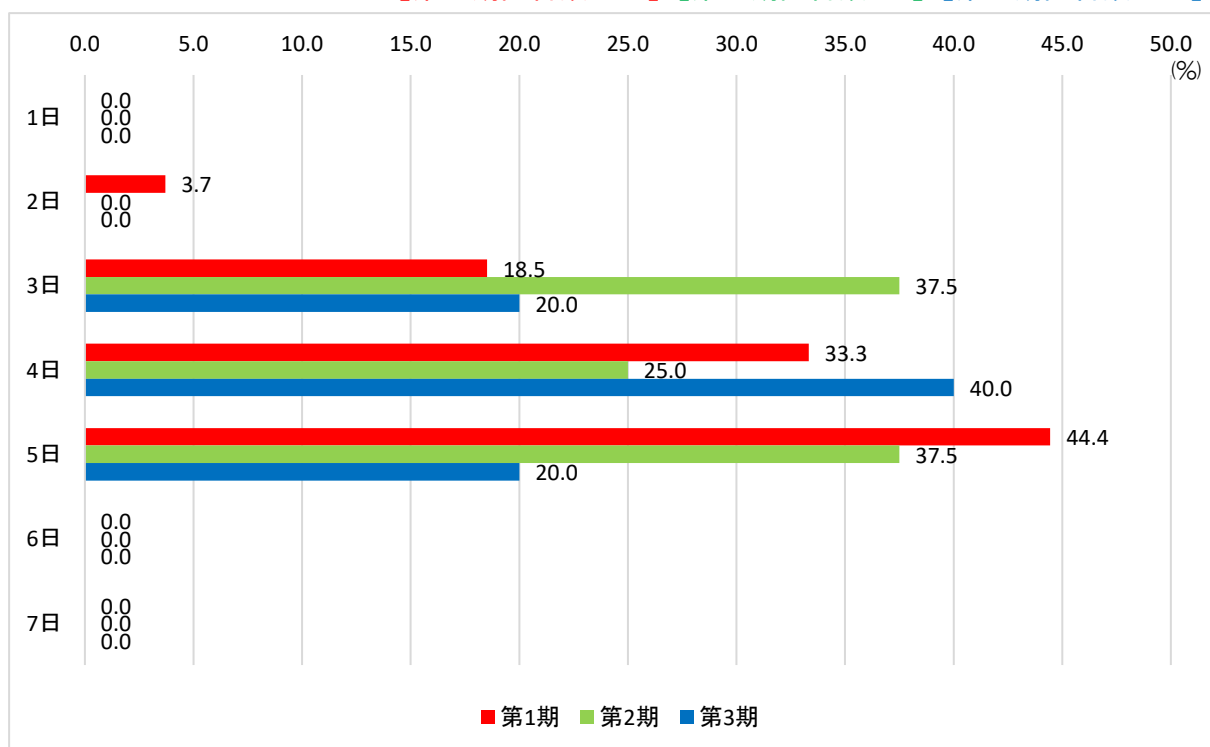
母親の希望する就労形態では、「パート・アルバイト等」を希望する人が多いですが、1日当たりの就労希望時間は長くなっていることがわかります。

母親 / 希望する就労形態【第1期回答数=36】【第2期回答数=14】【第3期回答数=15】



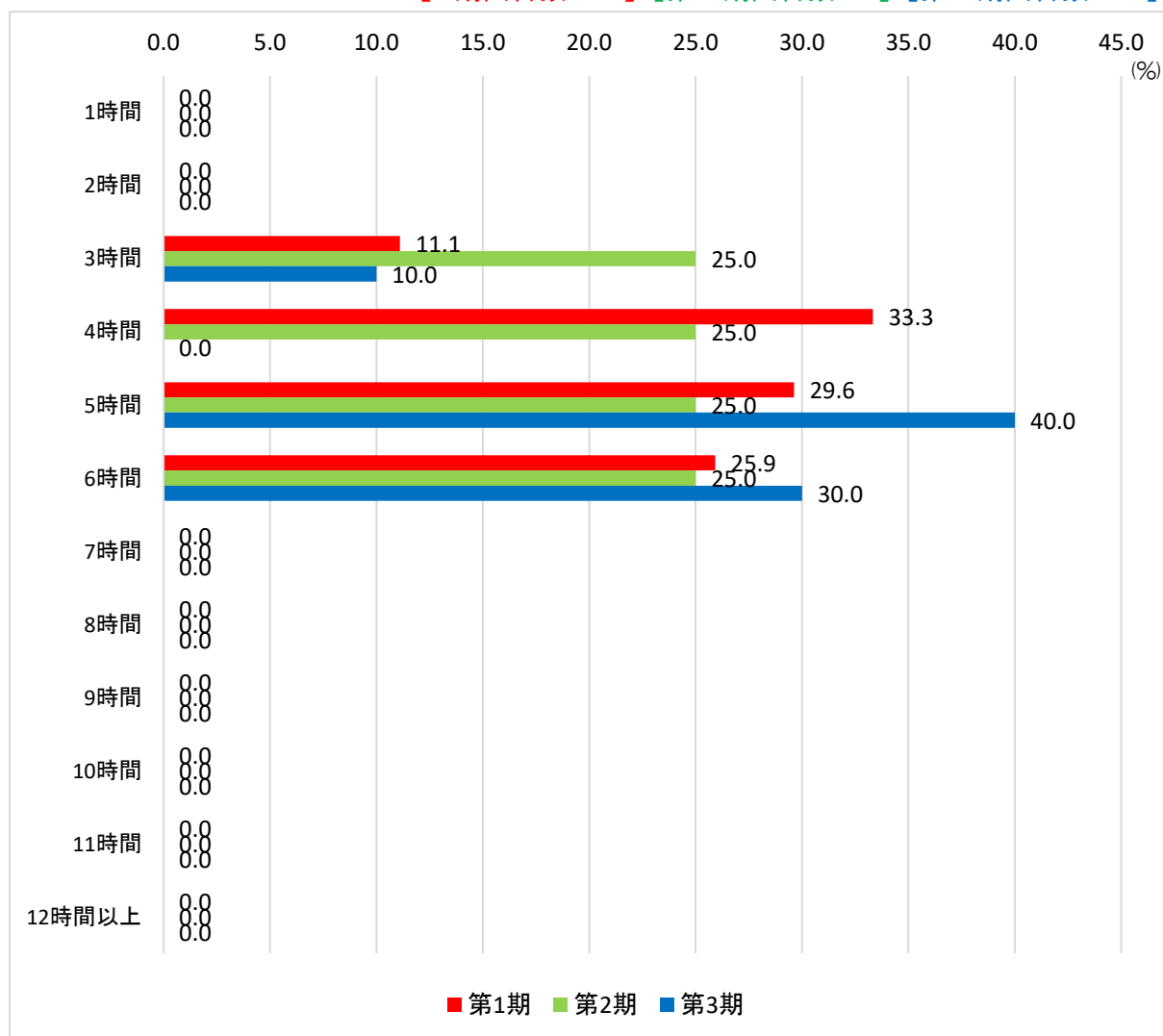
母親 / 就労希望日数（1週当たり）

【第1期回答数=27】【第2期回答数=8】【第3期回答数=10】



母親 / 就労希望時間数（1日当たり）

【1期回答数=27】【第2期回答数=8】【第3期回答数=10】



⑤ 定期的なこども園・保育所の利用状況

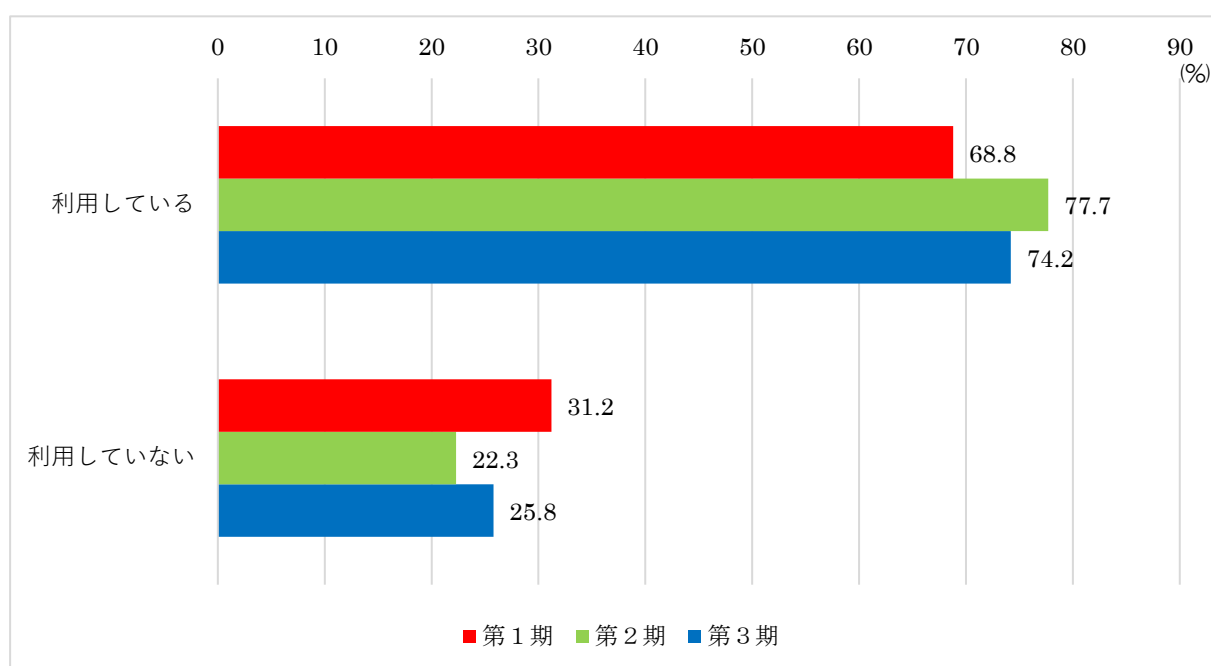
（回答数は1番目、2番目、3番目、4番目の子どもの合計です）

定期的な教育・保育事業を利用しているのは、全体として、74.2%で、「利用していない」と回答したのは、25.8%でした。

「利用している」と回答した子どものほとんどが1番目、2番目の子どもの傾向にあります。その背景には、女性の社会進出の増加が影響していると考えられます。

「定期的なこども園・保育所」の利用

【1期回答数=250】【第2期回答数=188】【第3期回答数=159】



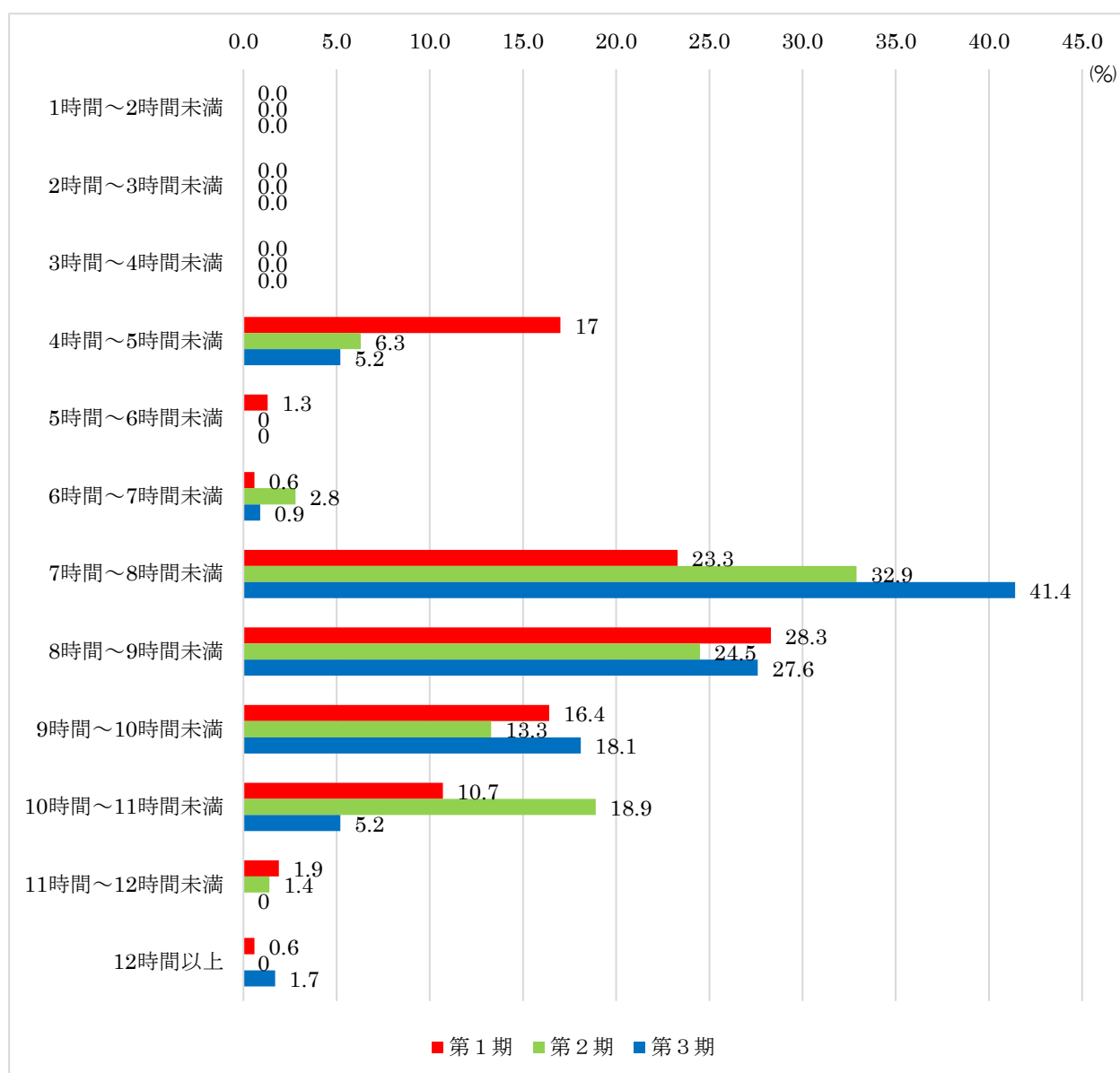
⑥ 平日の定期的なこども園・保育所の利用状況

利用時間数は「7 時間～8 時間未満」が 41.4%で、「8 時間～9 時間未満」が 27.6%、「9 時間～10 時間未満」が 18.1%、「10 時間～11 時間未満」が 5.2%などとなっています。利用終了時間は「15 時 01 分～16 時」が 46.1%と最も多く、「16 時 01 分～17 時」が 33.0%、「17 時 01 分～18 時」が 11.3%、「12 時 01 分～15 時」が 9.6%などとなっています。

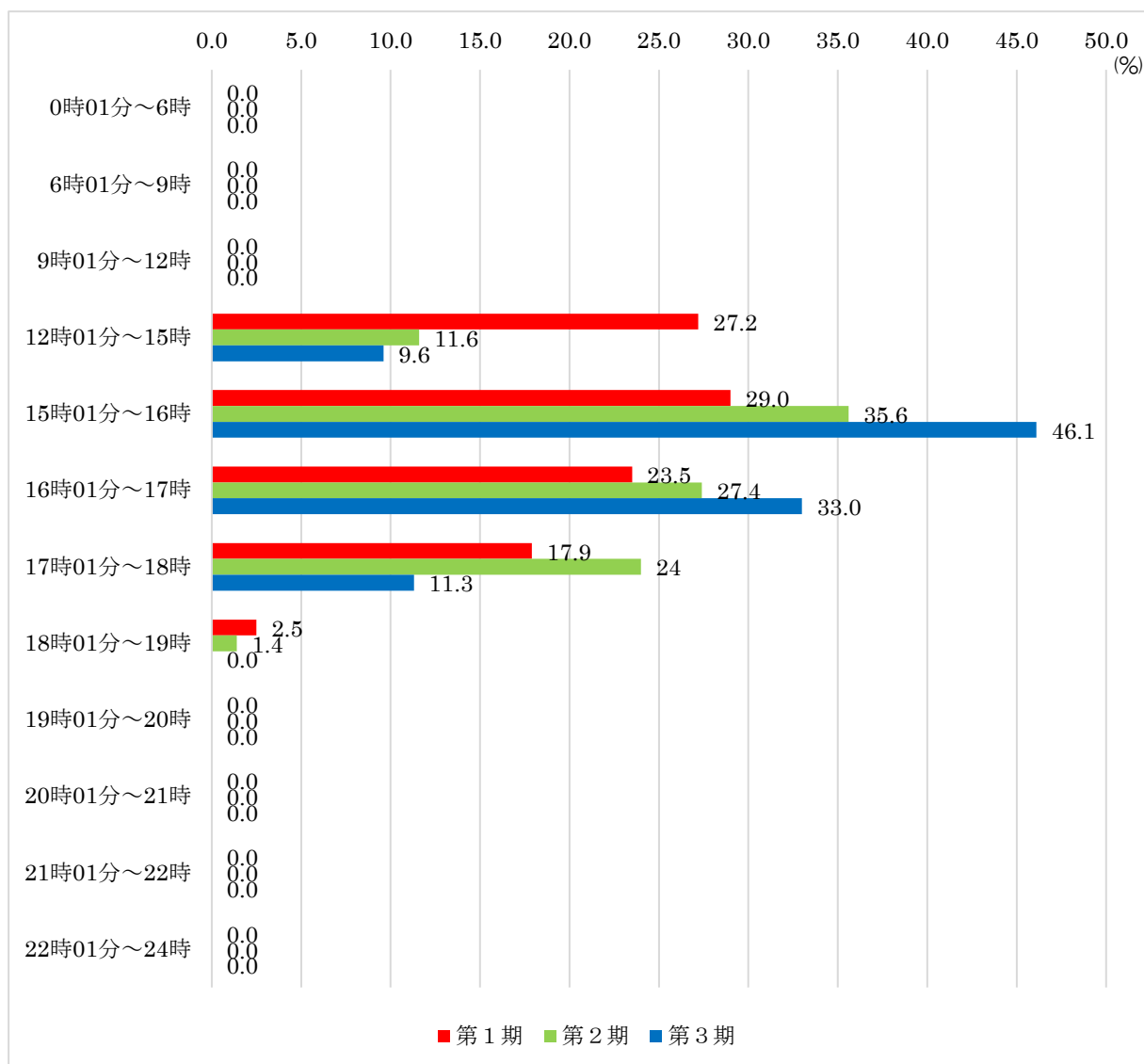
第2期と比較すると、主に変わったところは利用時間数で、「10 時間～11 時間未満」が大幅に減少したのに対し、「7 時間～8 時間未満」及び「8 時間～9 時間未満」の利用時間が増加している結果となりました。また、利用終了時間では、「15 時 01 分～16 時」と「16 時 01 分～17 時」が増加し、「18 時 01 分～19 時」の利用は無くなりました。このことにより、短時間型の利用の減少は変わらないが、1 日の利用時間は短くなっていることがわかります。

現在：利用時間数（1 日当たり）

【第1期回答数=159】【第2期回答数=143】【第3期回答数=116】



現在：利用終了時間【第1期回答数=162】【第2期回答数=146】【第3期回答数=115】



⑦ 子育て支援センターの利用状況

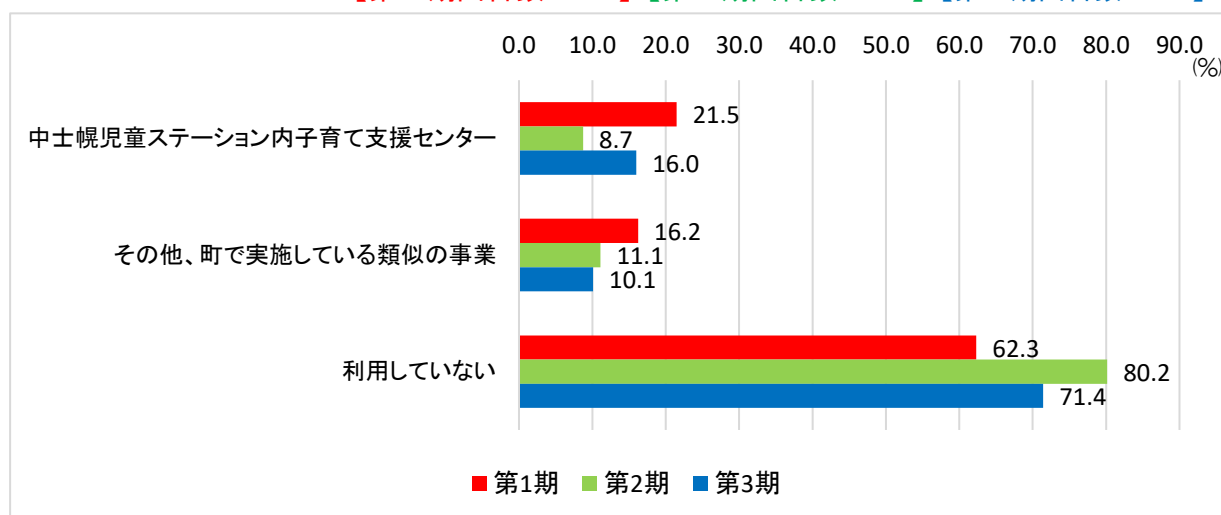
地域子育て支援拠点を「利用していない」人が最も多く、71.4%となっています。次いで、「中土幌児童ステーション内子育て支援センター」利用者が 16.0%で、「その他、町で実施している類似の事業」利用者が 10.1%となっています。

地域子育て支援拠点を「利用していない」人が減少し、子育て支援センターの利用者が増加しています。

(回答数は1 番目、2 番目、3 番目、4 番目の子どもの合計です)

地域子育て支援拠点事業の利用

【第1期回答数=191】【第2期回答数=126】【第3期回答数=119】



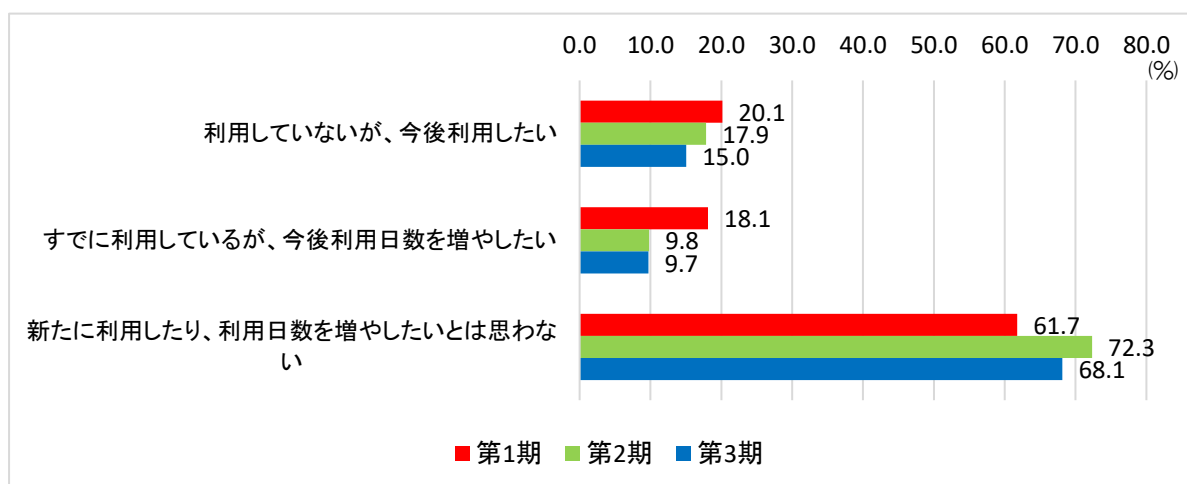
⑧ 子育て支援センターの今後の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答している人が 68.1%にのびります。「利用していないが、今後利用したい」は 15.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は 9.7%となっています。

第2期とほぼ変わらない結果となりました。
3歳未満児のこどもの入園・保育所入所（園）の増加も関係していると思われます。

地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望

【第1期回答数=149】【第2期回答数=112】【第3期回答数=113】



⑨ 定期的なこども園・保育所の日曜・祝日の利用希望

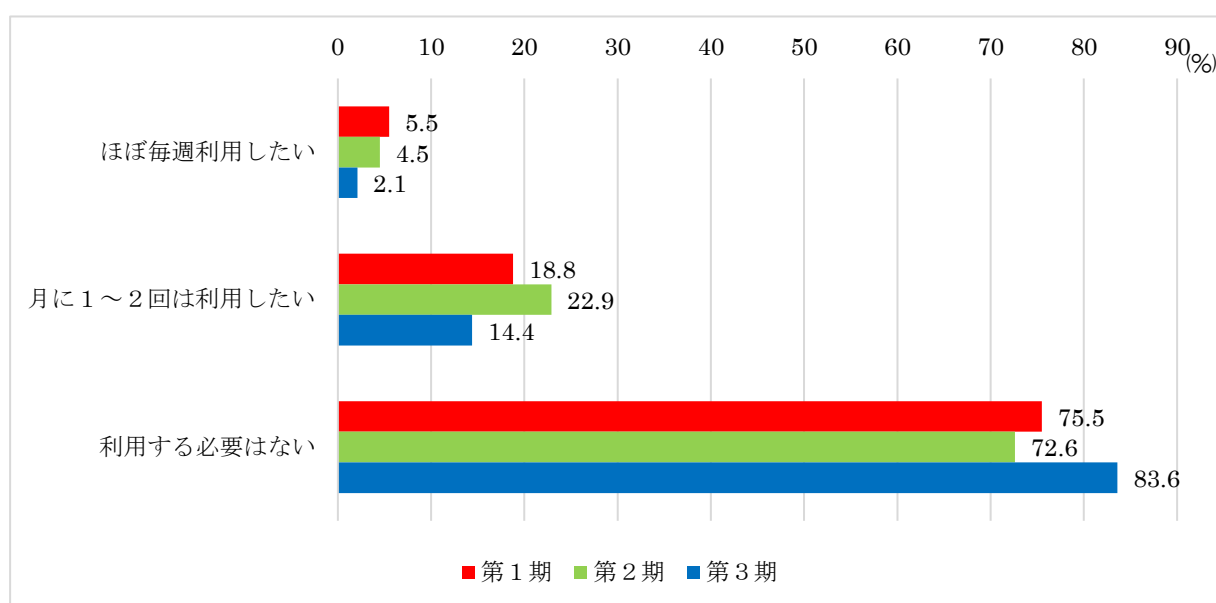
「利用する必要はない」が83.6%を占めています。「月1～2回は利用したい」が14.4%、「ほぼ毎週利用したい」は2.1%となっています。

第1期、第2期と同じく、日曜・祝日の利用希望は「利用する必要はない」と変わらない回答でした。日曜・祝日も子どもを預けたい人は減少してきていることがわかります。

(回答数は1番目、2番目、3番目、4番目の子どもの合計です)

日曜・祝日：定期的なこども園・保育所の利用希望

【第1期回答数=218】【第2期回答数=179】【第3期回答数=146】



⑩ 病児・病後児保育施設の利用意向

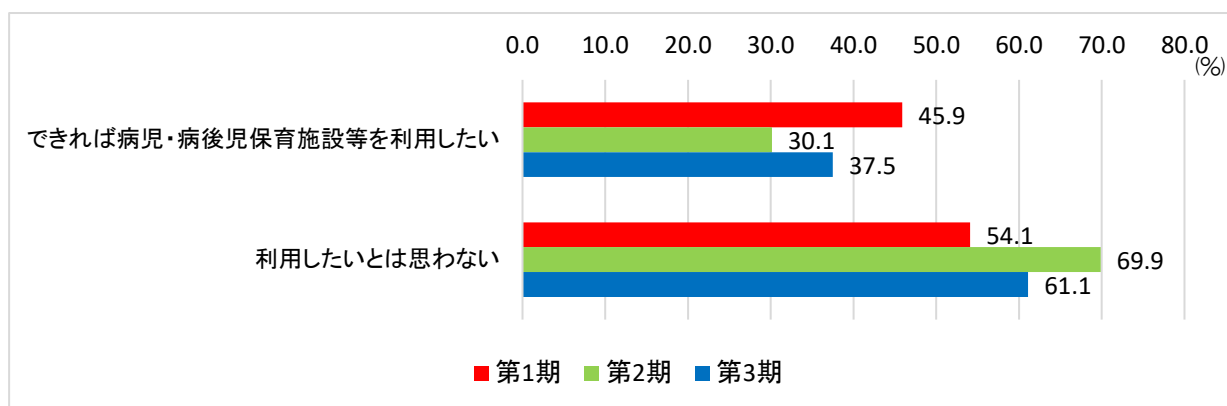
「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」と思う人は 37.5%であり、「利用したいと思わない」人の 61.1%を下回っています。

「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」と回答した人のうち、「5 日以上」の長期にわたって利用したいと回答した人が 78.6%と多く、「3 日間」の 7.1%、「1 日間」の 3.6%となっています。

第2期と比較すると、「利用したいと思わない」という人が減少し、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」という回答が増加している結果となりました。

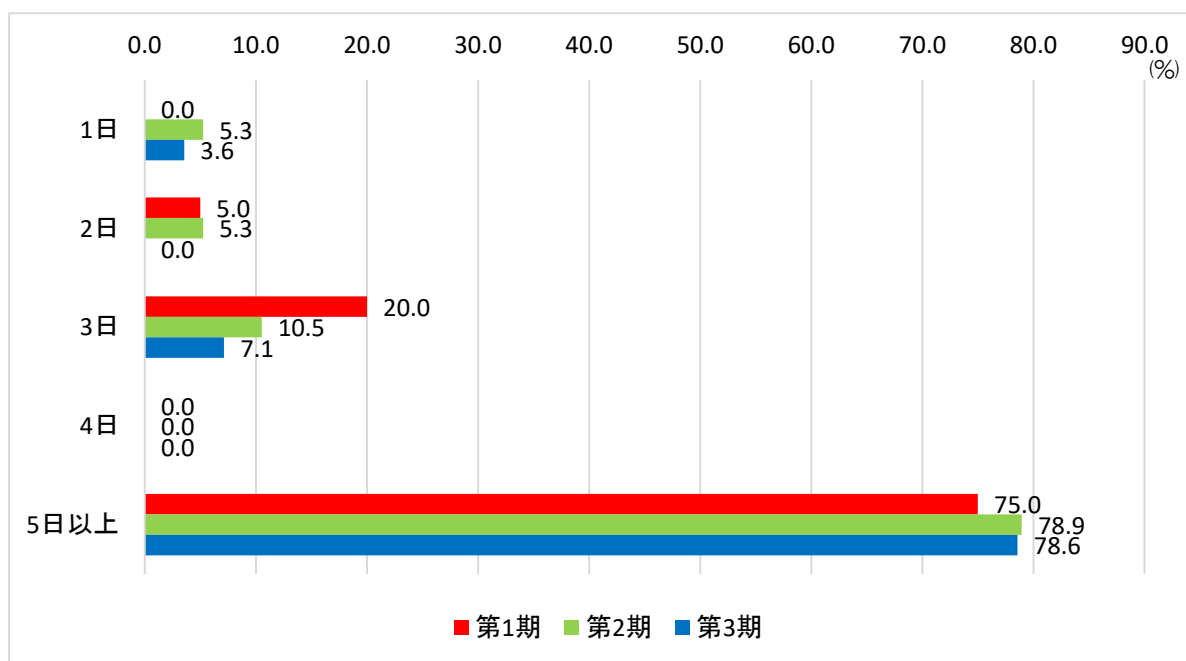
病児・病後児のための保育施設等の利用希望

【第1期回答数=61】【第2期回答数=73】【第3期回答数=72】



できれば病児・病後児保育を利用したい / 日数

【第1期回答数=19】【第2期回答数=20】【第3期回答数=28】



⑪ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

「自宅」が 23.8%と最も高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 21.4%、「習い事」が 15.1%、「放課後子ども教室」が 10.3%と続いています。

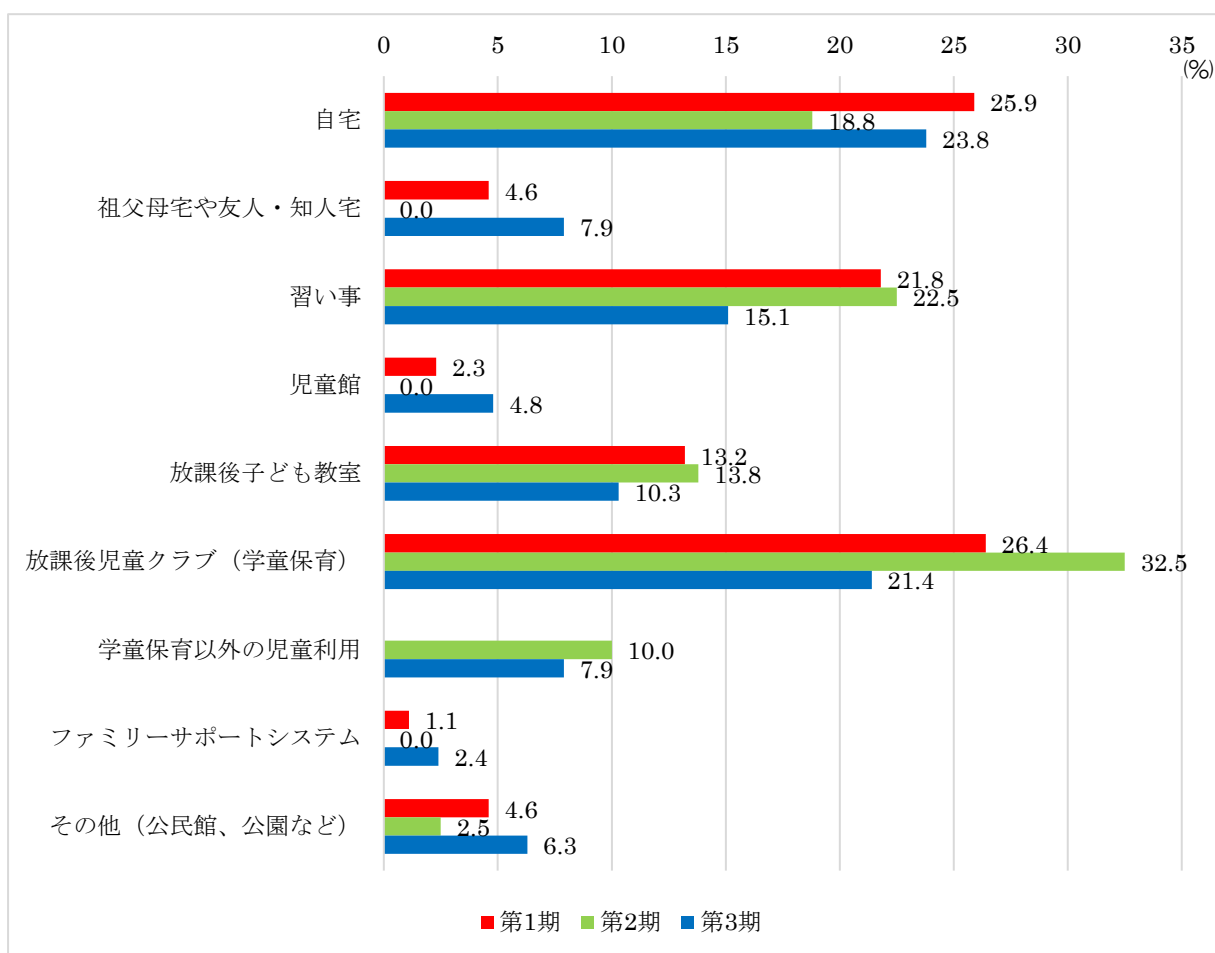
学童保育を希望する保護者が減少し、「自宅」で過ごすと考えている保護者が増加したことがわかります。

学童保育以外の児童利用は、第 1 期の設問はありません。

（回答数は低学年（１～３年生）、高学年（４～６年生）の子どもの合計です）

子どもを放課後の時間過ごさせたい場所

【第 1 期回答数＝174】【第 2 期回答数＝80】【第 3 期回答数＝126】

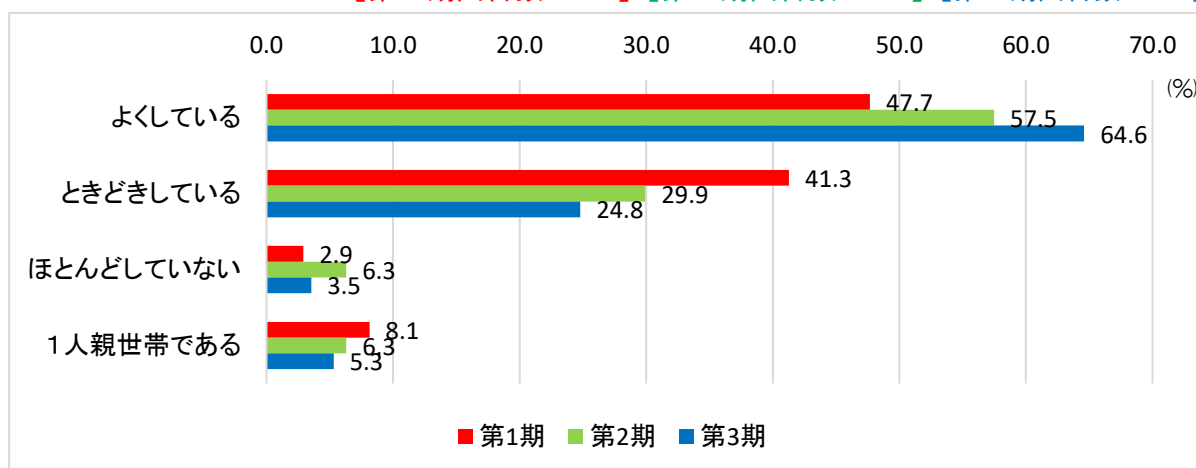


⑫ 父親の育児参加

「よくしている」が64.6%と最も多く、「ときどきしている」が24.8%、「一人親世帯である」が5.3%、「ほとんどしていない」が3.5%となっています。

第1期、第2期と比べ、第3期は、「ときどきしている」が減少し、「よくしている」が増加しています。

【第1期回答数=172】【第2期回答数=127】【第3期回答数=126】

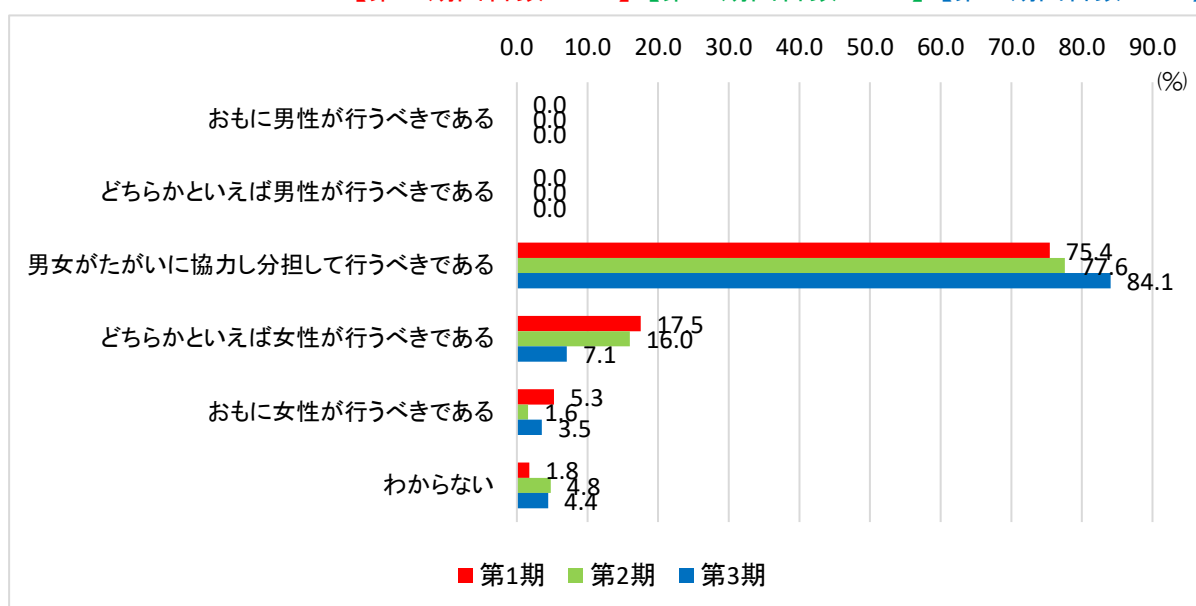


⑬ 家庭での家事分担

「男女がたがいに協力し分担して行うべきである」が84.1%と最も多くなっています。次いで、「どちらかといえば女性が行うべきである」が7.1%、「わからない」が4.4%となっています。

第1期、第2期と比べ、第3期は、「どちらかといえば女性が行うべきである」が減少し、「男女が協力して行うべき」という考えが増加しているようです。

【第1期回答数=171】【第2期回答数=125】【第3期回答数=113】

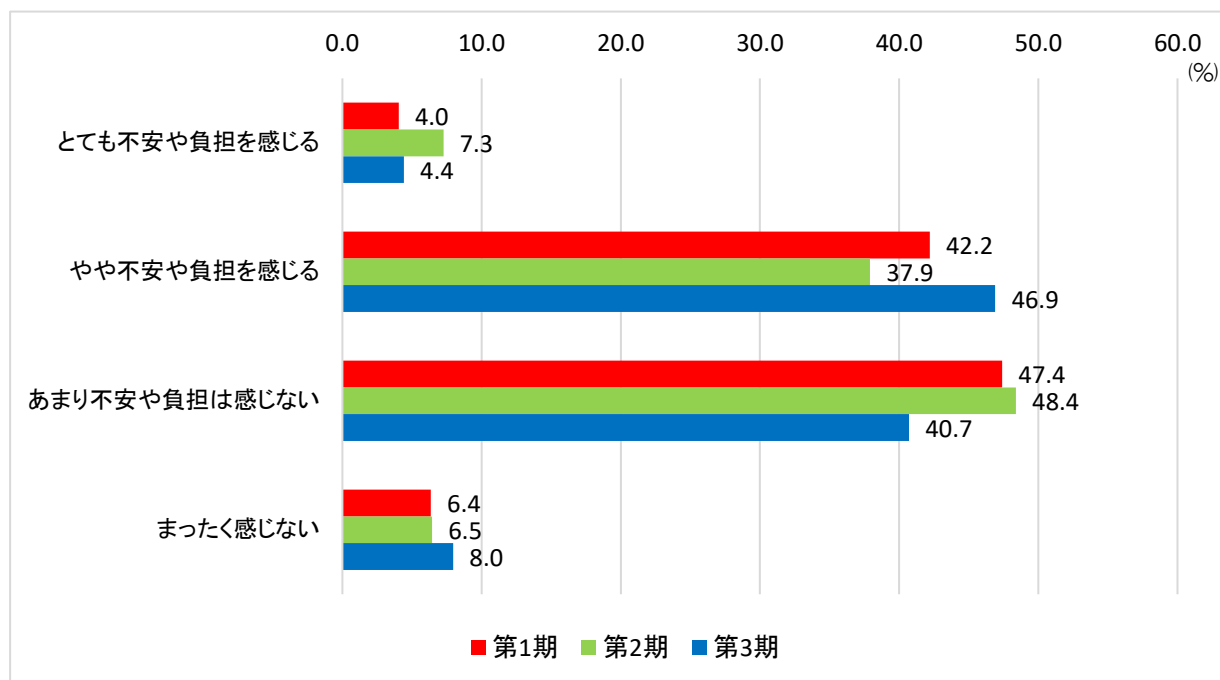


⑭ 子育てに関する不安や負担

「やや不安や負担を感じる」が 46.9%と最も多く、「あまり不安や負担は感じない」が 40.7%で、「まったく感じない」が 8.0 %となっています。

第 2 期と比べ、「とても不安や負担を感じる」保護者が減少し、「まったく感じない」が増加しましたが、「やや不安や負担を感じる」も増加しています

【第 1 期回答数=173】【第 2 期回答数=124】【第 3 期回答数=113】

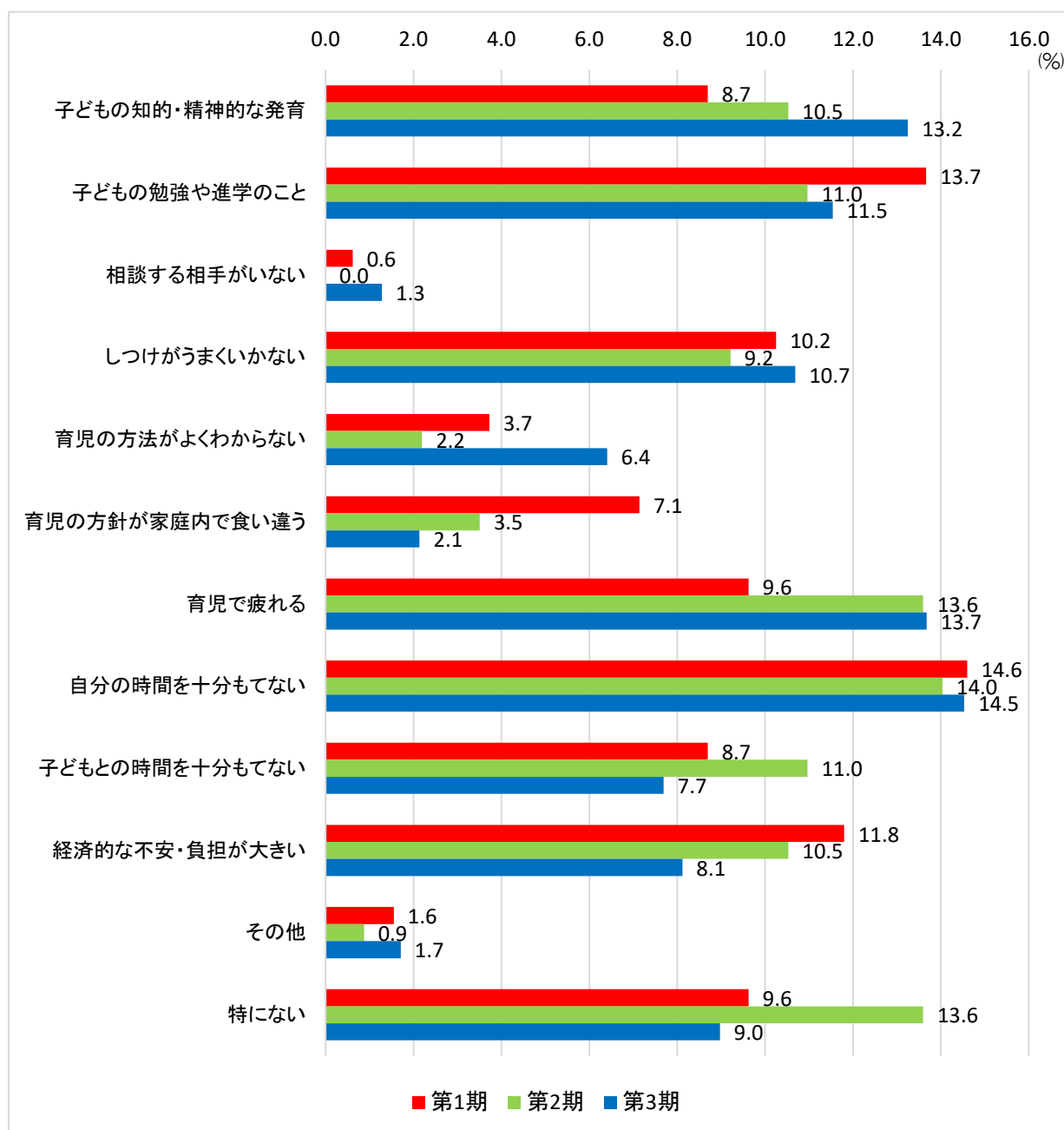


⑮ 子育てについての悩み

「自分の時間を十分もてない」が 14.5%となっています。次いで、「育児で疲れる」が 13.7%で、「子どもの知的・精神的な発達」が 13.2%、「子どもの勉強や進学のこと」が 11.5%、「しつけがうまくいかない」が 10.7%、「経済的な不安・負担が大きい」が 8.1%と続いています。

第1期、第2期に比べ、特に変わったところは、「子どもの知的・精神的な発達」・「育児の方法がよくわからない」と感じている人が増加していることがわかります。

【第1期回答数=322】【第2期回答数=228】【第3期回答数=234】

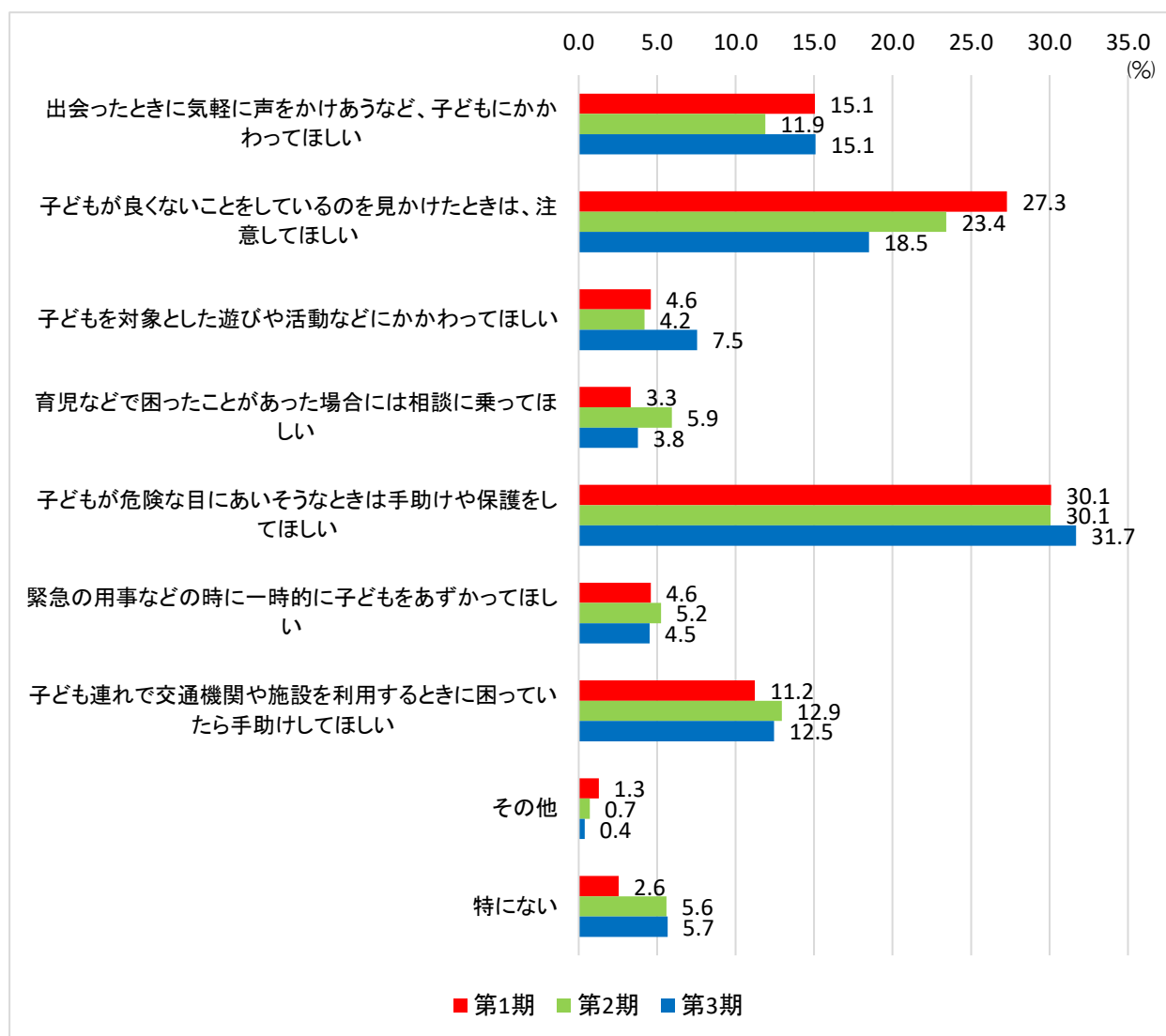


⑩ 子育てをするうえで、近所や地域に望むこと

「子どもが危険な目にあいそうなときは手助けや保護をしてほしい」が 31.7%が多く、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」が 18.5%、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」が 15.1%、「子ども連れで交通機関や施設を利用するときに困っていたら手助けしてほしい」が 12.5%となっています。

第1期、第2期、第3期ともに、子育てをするうえで、近所や地域に望むことは「子どもが危険な目にあいそうなときは手助けや保護をしてほしい」と変わりありませんでした。

【第1期回答数=392】【第2期回答数=286】【第3期回答数=265】

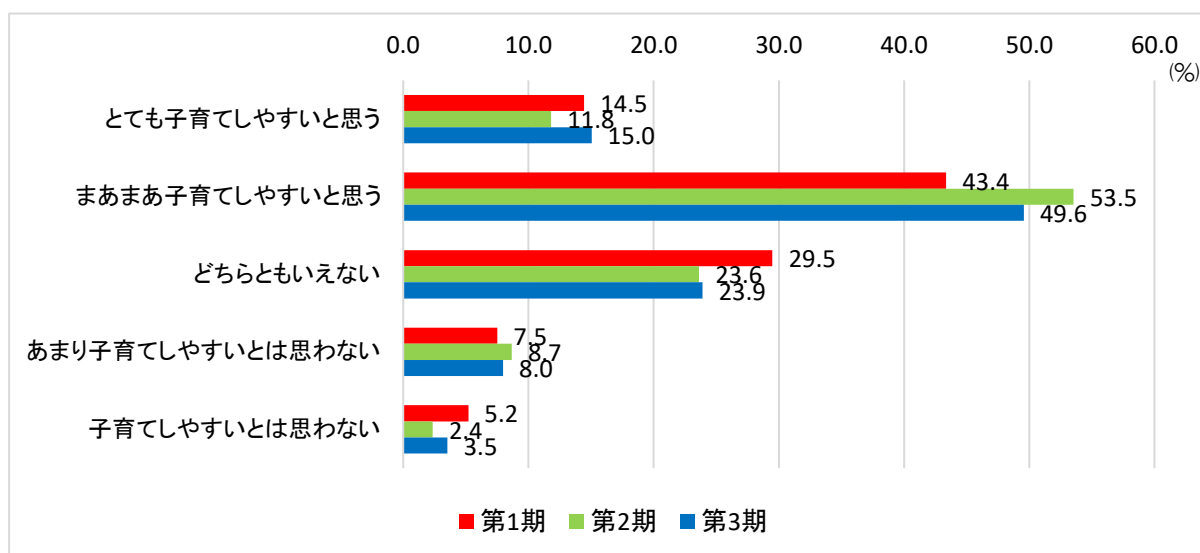


⑰ 居住地区の子育て環境

「まあまあ子育てしやすいと思う」が 49.6%、「どちらともいえない」が 23.9%となっています。

第1期、第2期、第3期ともに、「まあまあ子育てしやすいと思う」が最も多い結果でした。

【第1期回答数=173】【第2期回答数=127】【第3期回答数=113】

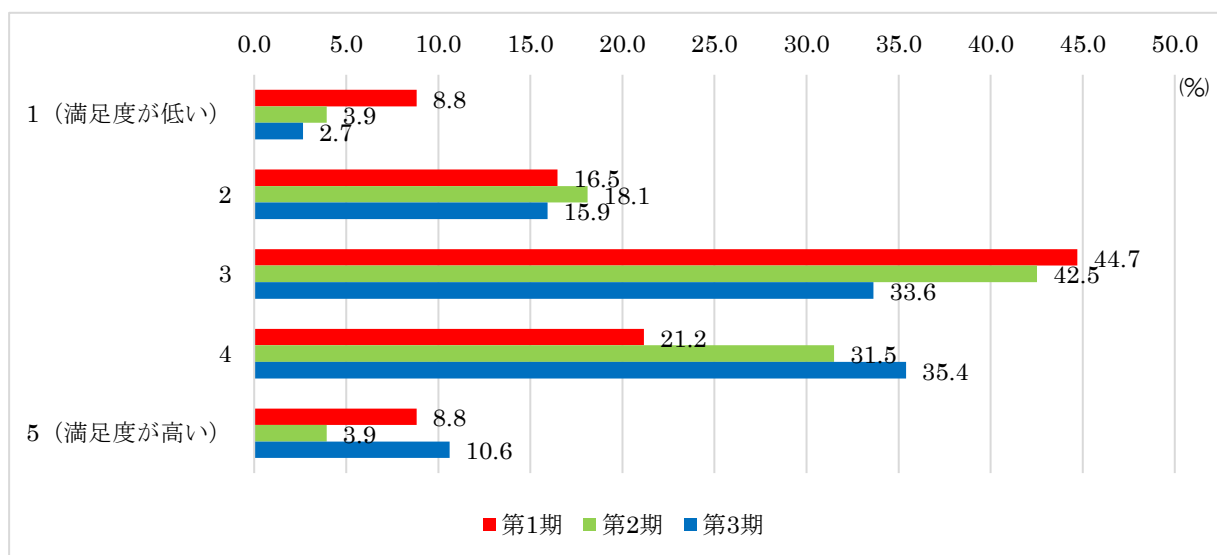


⑱ 地域の子育て環境や支援への満足度

満足度を5段階中「4」と評価する人が 35.4%と最も多く、5段階中「3」の満足度の高さを感じる人が 33.6%となっています。

地域の子育て環境や支援への満足度は、第1期、第2期と比べ、第3期は「4」の評価が増加していることがわかりました。

【第1期回答数=170】【第2期回答数=127】【第3期回答数=113】

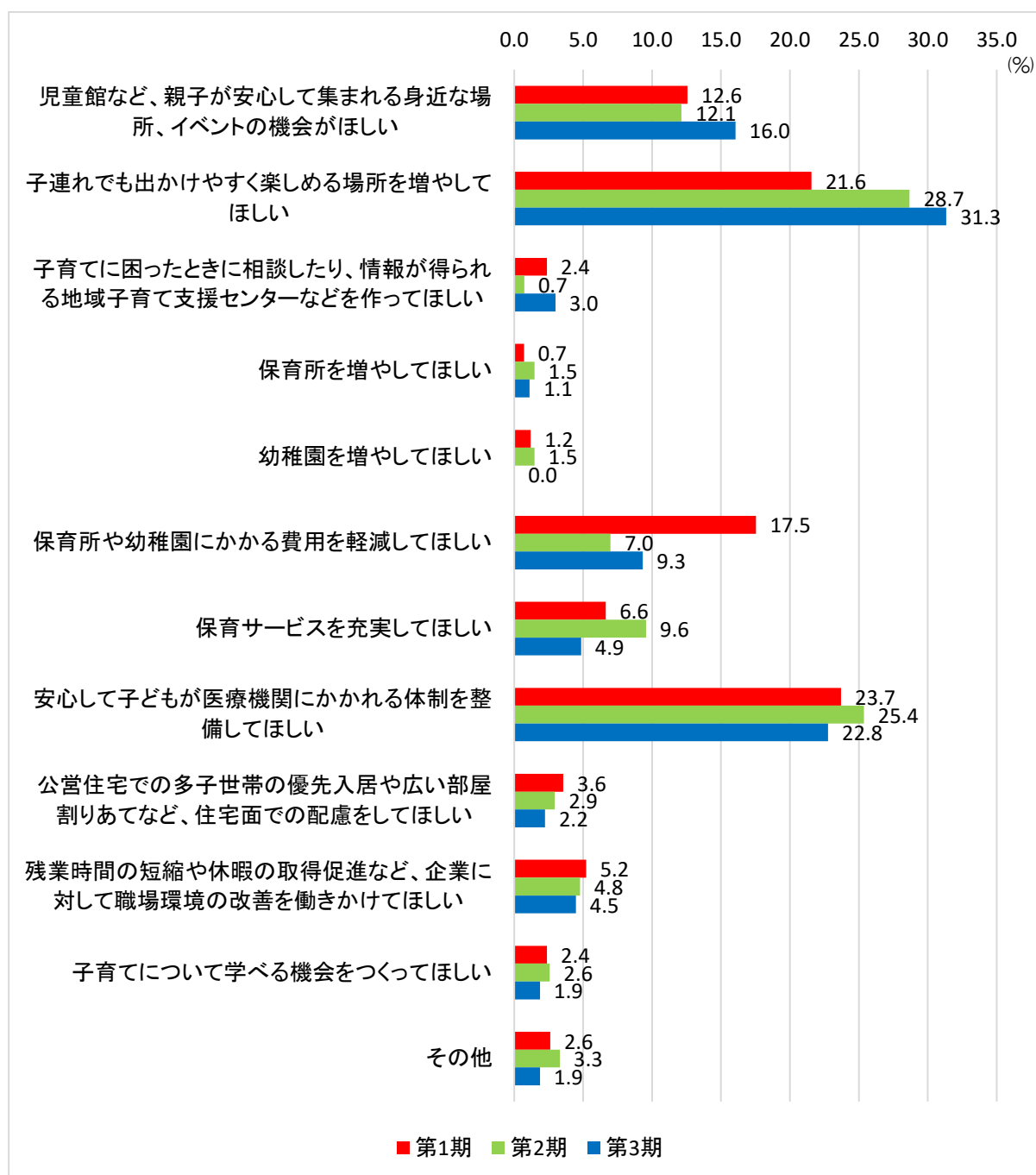


⑭ 本町の子育て支援について特に期待すること

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 31.3%で、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が 22.8%、「児童館など、親子が安心して集まれる場所、イベントの機会がほしい」が 16.0%と続いています。

本町の子育て支援について特に期待することでは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」ことに期待している人が第 1 期、第 2 期よりも増加しています。

【第 1 期回答数=422】【第 2 期回答数=272】【第 3 期回答数=268】



(2) 小学生児童調査結果

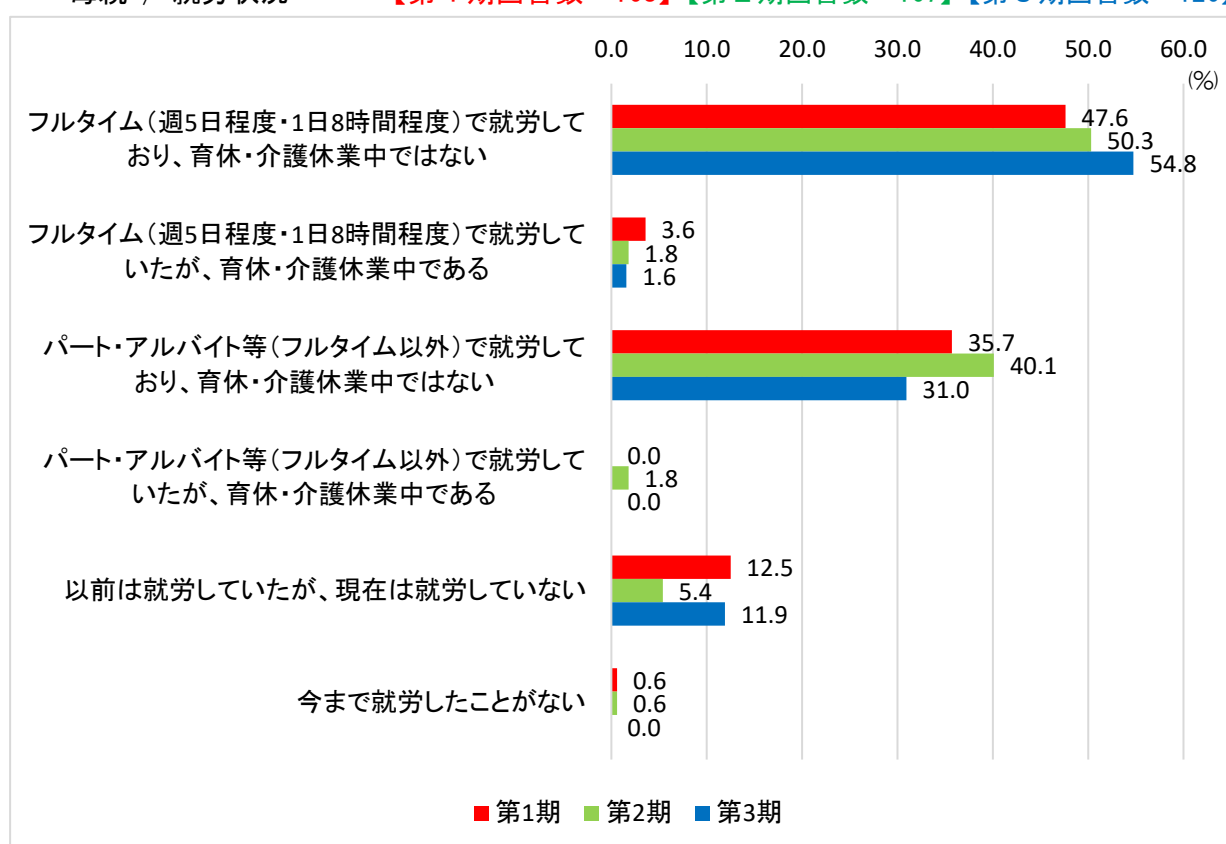
① 保護者の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム（週 5 日程度・1 日 8 時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が 54.8%で最も多く、「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が 31.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 11.9%となっています。

母親の就労状況は、フルタイム就労と、就労していない母親が増増加し、アルバイトをしている母親が減少したことがわかります。

母親 / 就労状況

【第 1 期回答数=168】 【第 2 期回答数=167】 【第 3 期回答数=126】

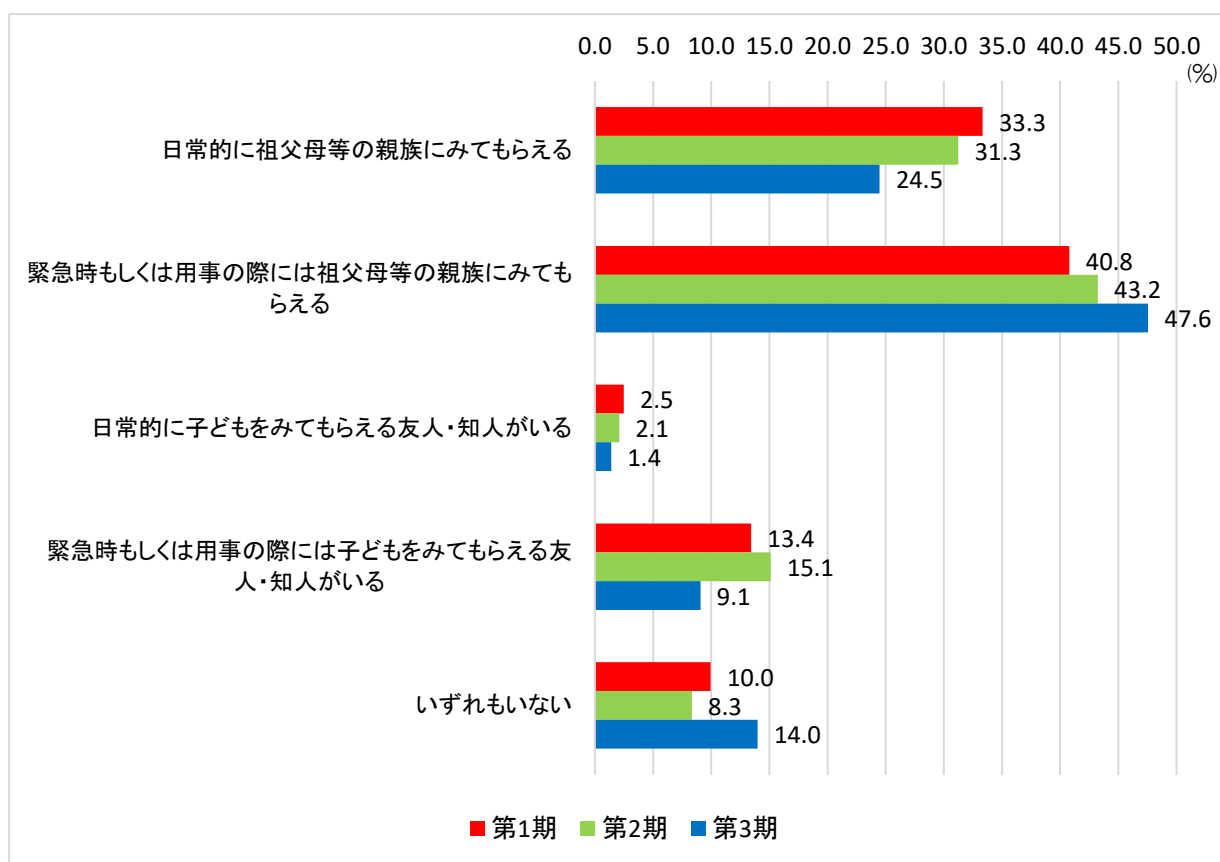


② 日頃子どもをみてくれる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 47.6%と最も多く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 24.5%と続いています。「いずれもない」は 14.0%みられます。

第1期、第2期とも傾向は変わらず、緊急時や日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる環境である結果となりました。また、「いずれもない」が増加していることがわかります。

【第1期回答数=201】【第2期回答数=192】【第3期回答数=143】

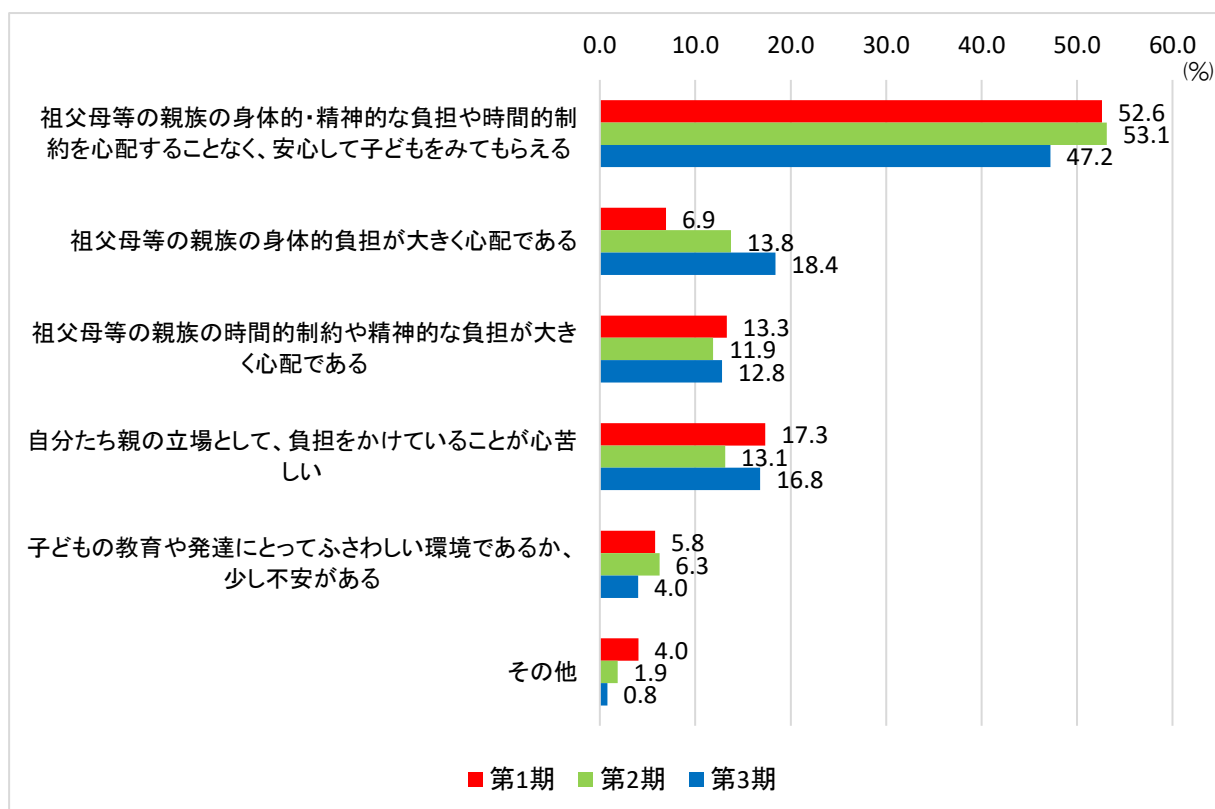


③ 祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況

「祖父母などの親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と回答した人が 47.2%と最も多くなっています。「祖父母等の親戚の身体的負担が大きく心配である」人が 18.4%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」と感じている人は 16.8%となっています。

第2期と比較すると、「安心して見てもらえる」が減少し、「負担が大きく心配である」が増加しています。

【第1期回答数=173】【第2期回答数=160】【第3期回答数=125】

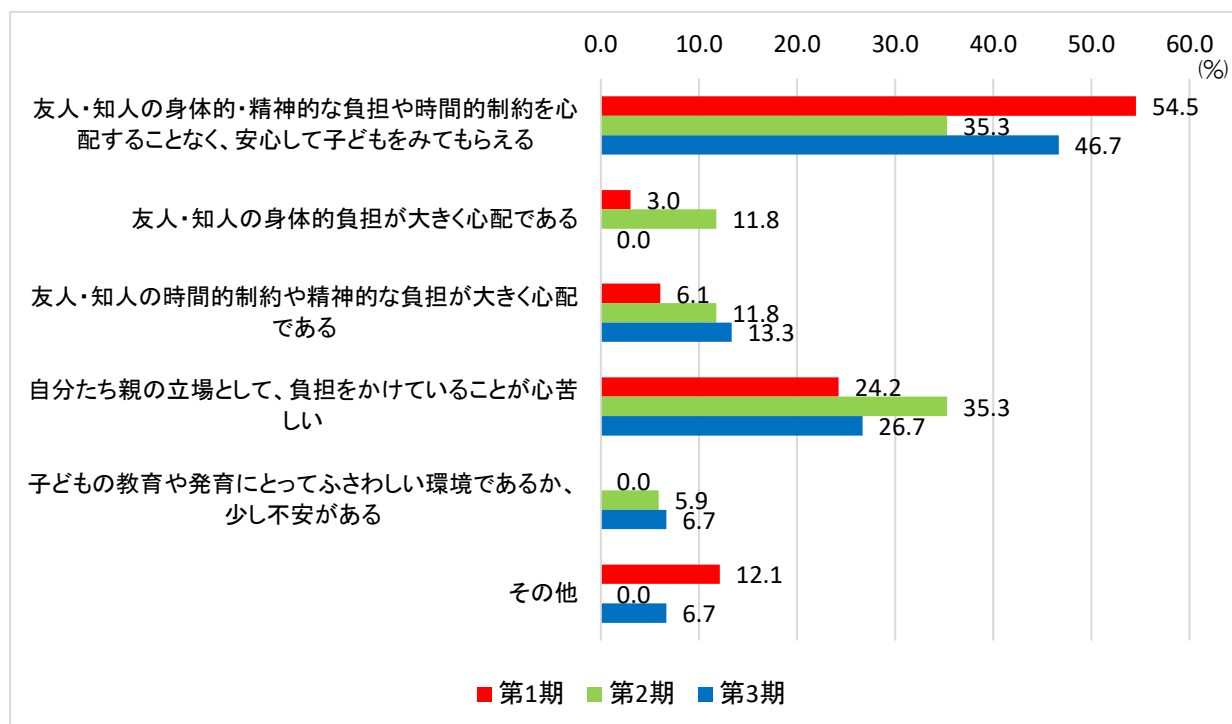


④ 友人・知人に子どもをみてもらっている状況

「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と感じている人は 46.7%と最も多く、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が 26.7%、「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」が 13.3%となっています。

「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が減少し、「安心して見てもらえる」が増加しています。

【第1期回答数=33】【第2期回答数=34】【第3期回答数=15】

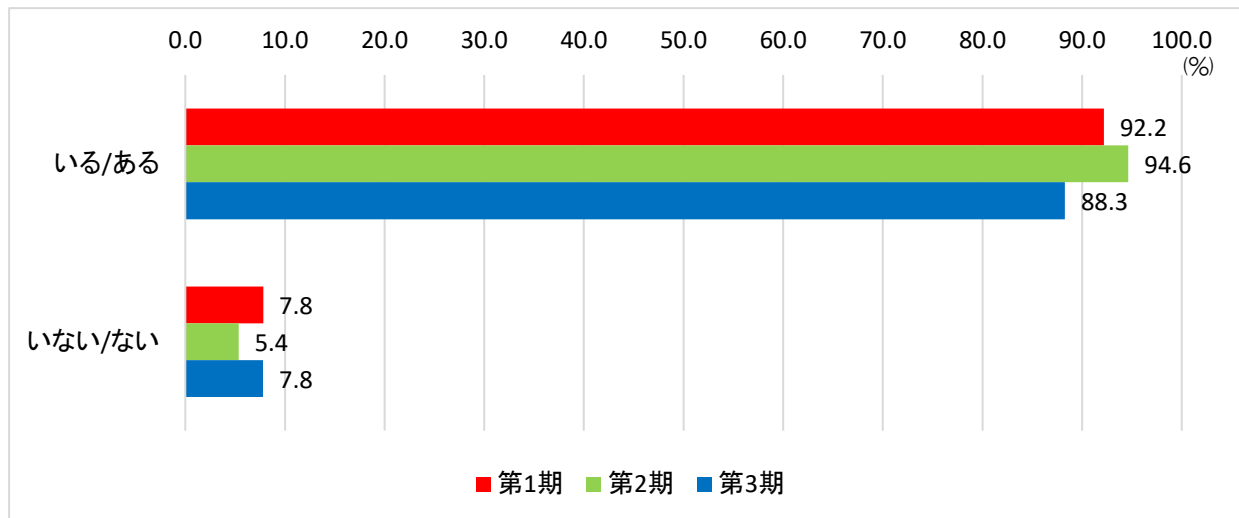


⑤ 子育てをする上での気軽な相談相手の有無

気軽に相談できる人や場所が「いる/ある」が88.3%となっています。

第1期、第2期、第3期ともに、変わらない結果となりました。

【第1期回答数=179】【第2期回答数=168】【第3期回答数=128】

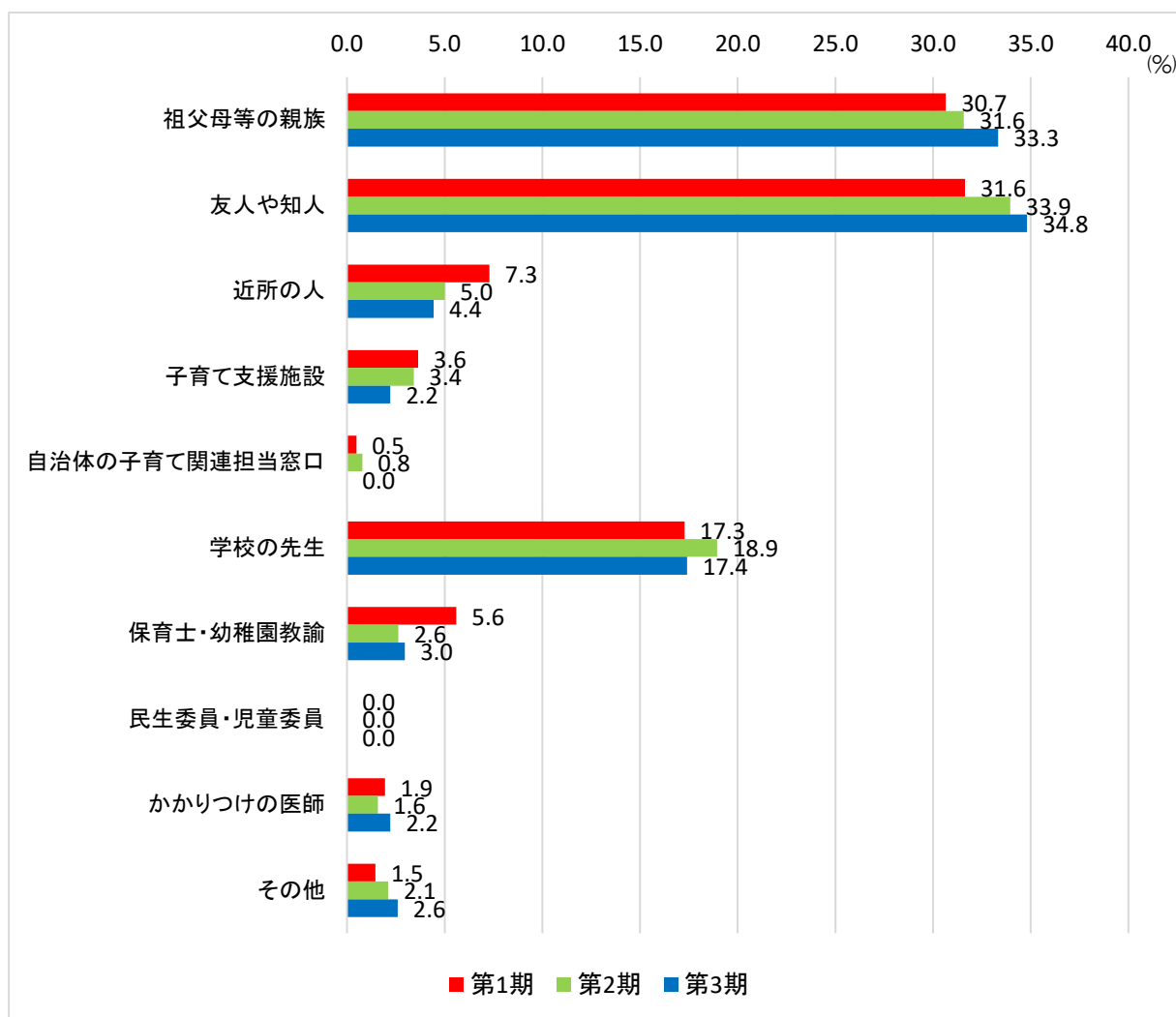


⑥ 子育てをする上での気軽な相談相手

「友人や知人」が 34.8%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が 33.3%、「学校の先生」が 17.4%となっています。

第1期、第2期、第3期と大きな変化はみられませんでした。

【第1期回答数=411】【第2期回答数=380】【第3期回答数=270】

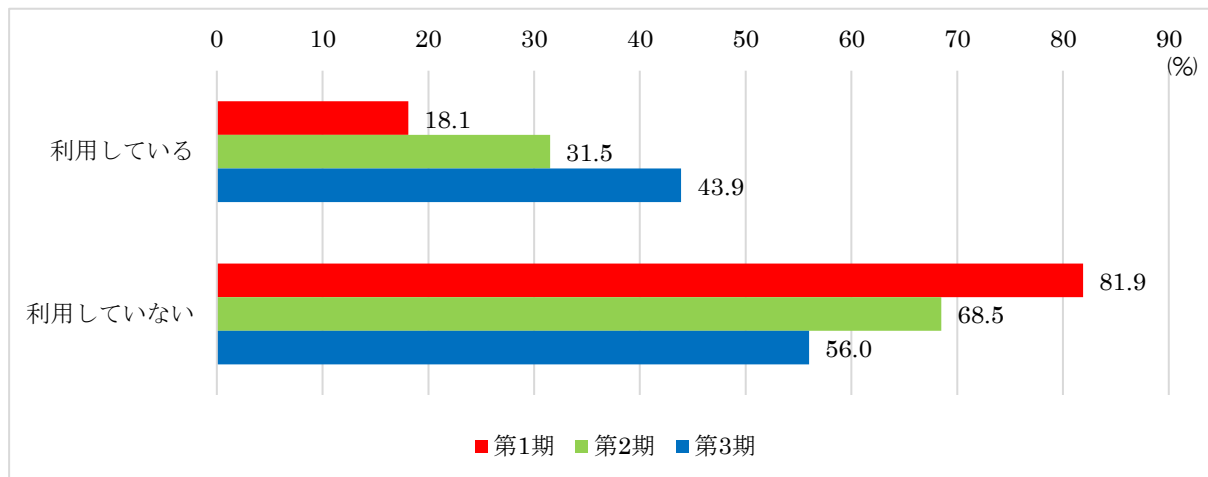


⑦ 学童保育・学童保育以外の児童・放課後子ども教室の利用

学童保育の利用では、「利用していない」が56.0%で、「利用している」が43.9%でした。
第1期、第2期、第3期と就労している母親の増加に伴い、学童保育を利用している児童が増加しているという結果になりました。

(回答数は1番目、2番目、3番目の子どもの合計です)

【第1期回答数=176】【第2期回答数=241】【第3期回答数=166】

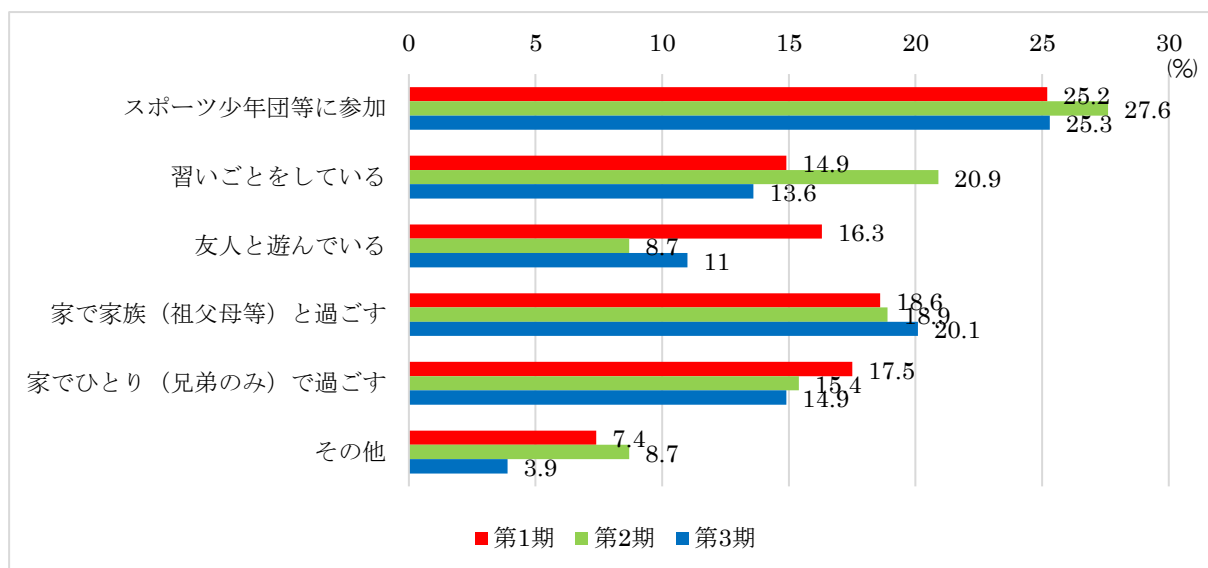


⑧ 放課後の過ごし方

「スポーツ少年団等に参加」が25.3%、次いで「家で家族（祖父母等）と過ごす」は、20.1%、「家でひとり（兄弟のみ）で過ごす」が14.9%となっています。

第2期と比較すると、スポーツ少年団や、習いごとをしている児童が減少し、友人や家族と過ごす児童が増加しています。

【第1期回答数=349】【第2期回答数=254】【第3期回答数=154】

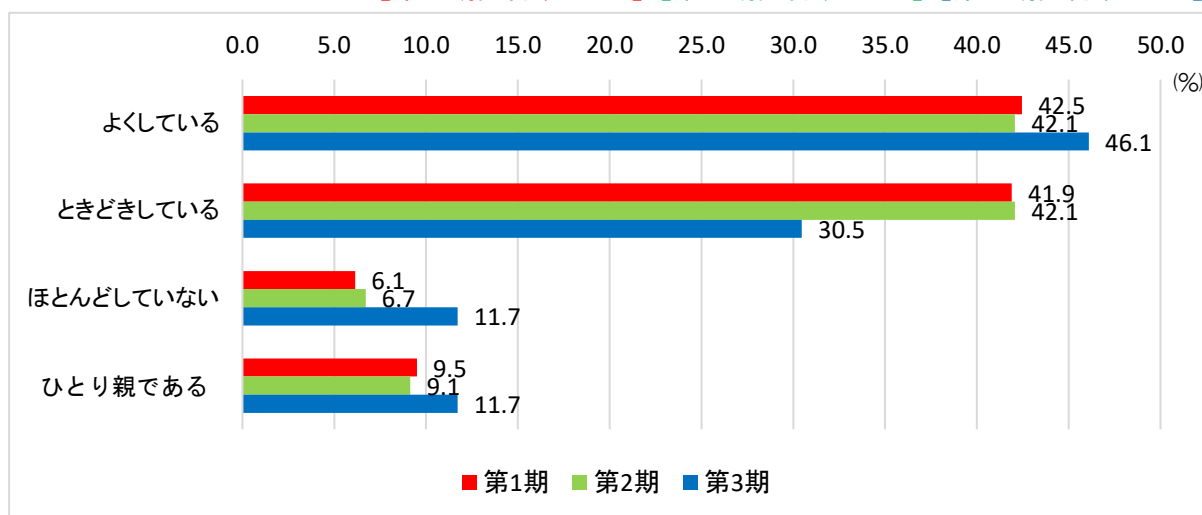


⑨ 父親の育児参加

「よくしている」が 46.1%、「ときどきしている」が 30.5%、「ほとんどしていない」・「ひとり親である」が共に 11.7%となっています。

第1期、第2期、第3期ともに、父親の育児参加は「よくしている」・「ときどきしている」が多い結果となりましたが、「ほとんどしていない」が増加しています。

【第1期回答数=179】【第2期回答数=164】【第3期回答数=128】

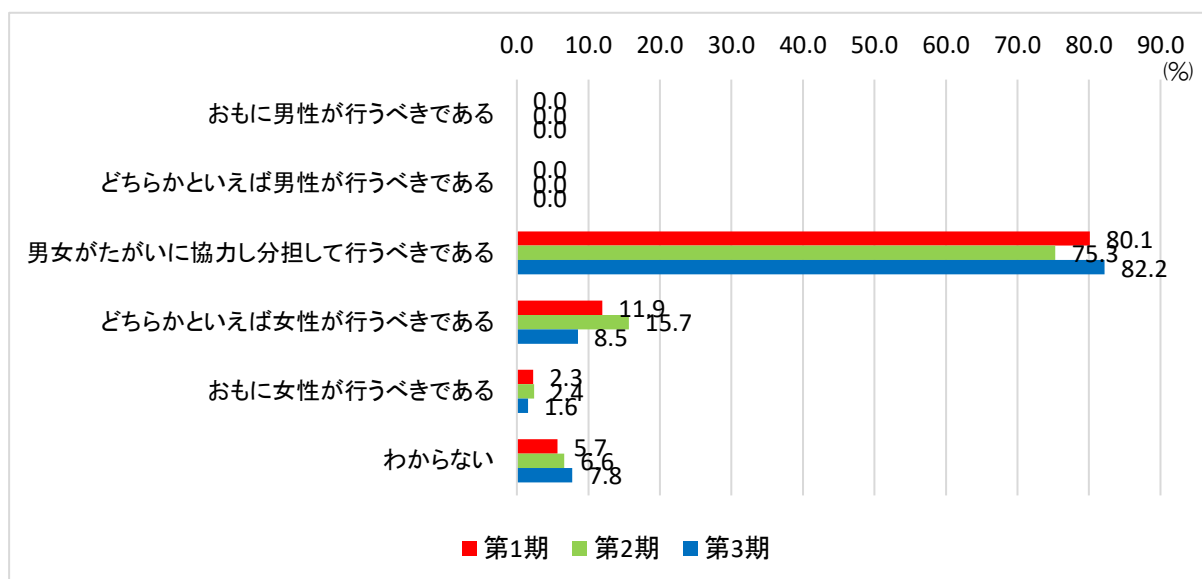


⑩ 家庭での家事分担

「男女がたがいに協力し分担して行うべきである」が 82.2%と最も多くなっています。次いで、「どちらかといえば女性が行うべきである」が 8.5%となっています。

第2期より、第3期は、「男女がたがいに協力し分担して行うべきである」が増加し、「どちらかといえば女性が行うべきである」がその分減少しました。

【第1期回答数=176】【第2期回答数=166】【第3期回答数=129】

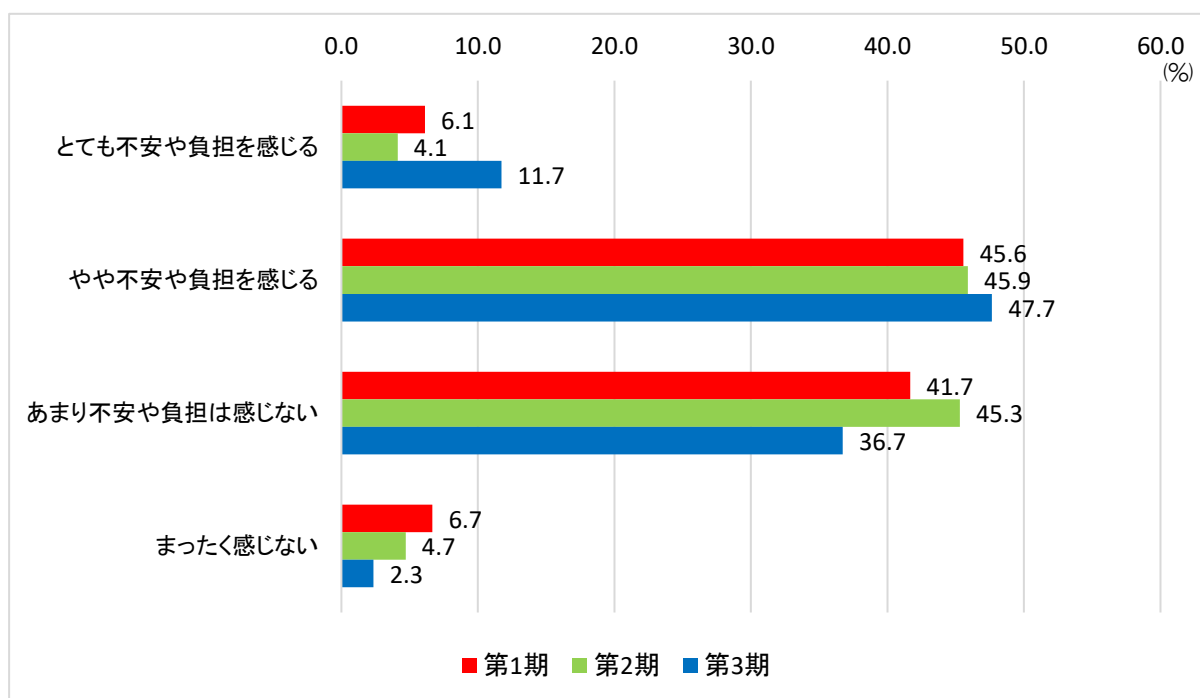


⑪ 子育てに関する不安や負担

「やや不安や負担を感じる」が 47.7%となっており、次いで「あまり不安や負担は感じない」が 36.7%となっています。

子育てに不安や負担を感じている人は少ない結果となりましたが、「とても不安や負担を感じる」保護者が増加し、負担を感じない保護者が減少していることがわかりました。

【第1期回答数=180】【第2期回答数=170】【第3期回答数=128】

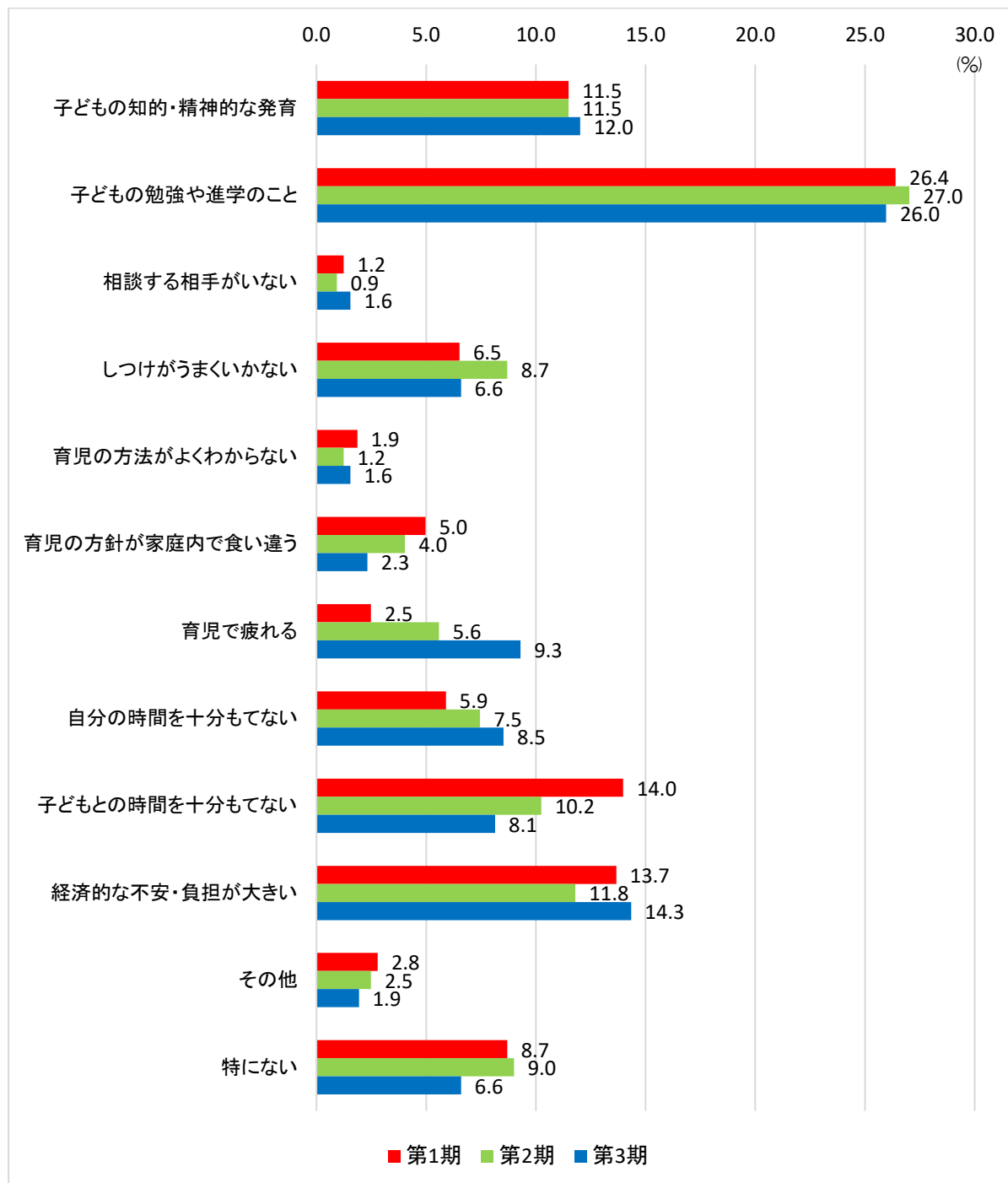


⑫ 子育てについての悩み

「子どもの勉強や進学のこと」が最も多く、26.0%となっています。次いで、「経済的な不安・負担が大きい」が 14.3%、「子どもの知的・精神的な発育」が 12.0%、「育児で疲れる」が 9.3%と続いています。

相対的に大きな変化はありませんが、第1期、第2期に比べ、「育児でつかれる」・「自分の時間を十分もてない」が増加しました。

【第1期回答数=322】【第2期回答数=322】【第3期回答数=258】

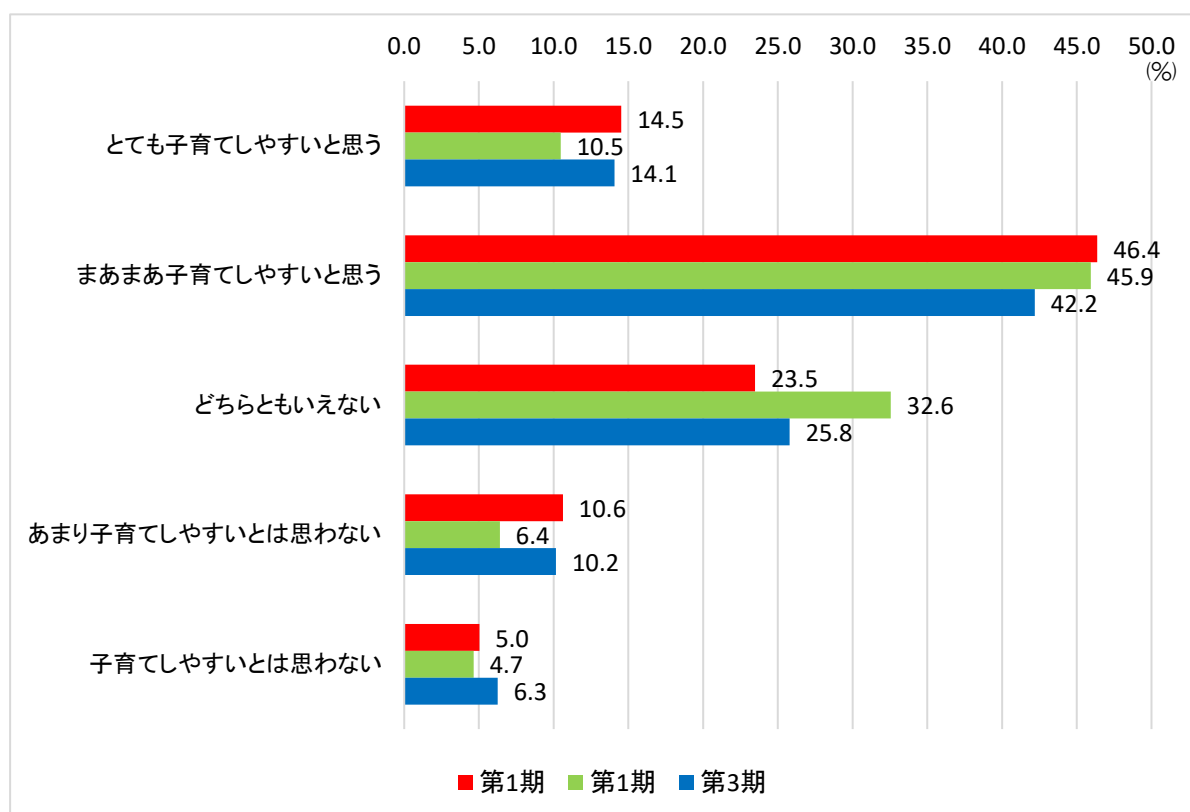


⑬ 居住地区の子育て環境

「まあまあ子育てしやすいと思う」が42.2%、「どちらともいえない」が25.8%、「とても子育てしやすいと思う」が14.1%となっています。

第1期、第2期、第3期と、大きく変わらない結果となりました

【第1期回答数=179】【第2期回答数=172】【第3期回答数=128】

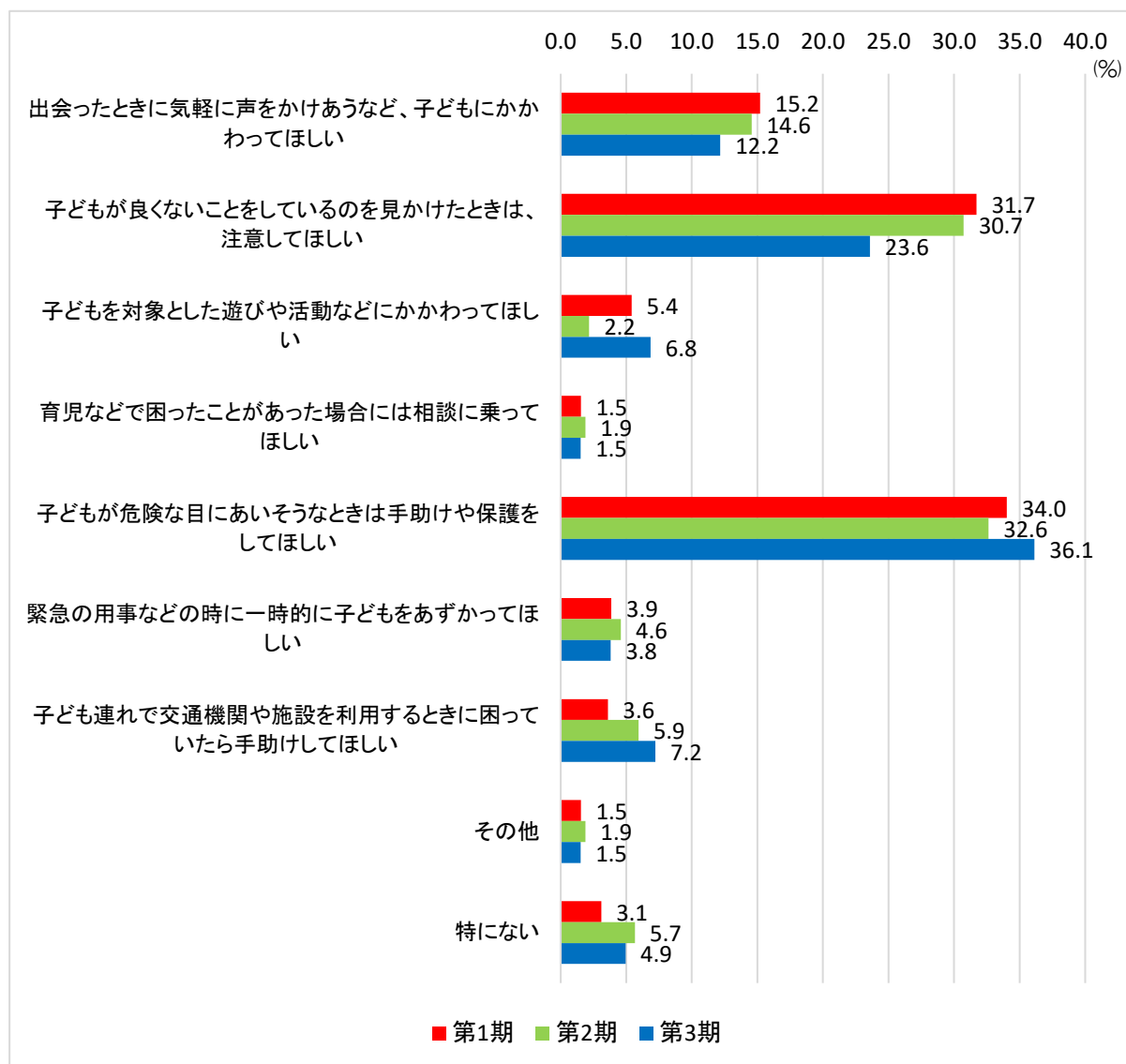


⑭ 子育てをするうえで、近所や地域に望むこと

「子どもが危険な目にあいそうなときは手助けや保護をしてほしい」が 36.1%で、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」が 23.6%、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」が 12.2%となっています。

第1期、第2期、第3期と、大きく変わらない結果となりました

【第1期回答数=388】【第2期回答数=371】【第3期回答数=263】

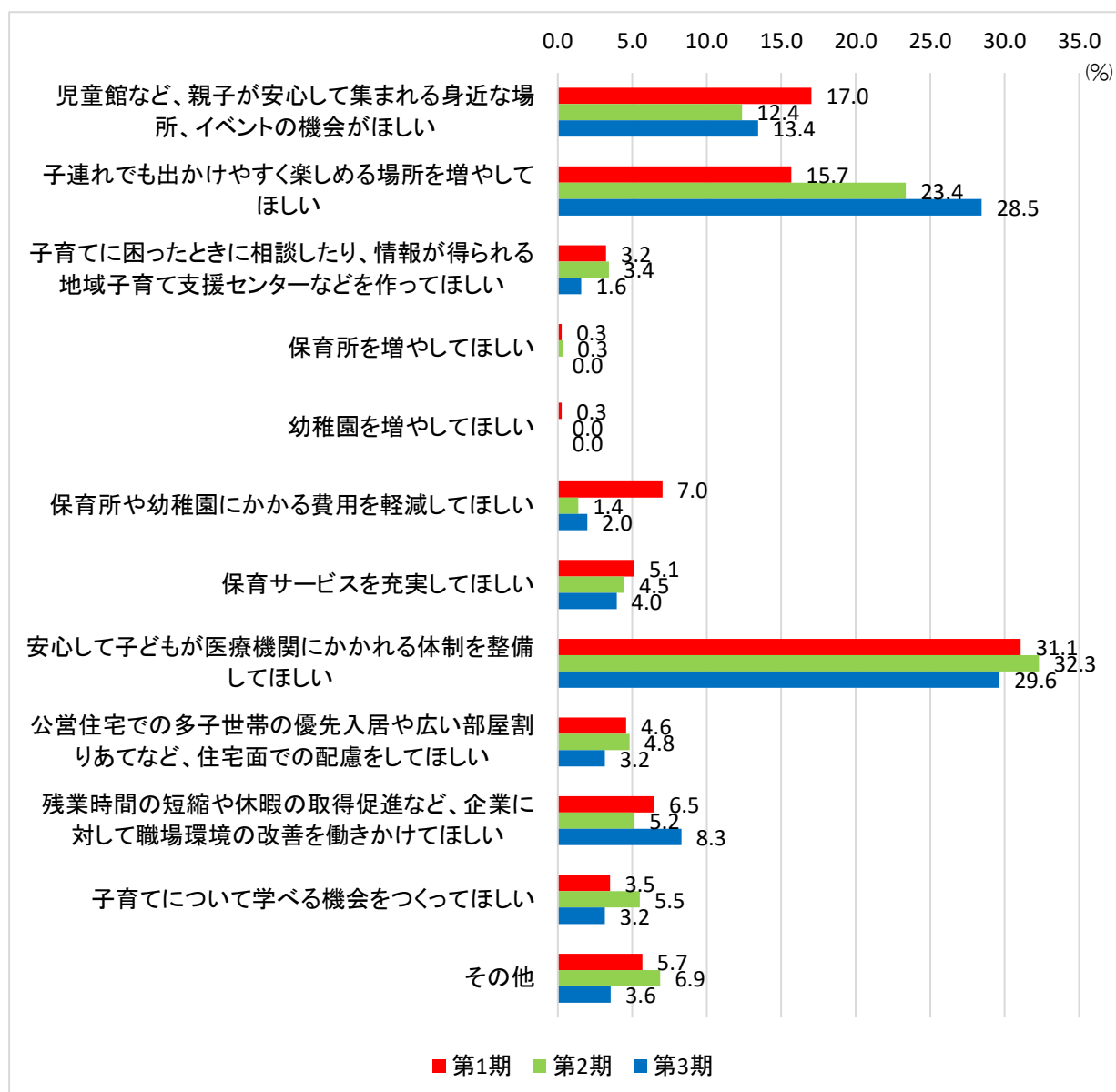


⑮ 本町の子育て支援について特に期待すること

「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が 29.6%で、次いで、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 28.5%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が 13.4%、と続いています。

第1期、第2期、第3期ともに、医療機関の充実を求める人が多く、子連れで出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい人が増加しています。

【第1期回答数=370】【第2期回答数=298】【第3期回答数=253】

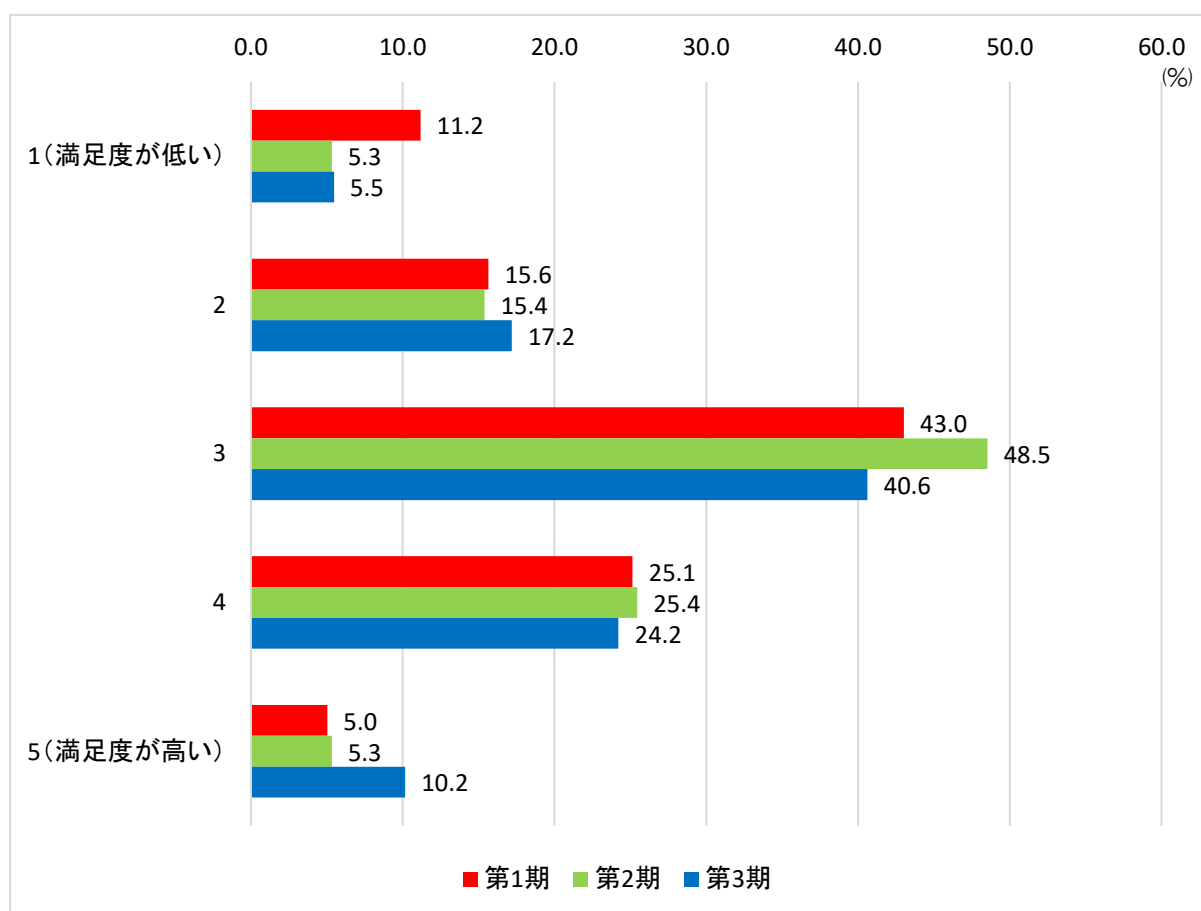


⑩ 地域の子育て環境や支援への満足度

満足度を 5 段階中「3」と評価する人が 40.6%と最も多く、5 段階中「4」の満足度の高さをを感じる人が 24.2%となっています。

第1期、第2期同様、満足度は「3」と変わりはありませんが、「3」と回答した人が減少し、「5」と回答した人が増加したことから、地域の子育て環境が少しずつ改善していることがわかります。

【第1期回答数=179】【第2期回答数=169】【第3期回答数=128】



(3) 就学前児童の保護者 自由意見のまとめ

① 交流イベント

- ママ(パパ)たちとの交流会。(託児あり1時間くらい)
- 子どものお祭りやイベントを増やしてほしい。
コロナで無くなったイベント(雪まつり)などの復活。
- 子どもの発達や遊び、食育や離乳食に関する親向けの講習会を託児付きで開催してほしい。
- 託児付きのママさん向けイベント。(ヨガ、トレーニング、パン教室など)
- ゆるキャラが集まるイベント。アンパンマンきてほしい。
- 親子で遠足、コンサート、リトミック、ファミリーミュージカル、クッキングなど。
- ハロウィン(10月)イベント、クリスマス(12月)イベント等1年のイベント毎に行ってほしい。
- 第2子以降もスマイル教室の案内をしたらどうか。
- 同世代の子どもとの交流。
- キッズ衣類(もうサイズオーバーで使えなくなった等)や玩具などの提供や交換が出来るイベント。
- 職体験・スポーツ体験。
- 道の駅や遊々村等をもっと活用してイベントをしてほしい。
- 参加が気軽にできるものがあるといいです。自分で探すのが難しい人もいると思うので「こういうのがあるよ」と教えてくれるとありがたいです。
- 土日祝の交流、イベント。
- 体験型の行事。(農作業、乳搾り)
- 子供と高齢者のふれあいなど。おじいちゃん・おばあちゃんはとっても良いことを教えてください。核家族化の人が増加しているので交流の場を増やしてみてもいいのでは？
- 土、日に(旧ピア21)親子で体験チーズやソーセージ作りなどできるようにしてほしい。
- 数年前にやっていた5年生の仮装盆踊りや6年生の学年キャンプ、こどもの町など多くのイベントが減っています。学校のイベントも縮小されてとても残念です。
- その様なもの(イベント)は不必要。冬休み学習サポート塾のようなものは必要。土幌高校の生徒の指導は無駄。しっかり教えられる人が指導すべき。
- 以前、絵本作家の方と一緒にお面作りをするイベントがありました。その様な何か作るイベントはとても良いと思います。

② 公園や施設

- 自由に交流できるような場所があるといい、室内で玩具や絵本などがあり休日など親子で遊べる場があると自然と他の親子との交流が持てると思う。公園をもっと楽しめる公園があるといい。
- 平屋の物件をたくさん作ってほしい。マンションやアパートは子どもの泣き声が気になるため。

- 中土幌に若者向け1LDKの町営住宅が建設されましたが、単身向け？と言う事ですよ？子育て世帯の町営住宅（2～3LDK）の建設、入居を待っている人がたくさんいると思います。単身向けの町営住宅よりも先ではなかったのかなーと思いました。
- 赤ちゃん期、ハイハイ期でも遊べるキッズスペースを有した遊び場と1歳から未就学児が安心して遊べる室内遊戯場などがほしい。有料でもいいので。
- 支援ルームが広くなると嬉しい。
- 園にも自由に創造遊びや自然とのふれあい、食育(作物を作るとかも)ができる、魅力ある施設にするべき。
- 土日等、支援センター等が休みの時でも利用できる子どもの遊び場。(室内)
- 気軽に行けるキッズスペース付きのカフェや飲食店があるとありがたい。
- 公園にゴミがたくさん落ちている。公園の近くに駐車場がほしい。
- 病院。(小児科)
- 土幌の図書館はとても良い施設だと思うので、更に子育て世代がしやすい感じになるともっと良くなると思う。
- 町の中央公園の管理、清掃はされていますか？オムツ替えシート壊れています。虫だらけで小さな子には使われるのはちょっと・・・と思ってしまいます。又、ベビーカーを動かすづらいガタガタ舗装でベビーカー乗せて歩くのかわいそうです。
- 歩道の整備。(自転車利用をする時に危ないところが多い)
- 子供が欲しいが広い賃貸が無く(中土幌)で家がせまいので、これ以上子供は増やせないと思ってしまいます。
- 子連れで気軽に入れるご飯屋さんがほしいです。今日は夕飯作りたくない。と思って、夜入れるお店が全然なくて困っています。ぜひ、よろしくお願いします。
- 道の駅ピア21に公園を作るとありましたが、子ども達だけで行くには、歩道の幅が狭く、不安があります。(道も一部がガタガタ、国道も交通量多い)町民も憩いの場となる様に、導線の確保について検討して頂きたいです。
- 小学校に遊具の設置。
- BBQなどしても良い所があると集まりやすいと思います。
- 学童も仕事がある家庭が対象だと思うので、屋内で自由に子どもや親子が遊べる場があると助かります。公園もあるといいですね。
- 夏休みだけで良いので足寄のプールみたいなウォータースライダーがあったら嬉しいです。
- ネイパル足寄のような集団宿泊施設や帯広の児童会館のような体験施設。
- 3LDKの公営住宅も造ってほしい。空き家を借りあげて、子育て世帯が入れるようにしてほしい。(持ち家を望まない家もあると思うので)
- 冬でも入れる温水プールがほしいです。(通年の水泳教室があるといいです。)

③ 児童福祉

- 住んでいる地区によって不公平の無い政策にしてほしい。保育時間、学童時間、休日の対応など。
- こども園でも平日毎日、開放に遊びに行けると嬉しいです。中土幌は午後も開放して

いて便利ですが遠くて中々行けません。一時保育も同じくです。家の近くには畑がなく、ここ数年は家の前の畑でも熊の足跡が付くので、昼間でも完全に安心して子どもと遊ぶことが難しいです。最近では、もりのくまさんで、小さい赤ちゃんとママが集まり交流できるので、もっとそのような場所があると息抜きになります。「むし歯予防教室」に参加した時、1歳半の子ども達はじっと座ってられるわけもなく走り回っていました。玩具をスタッフさんが出してくれましたが、結局ママが子ども達を見てるしかないので、歯科衛生士さんの話は全然まともに聞けませんでした。もう少し工夫できる場所があると思います。

- 毎月児童手当があったら嬉しい。
- ひとり親に対する支援の拡充。とくに、実質ひとり親状態(別居している等)の場合、支援が受けられないのでかなり大変です。
- 特に第1子の親や移住者にとっては情報が入手しづらくコミュニティにも入りづらいので、未就園児への子育て支援を手厚くしてほしい。
- 病児保育、病後児保育ベビーシッターなどの支援の充実を希望します。ワンストップで一発で回答が出る仕組みがあればいいですね。
- 国の支援が少ないので、町からの支援に期待している。(第1子保育料無料、中学校制服費助成、おむつ費用助成、留学支援、学童無償)
- ファミリーサポートは、事前に登録しておかないと利用できないのとサポート出来る人がいなければそもそもお願い出来ないのが理解出来ない。
- ファミリーサポートシステムあるが、実際どんな人が登録しているのか、お互い相手の情報がわからないと不安で、利用したいとは思えない。便利だとは思うが。
- 支援対策がしっかりあるかもしれませんが、初めての子育て、初めて本町で生活するものへもう少し身近に感じられると良いです。
- 家事ヘルパーを高齢者だけでなく子供のいる家庭も利用できるようにしてほしい。
- 公園や遊び場の紹介をしてほしい。
- LINE 便利になりました！ありがとうございます。
- 情報提供はあると思いますが、色々な家庭に合わせた、ほしい情報があると良いです。
- 子育て支援センターや図書館など、施設についての紹介や行事の様子がブログやHPなどでもっとあると嬉しいです。
- 赤ちゃん時期の子育て支援がもっと必要と思います。
- こども園に落ちて中土幌に通わせるなら、市街地からバスが出ても良いと思う。働きたいのに負担でしかない。子ありでの新築の助成も一度ボロボロの中古住宅を買っただけで、新築しても助成されず、理解に苦しむ。中古買った時は助成されていないのに。それなら全てが土幌より充実している上土幌に住みたくなる。上土幌のこども園、保育士の数、ネイティブの先生、上土幌でできて、土幌ができない理由とは。子どもが減っていく町に未来はないのでは。
- 産後のフォローをもっと手厚くしてほしい。
- 療育施設の充実。
- 病児や病後児、ファミリーサポートいざという時どうやって使えるか、すぐに使えないと意味ない。

- 子の看病で親も病気をもらいやすかったり、金銭面を考慮して親は受診できなかったり（しなかったり）する為、親の医療費や健康診断の支援があると良いなと思います。
- 下校後、少年団等に行くためのバス、コミバスの運行をもう少し増やしてほしい。
- 土幌本町で行っている少年団活動に現在、路線バスを利用しているが、スクールバスを利用させてほしい。
- 子育てだけではなく、高齢者でも利用できるセンターはあっても、それを宣伝する力が弱い。ただ「あるだけ」はもったいないので、SNS やチラシなど知らせていく「土幌町」をもっと知ってもらおう工夫を心がけては？
- 公営住宅ばかりではなく、空き家などの情報発信があると良い。
- 土幌町の LINE に入っているが、聞きたいことをチャットで問い合わせても答えがイマイチで、結局電話するしかない。いかがなものか...
- 町のタイムトライアルや駅伝大会、個人で出場できる陸上大会やスケート大会のお知らせがないのはなぜですか。少年団に入っていなくても大会には出場したいという方はいます。
- 育児に関する不安や子育ての孤独などの問題を解消する無料サポートシステムの設置など。
- 公平な助成を望みます。又、一部の人に現金の支給ではなく現物や助成券などの方が子にとって良い場合が多いと思う。

④ 医療・病院

- 予防接種を全て土幌町内で受けられるようにしてほしい。小児科が土幌で診てもらえる様になったのは、とても嬉しいです。
- 町立病院に小児科が出来たのは良かったと思うが隔日の午前中では病院に連れて行けない。音更の小児科はとても混んでいる。できれば月～金曜も午後もやってほしい。
- インフルエンザの予防接種も学校で集団でできるようになればいいなと思う。（希望制で）
- 国保病院の小児科の Dr.がいることを知らない方も多いので宣伝？しても良いかなと思います。

⑤ こども園・保育所

- ごはんを持たせなくてもいいようにしてほしい。おやつをもう少し充実させてほしい。冷暖房の設備をしっかりとしてほしい。防犯対策も！
- 保育園、小学校、中学校への看護師配置（学童も）医療的ケア児、てんかん、等々、ある事で地域の施設（教育機関含む）で対応出来ないという事にはならないのでは。町の考えがもう少し見えると良いと思っています。
町内の療育を利用している人にしか相談のケアマネつかない現状も変えていけると良いのでは？と思います。本来的ではないですけどね。地域で育てていくという姿勢があるのとより子育てしやすい町だなと感じるなと思います。
- 土曜日保育園で預かってもらえない時はこども園で預かってもらうことができると助かります。

- 発達障害の子の就学の流れ、スケジュールを明確にしてほしい。
- 保育士さんがいないと私達は働きに行くことができないので、保育士さんの労働環境をもっと改善してほしい。(給料UP など)
- こども園の認定区分について。家が農家でも仕事に出ていない、もしくは年度内に復帰する予定がない、町内や十勝管内に母親側の実家があり、いつでも頼れる状態、の家庭のお子さんが2号や3号認定を受けていることに疑問を感じます。待機児童はいないものだと思っていたのですが、どうやらそうではなさそうですし。審査の方法を見直してもらいたいです。3号認定のキャパが足りないか増やせばいい、ということではないと思います。(立て替えには賛成です)
- 園の給食を写真で見られるようにしてほしい。(給食便りの献立名だけではわかりにくい)
- 園や学校で流行性の風邪等が多く出始めた時、LINE等で一言あると通っていない人も気を付けられると思う。
- こども園短時間型利用者も、時間外の利用料を年間何時間以内なら無料などの対策をとってもらえるとありがたい。
- 以前、音更に住んでいた時にまだ保育所へ入所していなかったが用事がある時、料金を払うとこども園で給食も提供しお昼寝などもして預かってくれた。預ける理由も仕事のためだけではなく、親の用事でも快く受け入れてくれ、とても助かった。そのような場があると助かる。

⑥ 情報提供

- 町内でどのような習い事ができるのか知る機会があると助かる。くもんが中士幌保育所にあるようですが、士幌の町の中にもあるといいなと思いました。
- イベントが特にないので情報が少ないが、イベントがある時は広報だけではなく、LINEや子育て支援センター内でも教えてほしい。
- 母子モアプリの利用をわかりやすくしてほしいのと、インフルエンサーのような保護者と協力して口コミで情報を発信するのが1番良さそう。
- ファミサポを利用してみたいが、今ひとつよくわからない。
- 感染症の情報をこまめに流してほしい。
- 学校もこどもん出来るようにしてほしい。

⑦ その他

- 夏だけでも燃えるゴミ回収を週2回にしてもらえると嬉しい。(オムツが臭うので)
- 1つの競技ではなく、身体を動かしたり色々なスポーツを楽しむ子ども向けの習い事があれば通わせたい。
- 何かあれば、音更や帯広まで病院、ツルハ等行かないといけないのは、小さい子どもがいる親としてはとても大変。医療(小児科※安心したり頼ることのできる)や少し大きい薬局があるととても助かります。
- 新しいことやものを増やすのも大切ですが、今ある既存のサービスや事業など、もっと充実しても良いかと思います。

- 定期的ではなく、1日単位、1時間単位で手の空いている時に仕事ができると家計の足しになると思います。パート・アルバイトだと、呼び出しが多いと他の人に迷惑をかけるし、今日少し時間が出来たので働きたいというような形だと、気持ちも楽になりそうかと思います。
- 高齢者より子育て優先すべき。
- 上居辺の学童で子供同士がけんかしていても、先生が注意してくれないと聞いた。もう少し、しっかり見てほしいです。
- 土幌町は市街地の人には何でも手厚い気がする。小学校のスケートリンク造成など、なぜ行政サービスが違うのか？
- 特に中学校の長期休暇の課題をなくしてほしい。できれば長期休みそのものをなくしてほしい。
- 緑風の無料券について。全く利用されていない方がいたら譲ってほしい。もしくは、10枚5000円を2500円とかで売ってほしい。
- 部活バスを増便するか、みんな平等な対応をするかしてほしい。(家の前までバスが行く子と、遠くでしか降ろしてもらえない子がいるのは不公平)。さらに、路線図も出してほしい。
- 習い事など送迎が必要な時、町内であれば学校からコミバスなどがあってほしい。学童利用の時、夏休みや冬休みなど昼食があってほしい。
- 学童利用が18:30→19:00になれば、体操教室他利用後、仕事終了後お迎えが可能ですが、18:30では難しいので、スクールバス利用しか選択肢がなく、習い事は難しいです。学童利用時間延長か部活バスの小学生利用できるなど、へき地でも生活しやすくなれば...
- もっと学力が上がるにはどうしたら良いか考えるべき。
- 町内で子ども達に色々な体験、習い事ができると他の町へ行かなくてもいいので助かります。もう少し習い事ができる環境があるといいです。
- プラザ緑風にマンガ、本コーナー等小学生・中学生も(休憩場に)ゆっくり休める場にしてほしい。
- 児童の減少に伴い少年団活動の減退、選択肢の少なさ。他町村と合同になっても、送迎負担の発生。現代の共働きが普通になっている中で、対策して頂きたいです。
- 学童での体操やダンス、スケートなどの習い事オプションなどしたらいいと思う。(働いていて習い事の送迎に行けない)
- 学童について。子供から聞いただけなのですが。(一般利用です)こもれびにて、放課後利用していた時に先生方がポテトだかを揚げた？らしく、学童利用の子たちは食べられて、一般の子はダメと言われたらしく、悲しかった...と言われました。それって、どうなのかな？と疑問に思いました。お金を毎月学童の子は支払いしているのはわかりますが、お金を支払いして一般の子でも一緒に食べることは難しいのかな？と思いました。
- 性教育について低学年からやってほしい。
- すずらんの家の利用、兄弟姉妹の利用小学3年生迄ですが長期休み(夏休み、冬休み等)小学6年生迄可能にしてほしい。

- スポーツに対しての取り組みを強化してほしい。学校の先生が対応出来ない事が増える分、地域で部活や少年団活動など、支えるシステムを早急に計画してほしい。共働き世帯やシングルの方だと、子供の送迎ができない。環境整備ができないなど負担が多すぎて子供が入団できない状況もあるので…。地域ぐるみで子供のスポーツへの取り組みを応援できるサービスを望みます。
- 子供がいるからパートやアルバイトでしか働く時間がないのに（正職やフルタイムができない）、子供の看護休暇が正職員は有給で、パート、アルバイトは無給だったりする。学年閉鎖や子供の病気で長期間休まなければいけない時も少ない年休を使い、年休がなくなったら欠勤になると言われ、病気や幼い子を留守番させて仕事に行くしかない状況がある。子供のために親が安心して休暇がとれる様にしてくれないと子育て環境がよい町とは言えないと思う。（有給での休暇の保証を正職員だけではなく子育て中の職員には適用するべきではないでしょうか）

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

生まれてくる子どもたちが家族や地域に心から祝福され、すべての人が子育てに伴う喜びを実感できるまちづくりを目指すとともに、子ども・子育て支援法が法の目標に掲げる「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことは、本町のまちづくりを考える上で重要なテーマであり、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応した子育て施策を展開することは、町がよりいっそう飛躍するための最重要事項の一つでもあります。

このことから、本計画では3つの基本理念を掲げます。

基本理念1 子どもたちが健やかに成長することのできるまち

次代を担う子どもたちが、0歳から就学までの乳幼児期、そして就学後の学童期のそれぞれの成長の段階に応じた質の高い環境づくりを進めることで、「子どもたちが健やかに成長することのできるまち」をめざします。

基本理念2 人に子育てにやさしいまち

子どもの幸せは、町民全体の願いでもあります。次代を担う子どもを安心して妊娠・出産・子育てができる取り組みや、すべての家庭において、保護者が子どもにしっかりと向き合い、子どもを育てることの喜びを実感できる環境づくり、安心して子どもを生み育てることに「夢」を持てる環境づくりを進めることで「人に 子育てにやさしいまち」をめざします。

基本理念3 社会全体、地域で子育てを支援するまち

子どもの生活の基本の場は家庭ですが、核家族化の進行や近所づきあいの希薄化など、子どもを取り巻く環境は変化しています。地域で、子育て中の保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう、地域・学校・職場・行政など「社会全体、地域で子育てを支援するまち」をめざします。

2 基本目標

この計画の基本理念を実現するため、次の7項目を基本目標として総合的に施策を推進します。

（１）地域における子育て家庭への支援

家庭における子育てを支援するため、家庭の様々な状況に応じて柔軟に利用できる支援サービスの提供を図ります。

保護者の不安や孤独感を解消できるよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、保護者同士や地域のボランティア等がともに子育てを楽しめる体制を整備するため、地域活動の支援や人材の育成を推進します。

（２）母と子どもの健康の確保・増進

母親が安心して妊娠・出産し、子どもを産み育てることができるように支援するとともに、子どもの発達や成長段階に応じて成年期に至るまで一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基盤作りを支援します。

（３）子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、家庭・地域・学校の教育力を向上させるための支援の充実などの取り組みを推進するとともに、子どもを生み育てることの喜びを実感できる教育環境の整備を推進します。

（４）子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができるよう、生活環境の整備や外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

（５）仕事と家庭との両立の推進

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努めるとともに、仕事と子育てを両立するための環境づくりを促進します。

また、子育てを父親、母親が協力し合いながら行うことができるよう、男女共同参画の意識づくりを図ります。

（６）子ども等の安全の確保

社会環境や生活形態の変化に伴い、子どもが安全で安心して遊べる環境が減少しています。さらに交通環境の大きな変化や交通マナーの欠如などによる事故も後を絶たない状況にあります。

このような状況から、妊産婦や子育て家庭など、誰もが安心して生活できる環境づくりに努めます。

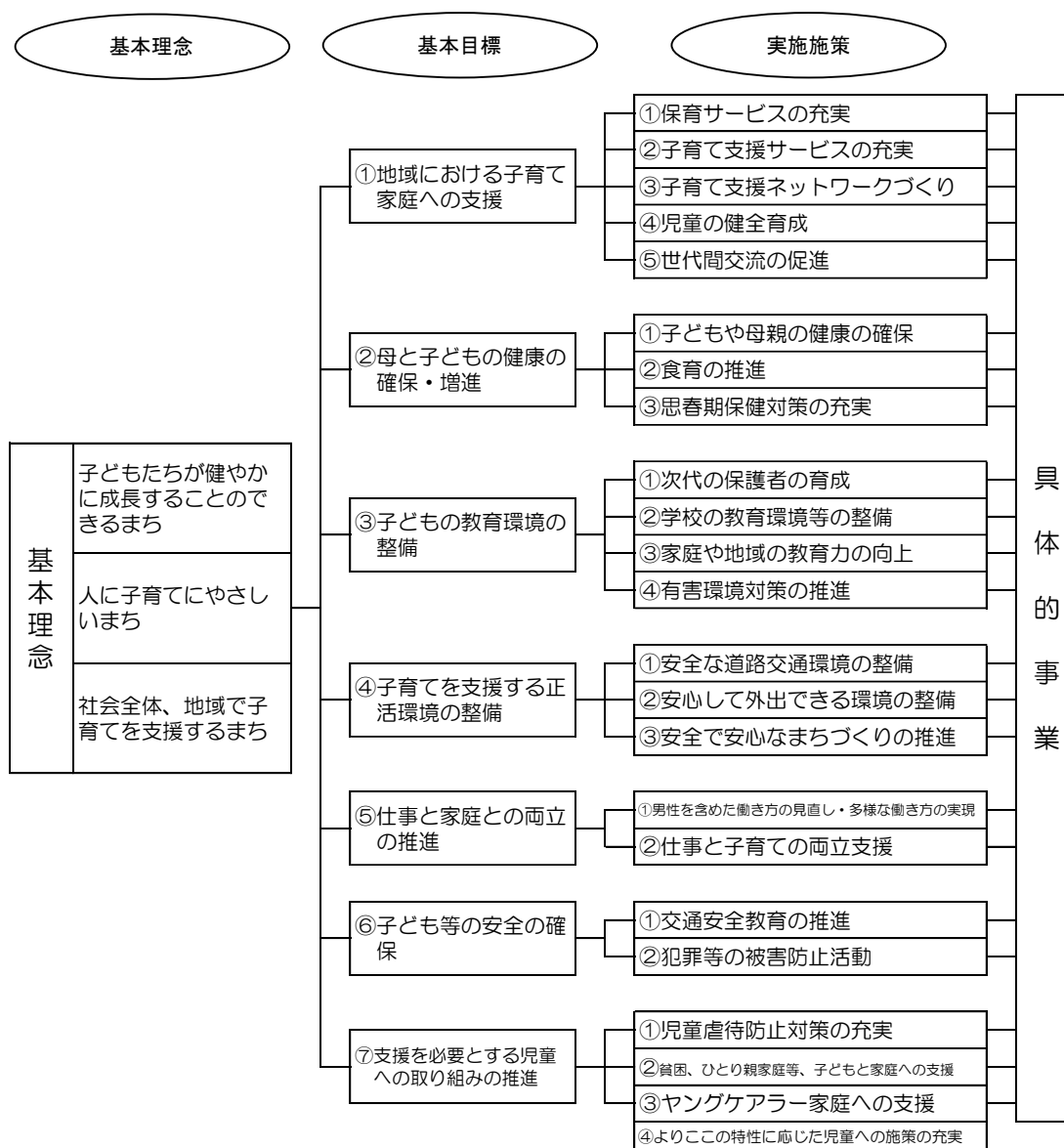
（７）支援を必要とする児童への取り組みの推進

子どもの人権が守られるよう関係機関が連携し、児童虐待の発生予防及び早期発見への体制が図られるよう努めます。

また、支援が必要な子ども、貧困、ひとり親家庭、ヤングケアラー等、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

3 施策の体系

土幌町子ども・子育て支援事業計画（第1期）を踏まえ、子ども・子育て支援の施策の体系を次のとおり設定します。



第4章 子ども・子育て支援事業

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされていますが、本町では各事業の実施状況も踏まえ、全町1区域と設定します。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間内における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を提供します。

なお、この「量の見込み」は、計画策定時における教育・保育の利用状況（認定こども園、保育園、へき地保育所などの利用状況）に、ニーズ調査で把握した保護者の「利用希望」を踏まえ、「保育の必要性の認定」ごとに設定しています。

【保育の必要性の認定区分】

区分	対象年齢	保育の必要性
1号認定	3～5歳	保育の必要なし（教育標準時間認定）
2号認定	3～5歳	保育の必要あり（保育認定）
3号認定	0～2歳	保育の必要あり（保育認定）

【保育料（令和元年10月～）】

区分	第1子	第2子以降
0～2才	ひとり親世帯	町民税非課税世帯
	町民税非課税世帯	
3～5才		

※  国による無償化

 土幌町独自の無償化

(1) 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

（単位：人）

区分	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保方策	15	15	15	15	15
認定こども園	15	15	15	15	15
③ 過不足（②－①）	14	14	14	14	14

(2) 2号認定（3歳以上保育の必要あり・保育の必要ありで幼稚園希望を含む）

（単位：人）

区分	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
① 量の見込み	92	97	80	77	71
② 確保方策	179	194	194	194	194
認定こども園	90	105	105	105	105
中土幌保育園	39	39	39	39	39
川西へき地保育所	25	25	25	25	25
上居辺へき地保育所	25	25	25	25	25
③ 過不足 (②－①)	87	97	114	117	123

(3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

（単位：人）

区分	2025 令和7年度 0歳	2026 令和8年度 0歳	2027 令和9年度 0歳	2028 令和10年度 0歳	2029 令和11年度 0歳
① 量の見込み	12	12	12	12	12
② 確保方策	17	27	27	27	27
認定こども園	15	25	25	25	25
中土幌保育園	2	2	2	2	2
川西へき地保育所	—	—	—	—	—
上居辺へき地保育所	—	—	—	—	—
③ 過不足 (②－①)	5	15	15	15	15

区分	2025 令和 7 年度	2026 令和 8 年度	2027 令和 9 年度	2028 令和 10 年度	2029 令和 11 年度
	1歳	1歳	1歳	1歳	1歳
① 量の見込み	20	28	28	28	28
② 確保方策	38	57	57	57	57
認定こども園	16	35	35	35	35
中土幌保育園	2	2	2	2	2
川西へき地保育所	10	10	10	10	10
上居辺へき地保育所	10	10	10	10	10
③ 過不足 (②－①)	18	29	29	29	29

区分	2025 令和 7 年度	2026 令和 8 年度	2027 令和 9 年度	2028 令和 10 年度	2029 令和 11 年度
	2歳	2歳	2歳	2歳	2歳
① 量の見込み	32	19	25	25	25
② 確保方策	46	62	62	62	62
認定こども園	24	40	40	40	40
中土幌保育園	2	2	2	2	2
川西へき地保育所	10	10	10	10	10
上居辺へき地保育所	10	10	10	10	10
③ 過不足 (②－①)	14	43	37	37	37

(確保方策)

- 本町においては、平成 20 年度から十勝管内最初の認定こども園を開設し、就学前の教育・保育を一体的に提供してきましたが、施設の老朽化が進んでいることから令和 8 年度より新施設利用開始に向けて設計を進めています。
- 検討にあたっては、子育て支援サービスの充実と今後の児童数の動向を勘案して進めます。
- 町内の保育施設相互の連携及び義務教育への円滑な接続を推進します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和4年児童福祉法改正に伴い、母子保健機能と児童福祉機能を集約した「子ども家庭センター」の設置に努めることとされ、令和6年4月に設置しました。

令和5年度実績 1箇所

		2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
量の見込み	基本型	〇箇所	〇箇所	〇箇所	〇箇所	〇箇所
確保方策	基本型	〇箇所	〇箇所	〇箇所	〇箇所	〇箇所

		2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
量の見込み	地域子育て相談機関	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保方策	地域子育て相談機関	〇箇所	〇箇所	〇箇所	〇箇所	〇箇所

(※利用者支援事業（基本型）の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む)

		2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
量の見込み	特定型	〇箇所	〇箇所	〇箇所	〇箇所	〇箇所
確保方策	特定型	〇箇所	〇箇所	〇箇所	〇箇所	〇箇所

		2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
量の見込み	子ども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保方策	子ども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(確保方策)

- これまで、保健福祉課において妊産婦健康相談、赤ちゃん相談、乳幼児健康相談、幼児教育課・子育て支援センター（中土幌保育園）では子育て相談、こども発達相談センターでは発達相談・療育（指導）などを行ってきました。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

土幌町子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開放し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和5年度実績 実人数 54人/年

区分	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
量の見込み (実人数)	98人	87人	98人	98人	98人
確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(確保方策)

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言をおこなうとともに、保健福祉課、こども発達相談センター等の関係機関との協力や連携を図るとともに、保護者に寄り添いながら、子どもの健やかな育ちを支援します。
- ・人と人とのつながりが稀薄になり、孤立など母親の育児負担が増加しています。保健福祉課と連携し、気軽に利用してもらえるような事業の充実に努めます。
- ・子育て支援センターの利用について、保育施設等入所児童への拡充を行います。

(3) 妊婦健康診査事業

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦及び産後1か月の産婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠・産褥期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

令和5年度実績 延べ402人/年 実人数44人/年

区分	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
量の見込み (実人数)	30人	30人	30人	30人	30人
確保方策	妊婦および産後1か月の産婦全員を対象として実施 妊娠期14回、超音波検査費6回、産後1か月の健診費用を助成します。				

(確保方策)

- ・妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り適切な時期に妊婦健診を受けられるよう、受診医療機関と連携を図りながら適切な時期の受診及び保健指導・栄養指導に努め、母子ともに健康な出産支援に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

令和5年度実績 実人数 27人／年

区分	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
量の見込み (実人数)	30人	30人	30人	30人	30人
確保方策	生後4か月までの乳児のいる対象家庭を全て訪問します				

(確保方策)

- ・訪問に先立って、妊婦相談時に乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握の為の訪問目的や内容を伝え、生後、専門職（保健師等）の家庭訪問指導を全件実施するとともに、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供を実施します。
 - ・支援が必要な家庭には、提供サービスの検討、関係機関との連絡調整の実施に努めます。
- また、訪問指導者は、必要な研修を受け相談技術の向上に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

令和5年度実績 延べ人数 49人／年 実人数 22人／年

区分	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
量の見込み (実人数)	20人	20人	20人	20人	20人
確保方策	養育支援が特に必要な就学前（6歳以下）の児童の家庭を訪問し、学童期（18歳以下）の児童も含めて養育に関する指導・助言を行います。				

(確保方策)

- ・支援が特に必要である者を対象とし、支援方針の検討会を定期開催し短期集中的に又はきめ細かに指導助言を行うなど、密度の濃い支援を行います。
- ・対象者には、適切な養育が行われるよう医療機関や、関係機関等と積極的に連携を取りながら、問題解決に向けた専門支援を提供します。
- ・専門的支援が必要となるときは、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつなぎ、児童福祉や母子保健等複数の観点から、必要に応じて要保護児童対策地域協議会に諮るなど事業他制度と連携して行います。

（６）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

令和５年度実績 延べ人数 ０人／年 施設数 ２箇所

区分	2025 令和７年度	2026 令和８年度	2027 令和９年度	2028 令和１０年度	2029 令和１１年度
量の見込み （延べ人数）	33人	33人	25人	25人	25人
確保方策	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

（確保方策）

- ・子育て短期支援事業は、ひとり親家庭や保護者の入院等、子育て家庭における緊急事態ともいえる状況において、町として対応可能な体制を整えてまいります。
- ・支援を必要とする方が利用できるよう、制度の周知を図り、児童養護施設と町内里親への委託による児童の受け入れ体制の確保に努めます。

（７）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和５年度実績 延べ人数 13人／年

区分	2025 令和７年度	2026 令和８年度	2027 令和９年度	2028 令和１０年度	2029 令和１１年度
量の見込み （延べ人／年）	0人	0人	0人	0人	0人
量の見込み（補正）	13人	13人	13人	13人	13人
確保方策（援助会員数）	25人	25人	25人	25人	25人

（確保方策）

- ・ファミリー・サポート・センター事業の充実に向け、児童の預かり等を必要とする保護者のニーズに対応できるよう援助会員を確保するとともに、状況により依頼会員の利用助成を行うなど、利用者が使いやすい事業を継続します。

（８）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

令和５年度実績 延べ人数 161人／年

区分	2025 令和７年度	2026 令和８年度	2027 令和９年度	2028 令和１０年度	2029 令和１１年度
① 量の見込み (延べ人数)	365人	398人	308人	292人	263人
② 確保方策 (延べ人数)	960人	960人	960人	960人	960人
過不足 (②－①)	595人	562人	652人	668人	697人

（確保方策）【土幌町子育て支援センターに事業を委託して実施・継続】

- ・土幌町子育て支援センターに事業を委託して継続実施。
- ・保護者の通院やリフレッシュ等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について土幌町子育て支援センターにおいて一時預かりを継続実施します。また、令和８年度より新こども園園舎内子育て支援事業においても実施予定。

（９）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。（11時間の開所時間を超えて保育を行う事業）

令和５年度実績 施設数 ０箇所

区分	2025 令和７年度	2026 令和８年度	2027 令和９年度	2028 令和１０年度	2029 令和１１年度
量の見込み (実人数)	6人	6人	6人	6人	6人
確保方策	０箇所	０箇所	０箇所	０箇所	０箇所

（確保方策）

- ・保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズを継続的に調査しつつ、ファミリー・サポート・センター事業の活用や延長保育の検討を行います。

(10) 病児保育事業（病後児保育を含む）

病児について、病院・保育所等に付設された専用のスペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

令和5年度実績 延べ人数 8人／年

区分	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
量の見込み (延べ人数)	57人	55人	52人	51人	49人
病後児保育事業 (認定こども園内)	1日の利用定員数は2人まで、対象は土幌町内のこども園・保育所(園)に入園・入所している児童				
病児保育事業 (町外の病児保育施設)	1日の利用定員数は病児保育施設の利用定員数まで、対象は本町に住所を有する生後6ヵ月の乳児から小学校6年生までの児童の保護者				

(確保方策)

- ・病後児保育は、町内の保育所等に通う児童を対象に認定こども園内において継続して行うとともに、体調不良児対応型病児保育などの検討を行います。
- ・病児保育については、町外の病児保育施設を利用した保護者への助成を継続すると共に、事業の周知に努めます。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

令和5年度実績 実人数 119人／年

(単位：人)

区分	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
① 量の見込み (実人数)	93	87	87	83	85
1年生	25	21	26	22	26
2年生	20	23	19	23	19
3年生	15	14	16	13	16
4年生	14	11	10	12	10
5年生	12	11	9	8	9
6年生	7	7	7	5	5
② 確保方策 (定員数)	170	170	170	170	170
こもれび	120	120	120	120	120
中土幌学童	30	30	30	30	30
上居辺学童	20	20	20	20	20
③ 過不足(②－①)	76	83	84	87	85

(確保方策)

- ・子ども交流センター「こもれび」の運営においては、学童保育利用、一般開放利用、バス待ち利用の3つニーズに応え、多くの児童の居場所となるように設備や体制を整えます。また、一体型の放課後子ども教室を実施することで、子どもたちへの居場所と学びの場を提供します。
- ・中土幌学童保育所の運営においては、全学年の児童の居場所づくりを最優先とし、同施設である「中土幌児童ステーション」との連携した取り組みを行います。
- ・上居辺学童保育所の運営においては、低学年児童の居場所づくりを最優先とし、地域や地域の小学校など関係機関と連携した取り組みを行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び小中学校に通園・通学する児童の保護者が通園・通学している施設に支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

(確保方策)

未就学児童	生活保護を受給している方を対象に支給します。
小学生・中学生	就学援助費：町内の小学校又は中学校に在学する児童・生徒の保護者で生活保護法に規定する要保護及びそれに準ずる程度に困窮している者を対象に支給します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

(確保方策)

- ・民間事業者の新規参入推進については、必要に応じ検討します。

(14) その他事業

①学校給食費子育て支援事業 【継続】

児童・生徒に係る学校給食費について、保護者の負担軽減を図るため令和5年度から、児童生徒の学校給食費を無償化。

②乳幼児等医療費助成事業 【継続】

平成27年度から所得制限を撤廃。平成30年8月からは道内の医療機関において、現物給付により医療費を全額助成。（窓口での自己なし）令和4年8月診療分から18歳の年度末（高校3年生）まで医療費を全額助成。

③出産祝金・入学祝金事業 【継続】

子どもは次世代を担い、明るく豊かで住みよい活力ある、安全で安心できる町づくりの基本財産であるという認識から、本町の住民に対し出産及び小学校入学時に祝い金を支給。

区分	出産祝金	入学祝金
第1子	3万円	—
第2子	3万円	—
第3子	15万円	15万円
第4子	25万円	25万円
第5子以降	50万円	50万円

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が新たに創設されることになりました。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

区分	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
量の見込み(延べ人数)	48人日	45人日	44人日	42人日	41人日
確保方策(延べ人数)	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日

(確保方策)

・家事・育児などに対して不安や負担を抱える、子育て家庭や妊婦のいる家庭を支援員が訪問し、お話を聞いたり一緒に外出や家事をお手伝いします。

(16) 児童育成支援拠点事業

区分	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
量の見込み(実人数)	5人	5人	5人	5人	5人
確保方策(実人数)	0人	0人	0人	0人	0人

(確保方策)

・事業所の設置予定がないため事業としての実施予定はありませんが、教育課、保健福祉課、幼児教育課で連携し、養育環境等に課題を抱える児童等に対して、関係機関へのつなぎを行う等の個々の状況に応じた支援を提供することにより子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

(17) 親子関係形成支援事業

区分	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
量の見込み(実人数)	20人	19人	18人	17人	17人
確保方策(実人数)	0人	0人	0人	0人	0人

(確保方策)

・小規模自治体で個別での対応を行っているため事業としての実施予定はありませんが、子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその児童に対し、情報の提供、相談及び助言を実施し親子間における適切な関係性の構築を図ることが出来る様、保健福祉課、子育て支援拠点等により個別に丁寧に対応します。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出数 30 1 組当たり面談回数 3 回 面談実施合計回数 90 回	30 3 回 90 回	30 3 回 90 回	30 3 回 90 回	30 3 回 90 回
確保方策 (子ども家庭センター)	妊婦等包括相談支援事業	90 回	90 回	90 回	90 回	90 回
確保方策 (上記以外で業務委託)		—	—	—	—	—

(確保方策)

・妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

(19) 乳児等通園支援事業

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0 歳児	量の見込み (延べ人数)	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	確保方策 (延べ人数)	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
1 歳児	量の見込み (延べ人数)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	確保方策 (延べ人数)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
2 歳児	量の見込み (延べ人数)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	確保方策 (延べ人数)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

(確保方策)

・満3歳未満のお子さんのための教育・保育給付を受けていない者を対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となります。

(20) 産後ケア事業

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (延べ人数)	5	5	5	5	5
確保方策 (延べ人数)	20	20	20	20	20

(確保方策)

・退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てが出来る支援体制の確保を行います。

第5章 基本目標ごとの取り組み（行動計画）

1 地域における子育ての支援

【現状と課題】

近年、核家族化、都市化が進む中、地域において人と人とのつながりが希薄になり、身近に相談できる人、協力できる人が少なくなったことから、育児の孤立等が進み、母親の育児負担が増えています。

「アンケート調査」によると就学前児童や小学生のいる保護者の85%以上の方は、何らかの悩みを感じていると回答しています。こうした保護者の不安や負担感を軽減し、安心して子育てができるような地域社会を築くためには、すべての子育て家庭に対して、様々な子育て支援サービスの提供を図ることが必要です。

特に、女性の社会進出が増加している中、子育てをしている人が安心して働くことができる環境の整備やニーズに応じたサービスの充実が求められています。

また、子どもの虐待やいじめなどの問題が顕在化していることから、子どもが健やかに成長する権利を尊重し、かつ保障されるよう環境の整備が急務となっています。

さらに、児童の健全育成を図る上で、地域において児童が自主的に参加、交流できる場が必要であり、各種事業で様々な体験活動の機会を提供し、地域の人材育成にも取り組むことが必要です。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 保育サービスの充実	■認定こども園、保育園、へき地保育所における教育・保育、一時預かり等、質の高い保育・教育を推進します。	☐ 保護者の就労の有無や形態に左右されず、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促すため認定こども園、保育園、へき地保育所の充実を図ります。(幼児教育課) ☐ 子育てをしている人が安心して働くことができるなど、多様なニーズに応じて、利用しやすい保育サービスの提供に努めます。(幼児教育課) ☐ 保育料の完全無償化を進めます。 ☐ 障がい児が安心して保育を受けられる環境を充実します。(幼児教育課) ☐ 病児保育（町外小児科医院等で実施）負担軽減及び病後児保育を継続します。(幼児教育課) ☐ 未就園児の保護者の急な病気や

施策	施策の方向	主な取組
	■認定こども園の改築を実施し、総合的な子育て支援機能を充実します。	怪我、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減など一時預かり事業を継続します。（幼児教育課） □認定こども園の改築を実施し、子育て支援を総合的に提供し、新たな子育てサービスを検討します。（幼児教育課）
（２）子育て支援サービスの充実	■すべての子育て家庭における児童の養育を支援し、子育てしやすい環境の整備を図ります。	□家庭内で保育している親子を対象に、育児不安などの相談や情報提供、親子遊びの広場などを行う子育て支援センター（中土幌児童ステーション内）及び認定こども園における子育て支援事業の充実を図ります。（幼児教育課） □冬期間の遊び場を確保し、親子で一緒に遊びを体験する場、親同士の交流の場の提供や育児に関する情報交換により、仲間づくりを進めます。（幼児教育課・教育課） □妊娠期から子育て期まで、切れ目のないサポートを提供する体制を整備するため、身近な相談機関である認定こども園や、子育て支援センターにおいて各種子育てサービスを実施するとともに、母子保健と児童福祉の連携を図る「ワンストップ相談窓口」として「こども家庭センター～よすが～」を開設します。（保健福祉課・幼児教育課） □特に配慮を必要とする貧困、ひとり親家庭、ヤングケアラー等、子どもと家庭への支援を進めます。（保健福祉課・教育課・幼児教育課）
（３）子育て支援ネットワークづくり	■関係機関の連携による子育て支援や、児童の虐待防止に取り組む要保護児童対策地域協議会をより積極的に推進し、地域全体で子育て家庭を支える環境の充実を目指します。	□民生委員・児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供の充実に努めます。（保健福祉課） □要保護児童対策地域協議会を定期的開催し、関係機関とのネットワークの強化を図り、個別事例はケース会議を開催するとともに、定期的な実務者会議で

施策	施策の方向	主な取組
		のケース管理と、代表者会議においての課題の共有を図り迅速な問題解決に努めます。(保健福祉課) □地域における保育資源を発掘し、地域における相互援助活動であるファミリー・サポート事業を継続します。(幼児教育課) □子育てサークルの育成・支援に努めます。(幼児教育課)
(4) 児童の健全育成	■子どもたちが地域で自由に遊び、安全に過ごすことができるような「子どもの居場所」となる環境づくりを進めます。 ■地域全体で児童の健全育成を推進するため、子ども会や少年団活動の支援や少年団の指導者の発掘・養成を図ります。 ■児童の問題行動の未然防止活動を推進します。	□放課後児童健全育成事業(学童保育・放課後児童クラブ)の充実に努めます。(教育課) □児童の自然とのふれあいや集団生活体験などを行うサタデースクールの充実に努めます。(教育課) □すべての児童がボランティア活動、社会参加活動などの多様な体験活動を行う機会を提供します。(教育課) □子ども会、文化・スポーツ少年団活動を推進し、指導者の育成や地域ボランティアの協力を得て、地域における児童の健全育成活動を支援します。(教育課) □非行や問題行動などの未然防止のため、関係機関と連携を図り、巡視指導活動、相談や、啓蒙・広報活動を継続します。(教育課) □スマートフォン・タブレット等の情報機器による事件・事故に巻き込まれないための事業等を実施します。(教育課)
(5) 世代間交流の促進	■地域の社会資源を活用しながら、世代間交流を進め、高齢者も含めた地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。	□老人福祉施設の訪問など世代間の交流事業を継続します。(幼児教育課)

2 母と子どもの健康の確保・増進

【現状と課題】

近年、社会的な環境の変化により、晩婚化が進む一方、若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。また、核家族化の進展によって、孤立した家庭における子育ては、育児不安や、子どもへの虐待、子どもの心の病気などの問題をますます深刻化させています。

これらの現状から、母と子どもの心とからだを守る健診・相談・支援体制をより一層充実し、妊娠や出産、子育てへの不安を軽減していくことが求められています。

さらに、「子育て支援は妊娠、出産から」との考えから、中高生や初めて子どもを持つ若い世代を対象に、妊娠、出産、子育てなどについて学習する機会を提供するとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要となっています。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 子どもや母親の健康の確保	■安心・安全な出産のための知識の普及に努め、妊娠・出産に主体的に取り組むことができるよう支援します。 ■より良い生活習慣の確立と育児不安の解消を図るため、各種健診・相談・訪問等を通じて、知識の普及啓発や支援体制の充実を図ります。	□不妊に関する相談や不妊治療に関する情報提供、専門医療機関の紹介を行います。(保健福祉課) □特定不妊治療費・不育症治療費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。(保健福祉課) □妊婦の健康保持・増進を図るため、母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査の受診券を交付します。(保健福祉課) □妊産婦安心出産支援費(通院にかかる交通費)助成を継続します。(保健福祉課) □妊婦や子育て家庭への支援のため、「伴走型相談支援」を実施いたします。 出産・育児の見通しを一緒に立てるため、お近くの相談機関で、(1)妊娠届出時、(2)妊娠8か月頃、(3)出産後の3回、相談や訪問による面談を行います。1回目と3回目の面談を受け、合計10万円支給いたします(保健福祉課) □生活環境・健康上のハイリスク者で支援が必要な妊産婦について早期支援・介入をします。(保健福祉課)

施策	施策の方向	主な取組
	■ 予防接種による感染症の発生や蔓延を予防するほか、医師会の協力の下での当番医制の実施を継続します。	□ パパママ教室を開催し、父母とともに妊娠期を充実して過ごせるよう支援していきます。（保健福祉課） □ 【再掲】 妊娠期から子育て期まで、切れ目のないサポートを提供する体制を整備するため、身近な相談機関である認定こども園や、子育て支援センターにおいて各種子育てサービスを実施するとともに、母子保健と児童福祉の連携を図る「ワンストップ相談窓口」として「こども家庭センター～よすが～」を開設します。（保健福祉課・幼児教育課） □ 子どもの健やかな発育と育児不安の解消を図るため、乳児家庭全戸訪問を行います。（保健福祉課・幼児教育課） □ 妊婦・乳幼児健康診査の未受診者の状況を把握し、受診勧奨を行います。（保健福祉課） □ 各種健診・各種教室・相談・訪問等を通じ、妊産婦・乳幼児の健康増進と子育て相談への対応を図ります。（保健福祉課） □ 電子母子手帳アプリ「母子モ」の活用による子どもの成長記録と予防接種・各種子育て情報の配信に努めます。（保健福祉課） □ 感染症の発生、蔓延予防のため、法で定められた定期予防接種を実施します。（保健福祉課） □ 認定こども園、保育所（園）、小中学校において健康診断を実施し、病気の予防や保健指導を推進します。（幼児教育課・教育課） □ 乳幼児等医療給付事業（中学校3年生まで）による医療費の無償化を継続します。（保健福祉課） □ 医師会の協力の下での休日当番医制の実施を継続します。（保健福祉課）

施策	施策の方向	主な取組
(2) 食育の推進	■妊婦・乳幼児の栄養指導を行います。 ■認定こども園・保育所（園）における食指導を行います。 ■食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、心身の健康の増進を図ります。	□国保病院における医師の確保に努めます。（国保病院） □乳幼児健診、各種相談、各種教室において、個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導を継続します。（保健福祉課） □幼児の生活実態アンケート結果から保護者と子どもに食育講話を継続します。（保健福祉課・幼児教育課） □認定こども園・保育所（園）給食だよりによる情報提供と食指導を継続します。（幼児教育課） □アレルギーなどに配慮した給食の提供と危機管理体制の充実に努めます。（幼児教育課） □食農体験学習「大地くんと学ぼう」を通して、地域の産業や食育を学ぶ学習の充実に努めます。（教育課） □「お弁当の日」を設け、食への感謝の気持ちを育みます。（教育課） □栄養教諭等による食育の指導を通し、望ましい食習慣や生活習慣の確立に努めます。（学校給食センター） □アレルギーなどに配慮した給食の提供と危機管理体制の充実に努めます。（学校給食センター）
(3) 思春期保健対策の充実	■児童生徒の発達段階に応じた性教育や喫煙防止教育等について、関係機関と連携し、性や性感染症予防の教育、喫煙や薬物に関する知識について普及啓発に努めます。	□子どもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育の充実に努めます。（教育課） □10代の自殺や不健康なダイエット等の思春期の課題や心の問題に対応するため、相談体制の充実に努めます。（教育課） □未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響について、保護者等をはじめ、地域ぐるみでの普及啓発を図ります。（教育課）

3 子どもの教育環境の整備

【現状と課題】

近年、児童虐待の増加やいじめ、不登校、非行といった子どもを取り巻く環境の問題が深刻化していますが、その背景には、少子化の進行や、地域における地縁的なつながりの希薄化などが要因の一つと言われています。また、保護者の間では、子どもの教育やしつけの仕方がわからないといった育児に関する悩みが多くなっています。

家庭は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣やモラル、自律心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。家庭の教育力が向上するためには、学校や地域の協力を得ながら、保護者からの相談体制をより一層充実するとともに、若い世代から保護者の役割や責務を自覚できる社会環境づくりを進めていくことが必要です。

学校教育では、子ども一人ひとりが自らの能力を伸ばし、生き生きと学校生活を送ることができる「子どもが主役の学校づくり」が求められており、学校と地域が連携しながら、教職員の創意工夫による教育活動ができる環境づくりなど、特色ある学校づくりに努めることが必要です。

また、いじめ、不登校、非行などの課題解決に向けた教育活動に取り組むとともに、体験活動を通じた親子のふれあいや世代間交流を図るなど、子どもの健全育成を進めていくことが必要です。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 次代の保護者の育成	■学校の授業や体験活動を通して、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義についての教育・啓発を図ります。	□家庭科、生活科、道徳科の授業で体験学習などを通して、乳幼児について考える機会を提供し、異年齢児や世代間の交流事業を検討します。(教育課)
(2) 学校の教育環境等の整備	■きめ細かい支援による学習環境の向上と学習内容の充実を図ります。 ■いじめや不登校など児童生徒の課題に対する相談指導体制の充実を図ります。	□児童生徒の実態に合わせた指導を行うため、各学校で学校課題や児童生徒の学習状況に応じた指導を行います。(教育課) □時代のニーズに則した講演会や多様な活動体験の場を提供します。(教育課) □いじめ・不登校等問題対策協議会を通じて適切な情報提供に努め、いじめ等の未然防止や早期発見、早期対応、早期解消に努めます。(教育課) □学校の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、児童・生徒の問題行動等の防止に努めます。(教育課)

施策	施策の方向	主な取組
	■障がいのある児童の学習支援の実施など特別支援教育の充実を図ります。 ■保護者の教育費負担の軽減を図ります。	□土幌町子育て支援連携協議会を中心に関係機関との連携に努めます。(教育課) □サポートファイル「ほろっと」の活用に努め、一人ひとりの教育ニーズに応じた指導の充実に努めます。(教育課・幼児教育課) □特別支援教育コーディネーターを中心として、各学校の個別の支援を必要とする子どもたちの指導体制の充実に努めます。(教育課) □小中学校就学援助費支給事業や主要5教科補助教材公費負担及び、高等学校等修学支援金事業を継続し、保護者の教育費負担の軽減を図ります。(教育課・保健福祉課) □土幌町フリースクール等利用料補助金を交付し、保護者の負担の軽減を図ります。(教育課)
(3) 家庭や地域の教育力の向上	■家庭教育は教育の出発点であるという基本的認識を踏まえ、家庭教育力の向上を図ります。 ■児童生徒の地域行事への参加やPTA 活動、町内会活動、生涯学習活動などの促進のほか、こども会、各種文化・スポーツ活動等の支援に努めます。	□認定こども園、保育所(園)、小中学校の保護者会や行事等を通して、家庭教育の重要性を啓発します。(幼児教育課・教育課) □家庭教育に関する学習の機会や情報の提供、相談体制の充実を図ります。(幼児教育課・教育課) □ブックスタート事業、教育を考える集いを通して保護者が子どもと共に学ぶ機会の充実に努めます。(教育課) □多様な経験を積みながら、健康に育つようボランティア・社会参加活動機会の拡充を図ります。(教育課) □教育を考える集いの開催により、保護者が子どもと共に学ぶ機会の充実に努めます。(教育課) □関係機関との連携による交流事業の充実に努めます。(教育課)

施策	施策の方向	主な取組
(4) 有害環境 対策の推進	■喫煙・飲酒・薬物乱用が健康に与える影響等、子どもが正しい知識を習得するための効果的な対応を図るほか、スマートフォン等の普及を踏まえた有害環境への対策に努めます。	□喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を実施します。(教育課) □【再掲】スマートフォン・タブレット等による事件・事故に巻き込まれないための事業等を実施します。(教育課) □ネット依存、ネット被害、SNS等のトラブルを未然に防止するため、情報モラル教育を行います。(教育課)

4 子育てを支援する生活環境の整備

【現状と課題】

土幌町の優れた特性である豊かな自然環境を保全し、子どもの育ちにやさしい環境をつくり、これらの財産を次の世代に引き継ぐことは、重要な使命です。

また、生活基盤の整備が子育てに大きな影響をもたらすため、公共空間の確保や安全な道路交通環境の整備、子育てに配慮した住環境の質的向上が必要です。

さらに、公共施設のユニバーサルデザインの推進など、子育て中の親を含めたすべての人に配慮した「安全・安心で快適なまちづくり」を行い、気軽に乳幼児を連れて歩ける施設環境が求められています。

アンケート調査では、「雨天、冬期間に遊べる場所」の要望が数多く出ています。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 安全な道路交通環境の整備	■親子が安全に安心して外出することができる道路交通環境を確保します。	□安全で歩きやすい歩道の確保や適切な維持管理を推進します。(建設課) □通学路や学校周辺の注意啓発看板等の設置や回転灯などを設置する交通安全対策を継続実施します。(町民課)
(2) 安心して外出できる環境の整備	■妊産婦や乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境整備に取り組めます。	□多目的トイレの整備やベビーシート、ベビーチェアなどの設置や授乳室の配置の促進を図ります。(全課)
(3) 子どもの遊び場の確保	■公園の適切な維持管理を図ります。 ■雨天時、冬期間の遊び場の確保と親子で参加できるイベント等の開催を検討します。	□公園の遊具などの定期点検や補修、更新により、適切な維持管理を図ります。(建設課) □雨天、冬期間の子どもたちや親子連れなどが安心して遊べる場所の確保に努めます。(幼児教育課・教育課) □親子で遊びながら学習できるイベント等の開催を検討します。(幼児教育課・教育課)

5 仕事と家庭との両立の推進

【現状と課題】

現在は仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や、家庭における男女の役割分担などの見直しを含めた、新しいワーク・ライフ・バランスの推進が求められてきました。今回のアンケート結果にも夫の育児や家事への参加意識も高まってきているようです。また、家庭生活を重視する考えも社会的に増えてきているなか、出産後に社会に復帰する女性は増加傾向にあるため、より一層結婚、出産後も希望する女性が仕事を続けられるよう、育児休業や短時間勤務制の導入など、職場環境の整備を進めることが必要です。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 男女の働き方の見直し・多様な働き方の実現	■ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方の選択ができるよう働き方の見直しを図ります。	□子育てしやすい労働環境、多様な雇用環境の整備に柔軟に対応する事業所の拡大を図るため、子育て支援関係法令の情報提供や要請を行います。(幼児教育課)
(2) 仕事と子育ての両立の推進	■男女平等参画社会の実現や仕事と子育ての両立を推進します。	□育児休業の取得促進や子育て期間中における短時間勤務制の導入など、多様な仕事と子育てを両立しやすい職場環境への取り組みや情報提供を行います。(幼児教育課) □夫婦がお互い協力して子育てを行う機運を醸成するための広報啓発活動や子育てに関する情報提供を行います。(保健福祉課・幼児教育課)

6 子ども等の安全の確保

【現状と課題】

急速な過疎化・少子化・高齢化・核家族化の進展等により、子どもを取り巻く社会環境も変化し、発生する犯罪に子どもが巻き込まれるケースも全国的に増加しています。児童・生徒等の登下校時における変質者・不審者による被害が報告され、日常生活での子どもの安全確保が求められています。

また、交通環境の変化や交通マナーの低下、あるいは交通ルール違反などによる交通事故が後を絶たず、特に交通弱者である多くの子どもや高齢者などがこの犠牲になっているのが現状です。加えて、高齢ドライバーによる事故も増加しています。

このようなことから、歩行者やドライバー双方に交通ルールの習得と交通安全の啓発を行うとともに、歩行者の視点に立った「まちづくり」を進めていく必要があります。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 交通安全教室の推進	■児童・生徒やドライバーへの交通安全啓発などにより、交通事故のない安全・安心な町づくりを推進します。	☐ 小学生、保育所（園）・認定こども園児を対象に、警察や関係機関等の協力により開催している交通安全教室を継続実施します。（教育課・町民課・子ども課） ☐ 交通安全資材や教材の配布による普及啓発活動を継続実施します。（教育課・町民課・幼児教育課） ☐ 小学校登下校時における交通安全指導員の配置による交通安全に対する意識の高揚と安全確保の取組を継続します。（町民課） ☐ 旗波街頭啓発やデイ・ライト運動を継続します。（町民課）
(2) 犯罪等の被害防止活動	■子どもを犯罪等の被害から守るため、町内会や関係団体などの協力や警察や関係機関との連携を図り、情報交換や犯罪などの迅速な情報提供による被害の未然防止に努めます。	☐ 地域の実態に即した犯罪被害防止にかかる広報啓発や防犯巡回活動を継続します。（町民課） ☐ 防犯カメラによる犯罪の未然防止と迅速な解決に努めます。（町民課） ☐ 町公式 LINE 等の情報ツールの活用により、子どもを犯罪等の発生情報や注意喚起を促すことのできる環境整備を行います。（教育課・幼児教育課）

7 支援を必要とする児童への取り組みの推進

【現状と課題】

近年、児童虐待に関する相談件数は、増加する傾向にあり、暴力や育児放棄（ネグレクト）等により、その内容も深刻化・複雑化しています。すべての児童の健全な成長を保障するためには、児童虐待の防止と早期発見が課題となっており、親と子どもとの問題行動に地域全体で対応する仕組みづくりが求められています。

一方、離婚の増加等により、母子家庭等のひとり親家庭が増えていると考えられますが、ひとり親家庭における子育ては、一般的に経済的・社会的に不安定な状態であり、自立した社会生活を送ることができるよう支援を進めていくことが必要です。

また、特に支援が必要な児童の健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 児童虐待防止対策の充実	■ 関係機関の連携協力による相談・対応の充実を図るとともに、児童虐待の防止と早期発見のため、地域のネットワーク化を推進します。	□ 乳幼児健康診査や保健活動、乳児家庭全戸訪問事業を通じ、養育支援を必要とする家庭を早期に把握します。（保健福祉課） □ 要保護・要支援児への親子関係の構築に向けた訪問型の支援事業（子育て世帯訪問支援事業）や短期入所型支援事業の整備を図ります。（保健福祉課） □ 各担当課や関係機関との連携を強化するとともに、民生児童委員をはじめとした「地域のちから」の助けを借り、児童虐待を防止します。（保健福祉課・教育課・幼児教育課） □ 要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、道などが実施する講習会への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。（保健福祉課・教育課・幼児教育課） □ 要保護児童対策推進協議会の組織体系を見直し、ケース会議、実務者会議、代表者会議を3層体系で開催し児童相談所をはじめとした関係機関と連携し、児童虐待による重大事例の発生をくい止める体制を強化します。（保健福祉課・教育課・幼児教育課）

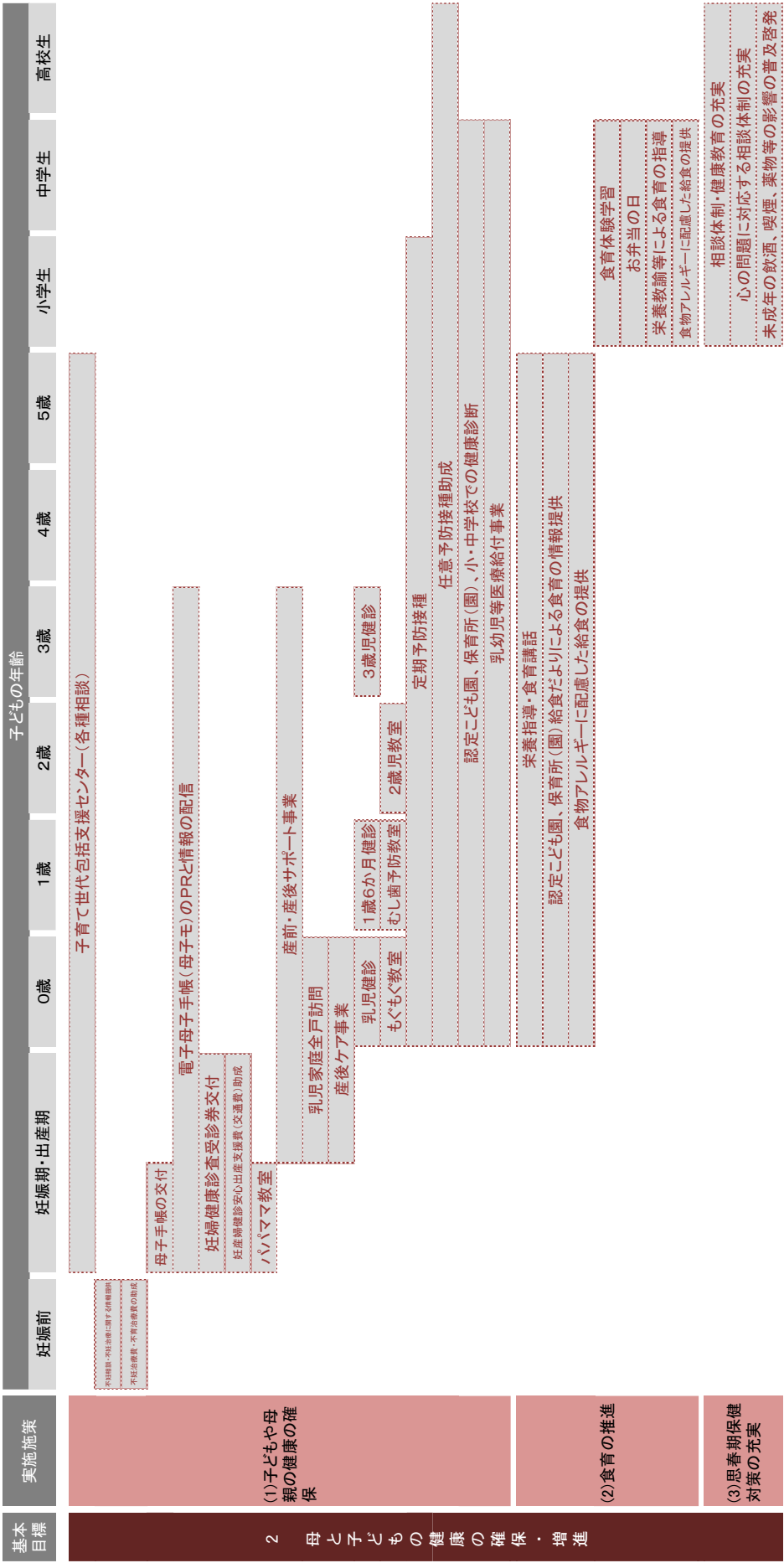
施策	施策の方向	主な取組
(2) 貧困、ひとり親家庭等、子どもと家庭への支援	■ひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援など取り組みの充実を図ります。	□子育て・生活支援として、サービス利用における助成を継続します。(保健福祉課・幼児教育課) □ひとり親家庭等に対する医療費の助成を継続します。(保健福祉課) □子どもの貧困対策として、ひとり親家庭への支援施策の充実を図ります。(教育課・保健福祉課・幼児教育課) □自立相談支援事業所「とかち生活あんしんセンター」の活用により、就労支援を図ります。(保健福祉課) □こども家庭センターを利用した相談事業や居場所事業を実施し、支援が必要な子どもを早期に発見し、特に支援が必要な子どもの見守り体制強化を図ります。(保健福祉課)
(3) ヤングケアラー家庭への支援	■ヤングケアラー等に対する実態の把握と子どもが家庭の事情等により子どもへの負担の軽減と家庭への支援をすすめます。	□子どもにとってどのような状況が望ましいかを子どもと一緒に考え支援につなげます。(保健福祉課・教育課・幼児教育課) □地域包括支援センター等関係機関と連携し家族の支援が適切に調整されるよう支援します。(保健福祉課・教育課・幼児教育課)

施策	施策の方向	主な取組
(4) より個々の特性に応じた児童への施策の充実	■関係課が連携をとり、障がいや医療ケアに応じた専門機関のサポートを受けながら支援体制の充実を図るとともに社会的障壁の除去に努めます。 ■保護者の育児不安の解消を図るため、心身の発達状況の確認や相談を実施します。 ■特別な教育的支援の必要な児童生徒への指導及び施設整備の充実を図ります。	□より身近な地域で、適切な支援を行うため、こども発達相談センターにおける指導体制・指導内容を充実します。(教育課) □年少期からの養育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、通園やりハビリテーション等に係る交通費の助成を継続します。(保健福祉課) □障がいや医療ケアの状況に応じてサービスを調整する体制を整備するとともに地域に必要なサービスの構築を図ります。(保健福祉課) □心身の発達の遅れや障がい、慢性疾患を有する子ども等発達の経過観察が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携を図りながら、育児の悩みや不安を軽減します。(保健福祉課・幼児教育課) □特別支援学級における生活介助員の配置、通常学級における学習支援員の配置など学習支援体制と施設整備の充実を図ります。(教育課)

子育て支援施策の全体像

基本 目標	実施施策	子どもの年齢										
		妊娠前	妊娠期・出産期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生
1 地域における子育ての支援	(1)保育サービスの充実					認定こども園、保育園、へき地保育所の充実 利用しやすい保育サービスの提供	病児保育	病後児保育	一時預かり事業	ファミリーサポート事業		
	(2)子育て支援サービスの充実					子育て支援事業の充実（中土幌児童ステーション・認定こども園）	子育て相談	雨天、冬期間の遊べる場所の確保	子育て世代包括支援センター			
	(3) 子育て支援ネットワークづくり					民生委員・児童委員との協力 要保護児童対策地域協議会（対象：18歳未満） ファミリーサポート事業						
	(4)児童の健全育成											
(5)世代間交流の促進												

子育て支援施策の全体像



子育て支援施策の全体像

基本 目標	実施施策	妊娠前	妊娠期・出産期	子どもの年齢							小学生	中学生	高校生
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳				
3 子どもの教育環境の整備	(1)次代の保護者の育成	異年齢児や世代間の交流事業の検討											
	(2)学校教育環境等の整備	児童生徒の実態に合わせた指導 講演会や多様な活動体験の提供 いじめ・不登校等問題対策協議会 学校の教育相談体制の充実											
	(3)家庭や地域の教育力の向上	子育て支援連携協議会と関係機関の連携 「ほろっと」の活用による指導の充実 特別支援教育コーディネーターを中心とする指導体制の充実 小中学校就学援助費支給事業 高等学校等就学支援金事業											
	(4)有害環境対策の推進	保護者会や行事等を通して家庭教育の重要性の啓発 家庭教育に関する情報の提供、相談体制の充実 ブックスタート事業											
4 生活環境を整えて子育てを支援	(1)安全な道路交通環境の整備	安全で歩きやすい歩道の確保・維持管理、交通安全対策											
	(2)安心して外出できる環境の整備	他目的トイレ、ベビーシート、ベビーチェア、授乳室の設置											
5 仕事と子育ての両立の推進	(3)子どもの遊び場の確保	雨天、冬期間の遊べる場所の確保 親子で遊びながら学習できるイベント等の開催の検討											
	(1)男女の働き方の見直し、多様な働き方の実現												
6 安全な子ども健等保	(2)仕事と子育ての両立の推進												
	(1)交通安全教室の推進	交通安全教室 交通安全資材・教材の配布 交通安全指導員の配置											
	(2)犯罪等の被害防止活動	防犯カメラによる犯罪の未然防止 町公式LINE等の情報ツールの活用による犯罪等の発生情報の周知、注意喚起											

子育て支援施策の全体像

基本 目標	実施施策	妊娠前	妊娠期・出産期	子どもの年齢									
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生	
7 への支援を必要とする児童	(1)児童虐待防止対策の充実	乳幼児健康診査・乳児家庭全戸訪問事業による養育支援家庭の把握											
		民生児童委員や地域のちからによる児童虐待の防止(対象:18歳未満)											
		児童相談所等との連携による児童虐待の防止(対象:18歳未満)											
	(2)貧困、ひとり親家庭等、子どもと家庭への支援	ひとり親家庭に対する経済的支援・医療費の助成											
	(3)ヤングケアラー家庭への支援	とかち生活あんしんセンターの活用による就労支援											
	(4)より個々の特性に応じた児童への施策の充実	ヤングケアラー等に対する実態の把握と子どもが家庭の事情等により子どもの負担の軽減と家庭への支援											
		こども発達相談センターにおける指導体制・指導内容の充実											
		養育・リハビリテーション等の交通費の助成											
		心身の発達状況の確認や相談											
		特別支援学級における生活介助員の配置											
		通常学級学習支援員の配置											

第6章 計画の推進及び点検評価

1 計画の推進体制

(1) 町の推進体制

町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、幼児教育課長を委員長に、関係職員を委員とする「土幌町子ども・子育て支援庁内検討委員会」を設置しており、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組めます。

(2) 土幌町子ども・子育て会議

町では、子ども・子育て支援法に基づき、「土幌町子ども・子育て会議」を設置しています。

子ども・子育て会議では、町長の諮問に応じ、子ども・子育て支援の重要事項の調査審議等を行うとともに、本計画の進捗状況等の検証を行います。

2 計画の点検評価

点検評価にあたっては、子ども・子育て会議をはじめ、保護者からの意見を踏まえ、毎年度の取り組みの概要、事業指標の達成状況などについて、町民にわかりやすい内容となるように努めます。

また、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルを重視し、点検評価結果等を踏まえ、必要に応じて施策の内容や取り組み方法等の見直しを行うこととします。

